

第九次桶川市高齢者福祉計画及び 第八次桶川市介護保険事業計画

計画期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日



令和3年3月

桶川市





計画の策定に当たって

我が国は急速な高齢化の進展に伴い、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年（2000年）に介護保険制度を創設しました。介護保険制度は、制度創設以来20年が経過し、65歳以上の高齢者は、約2,200万人から3,600万人へと1.6倍に増加し、高齢化率は28.7%となるなかで、介護サービスの利用者数も約3.2倍に増加しております。介護サービスの利用は、今では高齢者にはなくてはならない制度として定着・発展しました。

現在、桶川市においても総人口に対する65歳以上の高齢者の割合は、29.5%となり、およそ3人に1人が65歳以上となります。

このような状況下において、本計画は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度の3か年を計画期間とし、国の示す基本指針などを踏まえ、「高齢者一人ひとりが人として尊厳を持ち、自らの意志に基づき住み慣れた地域でいきいきと健やかに生きがいを持って、自立して暮らすことができる社会の構築を目指す」ことを基本理念として策定しました。

本計画においては、市の実情に合わせ、住まい、医療、介護・予防、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を更に推進し、介護予防や健康づくり、認知症施策の充実を図るとともに、地域共生社会の実現に向けての取組を重点的に推進することとしております。とりわけ、介護予防・健康づくりに関する施策においては、増加する高齢者が心身ともに健康な期間をできるだけ維持していくことができるよう、地域における介護予防教室や通いの場の充実、高齢者の社会参加などに積極的に取り組んでいくこととしております。また、介護保険事業におきましても、安定的な維持・運営と円滑な実施に努めてまいりますので、本計画の施策の推進に引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、1年以上に渡り様々な視点から熱心にご審議いただき、ご尽力を賜りました計画策定委員会の皆様方をはじめ、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等やパブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和3年3月

桶川市長

小野克典

目次

第1章 計画の位置づけ	1
1. 計画策定の背景・趣旨	2
2. 計画の法的位置づけ及び性格	4
3. 計画の期間及び見直しの時期	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	7
1. 高齢者人口等の推移と要介護認定者の状況	8
2. 市民意識調査結果のまとめ	15
第3章 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念	30
2. 政策目標と施策の展開	31
3. 圏域の考え方	32
第4章 施策の展開	35
基本施策1 健康増進のための啓発・事業の推進	36
基本施策2 社会参加の促進	40
基本施策3 自立生活の支援サービスの充実	43
基本施策4 在宅を支える介護保険サービスの充実	47
基本施策5 自分らしい住まいや施設の選択	55
基本施策6 医療と介護の連携による在宅継続の促進	59
基本施策7 認知症施策の総合的な推進	62
基本施策8 地域包括ケアシステムの推進	65
基本施策9 高齢者にやさしい地域づくりの推進	69

第5章 介護保険料の見込み 73

1. 介護保険制度の仕組みと動向.....74
2. 介護保険サービスの利用の見込み.....77
3. 第八次の総事業費の見込み.....79
4. 介護保険給付に係る費用の負担割合.....81
5. 第八次の介護保険料の見込み.....81
6. 第八次の第1号被保険者の保険料推計に当たっての検討.....82
7. 市町村特別給付等について.....83
8. 低所得者対策について.....83
9. 施設サービスの基盤整備について.....84
10. 介護給付の適正化について.....85

第6章 計画の推進 87

1. 総合相談体制等の拡充.....88
2. 情報提供及び広報の充実.....88
3. 苦情・相談等サービス向上の取組.....88
4. 計画推進状況の確認.....88

資料編..... 89

1. 計画策定の流れ.....90
2. 市内の介護事業者一覧.....93
3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ.....99
4. 在宅介護実態調査データ.....112
5. 用語解説.....118

第1章 計画の位置づけ

第1章 計画の位置づけ

1. 計画策定の背景・趣旨

(1) 2025年、2040年を見据えた計画へ

介護保険制度は、介護を必要とする高齢者の増加や介護期間の長期化など介護ニーズが増大する一方、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など社会環境が大きく変化したことから、平成12(2000)年にスタートしました。

それ以降、わが国では、少子高齢化が進行し、総人口が減少を続ける一方で、平成27(2015)年には団塊の世代が65歳以上となり、高齢者人口は大幅に増加しています。桶川市におきましても、令和2年4月1日時点で高齢化率が29%を超えており、高齢化はさらに進行していく見込みです。それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、介護者など支援が必要となる人は増加・多様化するとともに、現役世代の減少といった問題も生まれてきます。

そこで、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを段階的に構築し、健やかに暮らせる安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

このようなことから本市では、平成30(2018)年3月に策定しました「第八次桶川市高齢者福祉計画及び第七次桶川市介護保険事業計画」における基本的な考え方を踏襲しつつ、高齢者を取り巻く環境の変化による課題に対して、本市が目指すべき高齢者に関する保健、福祉施策と介護保険施策を総合的、体系的に実施していくため、「第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画」を策定します。

日本の2025年の姿

- 団塊世代が後期高齢者に突入
- 国民の4人に1人が後期高齢者
- 高齢者5人に3人が後期高齢者

日本の2040年の姿

- 団塊ジュニア世代が高齢者に突入
- 1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える
- 現役世代の減少

2025年の課題

- 社会保障費が1.15倍(2018年比較)
- 医療費が1.2倍(2018年比較)
- 介護給付費が1.4倍(2018年比較)
- 医療・介護従事者の人材不足
- 高齢者の5人に1人が認知症
- 介護施設の不足

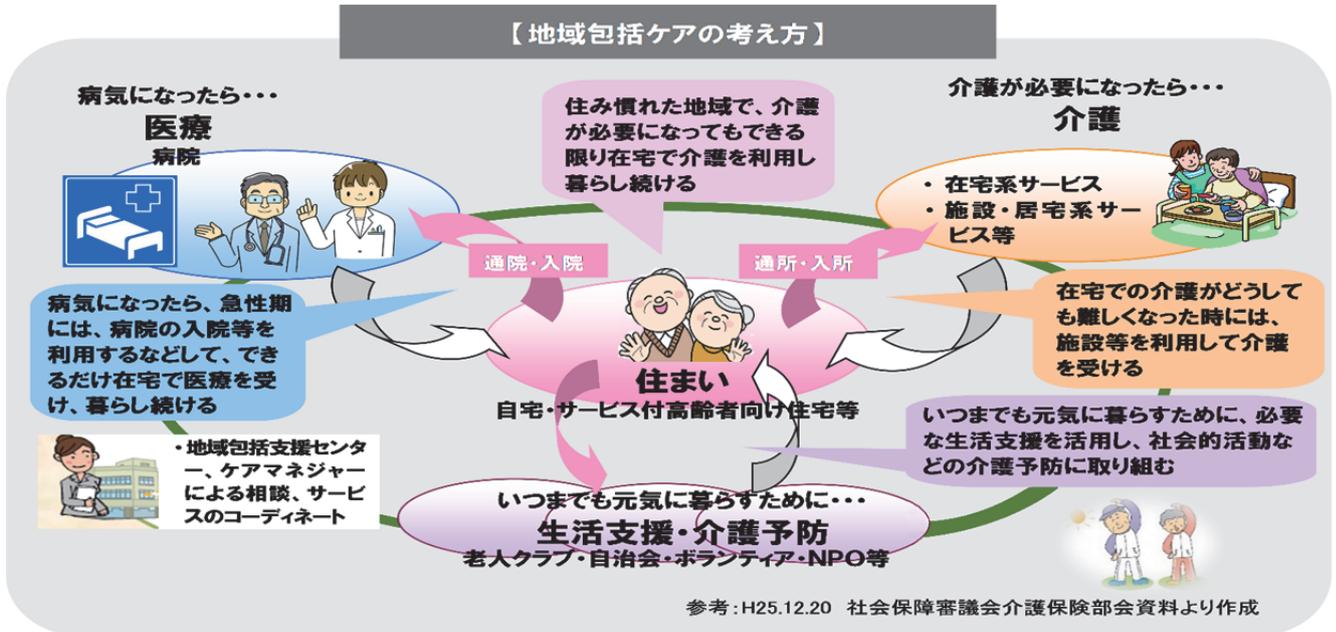
2040年の課題

- 社会保障費が1.6倍(2018年比較)
- 医療費が1.7倍(2018年比較)
- 介護給付費が2.4倍(2018年比較)
- ロストジェネレーション世代の高齢化
- 現役世代の負担増大
- 介護施設の老朽化

(2) 計画策定の方向性

① 地域包括ケアシステムの深化・推進

第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画は、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、前計画に引き続き、本市の実情に合わせた住まい、医療、介護・予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進する計画とします。



② 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

いつまでも元気に暮らすためには、日頃の介護予防への取組が重要になることから、市のみならず、市民主体による介護予防への取組に対する支援を行い、高齢者が様々なところで介護予防に取り組める体制を充実させ、推進する計画とします。

③ 認知症施策の推進

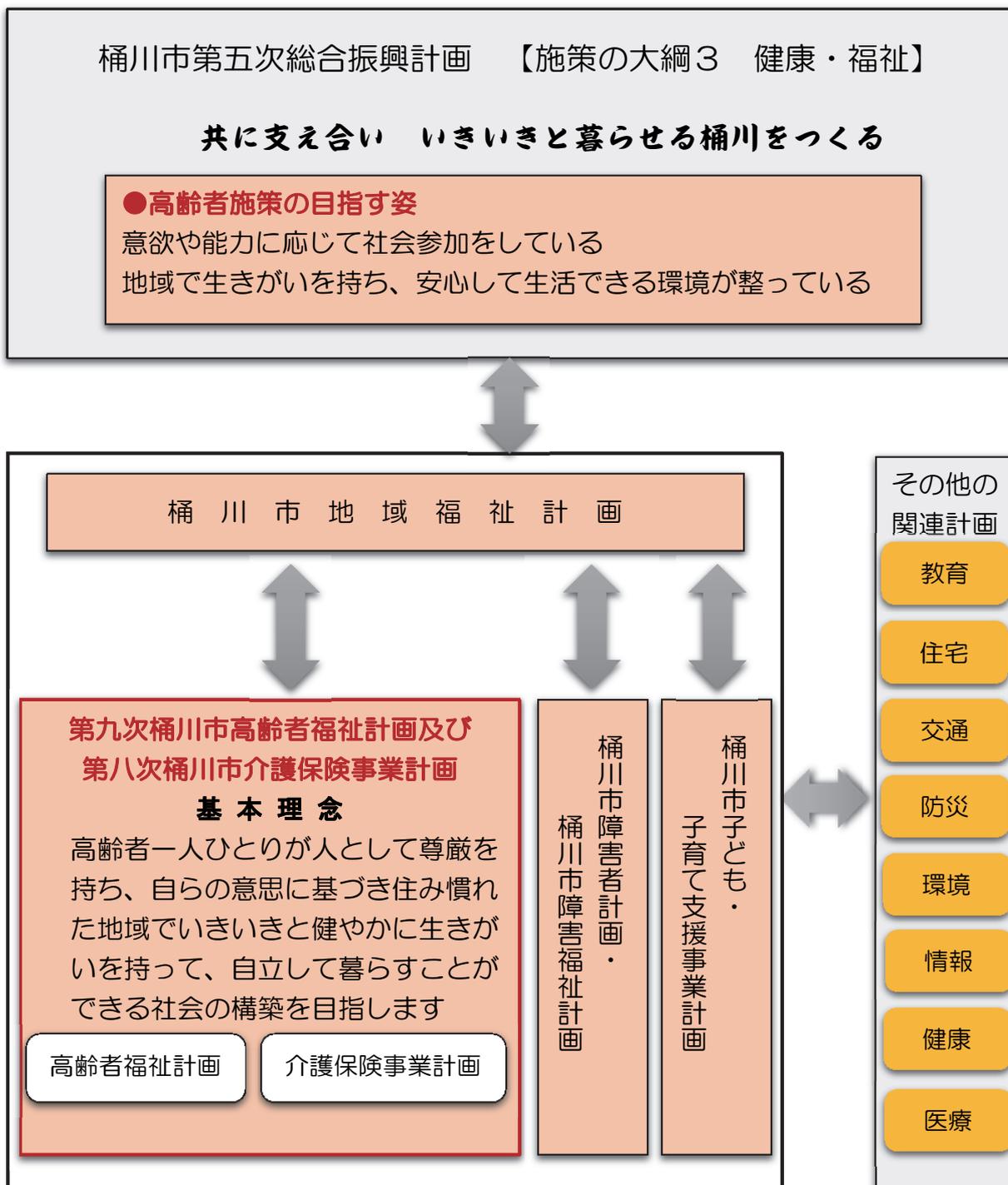
認知症の人の数は、令和7（2025）年には全国で約700万人（約20%）となると推計され、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。令和元（2019）年6月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、認知症の人ができるかぎり地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができるよう「普及啓発」や「予防」などの施策を総合的に推進する計画とします。

④ 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。元気な暮らし、生きがいのある暮らし、安全安心な暮らしを地域全体で支えるまちづくりを目指した計画とします。

2. 計画の法的位置づけ及び性格

第九次桶川市高齢者福祉計画及び第八次桶川市介護保険事業計画は、「老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8第1項、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設における事業体制の確保に関する計画）及び「介護保険事業計画」（介護保険法第117条、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画）の位置づけの下、これらの2つの計画を併せ持つものとして作成します。



3. 計画の期間及び見直しの時期

桶川市高齢者福祉計画及び桶川市介護保険事業計画の内容については、介護保険料の財政均衡期間との整合性を踏まえ、3年ごとに見直しを行っています。

両計画の策定に当たり、令和7（2025）年、令和22（2040）年の将来の姿を見据えた中で、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とします。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
第四次高齢者福祉計画 第三次介護保険事業計画	→																		
第五次高齢者福祉計画 第四次介護保険事業計画				→															
第六次高齢者福祉計画 第五次介護保険事業計画						→													
第七次高齢者福祉計画 第六次介護保険事業計画							→												
第八次高齢者福祉計画 第七次介護保険事業計画										→									
第九次高齢者福祉計画 第八次介護保険事業計画																	→		

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
第十次高齢者福祉計画 第九次介護保険事業計画		→																
第十一次高齢者福祉計画 第十次介護保険事業計画				→														
第十二次高齢者福祉計画 第十一次介護保険事業計画						→												
第十三次高齢者福祉計画 第十二次介護保険事業計画							→											
第十四次高齢者福祉計画 第十三次介護保険事業計画										→								
第十五次高齢者福祉計画 第十四次介護保険事業計画													→					

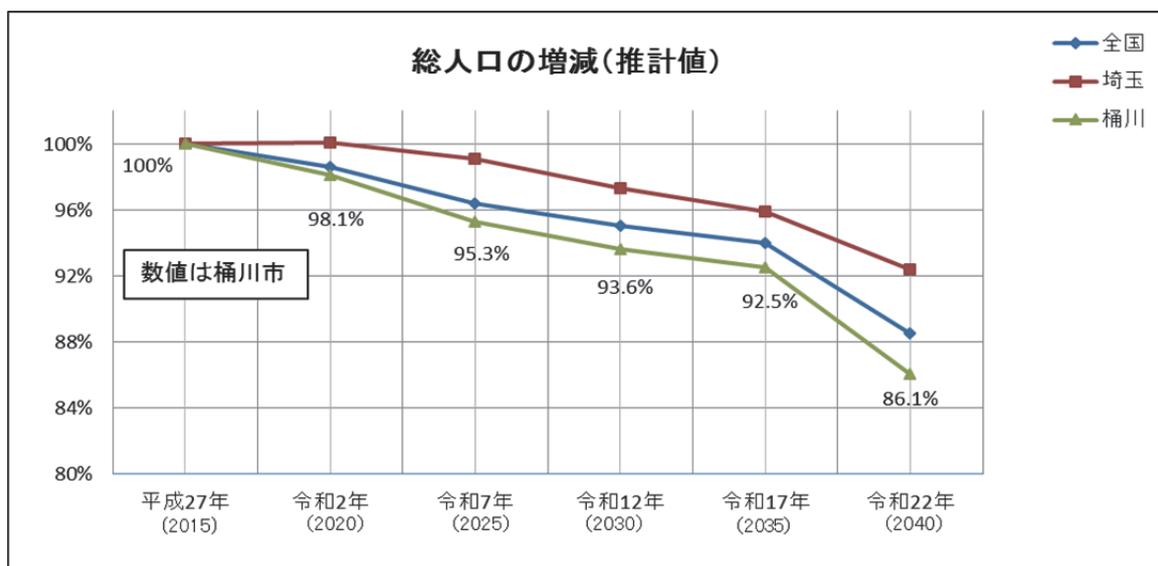
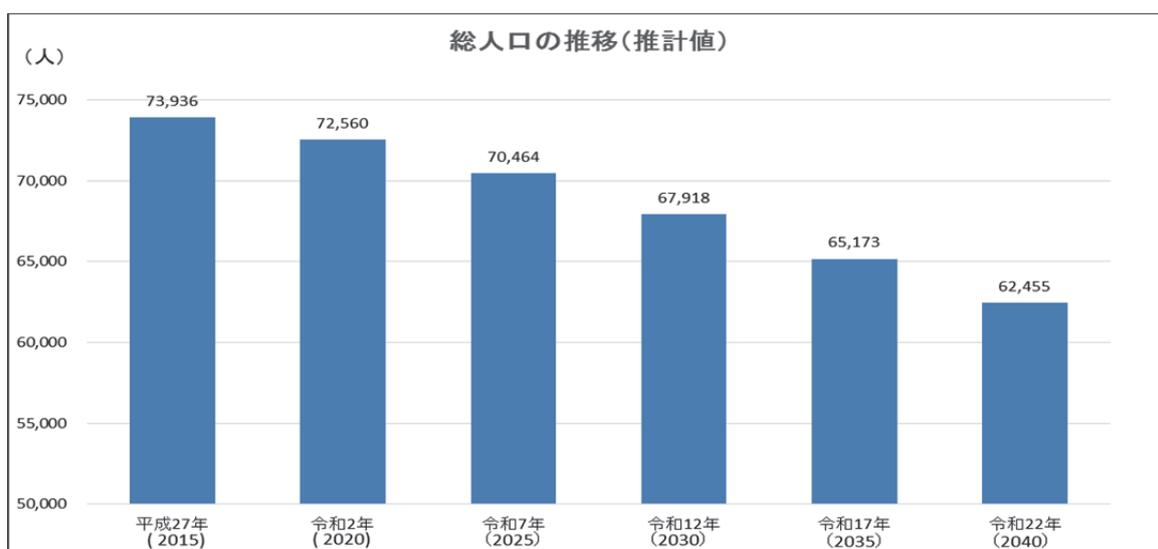
第2章 高齢者を取り巻く現状

第2章 高齢者を取り巻く現状

1. 高齢者人口等の推移と要介護認定者の状況

(1) 総人口の推移（将来推計）

桶川市の総人口は、平成27（2015）年の73,936人から、長期的に減少傾向が続き、令和7（2025）年には約7万人、令和22（2040）年には約6万2千人になると推計されています。全国、埼玉県に比べ、減少の程度が大きくなっています。



総人口の推移

(単位:人)

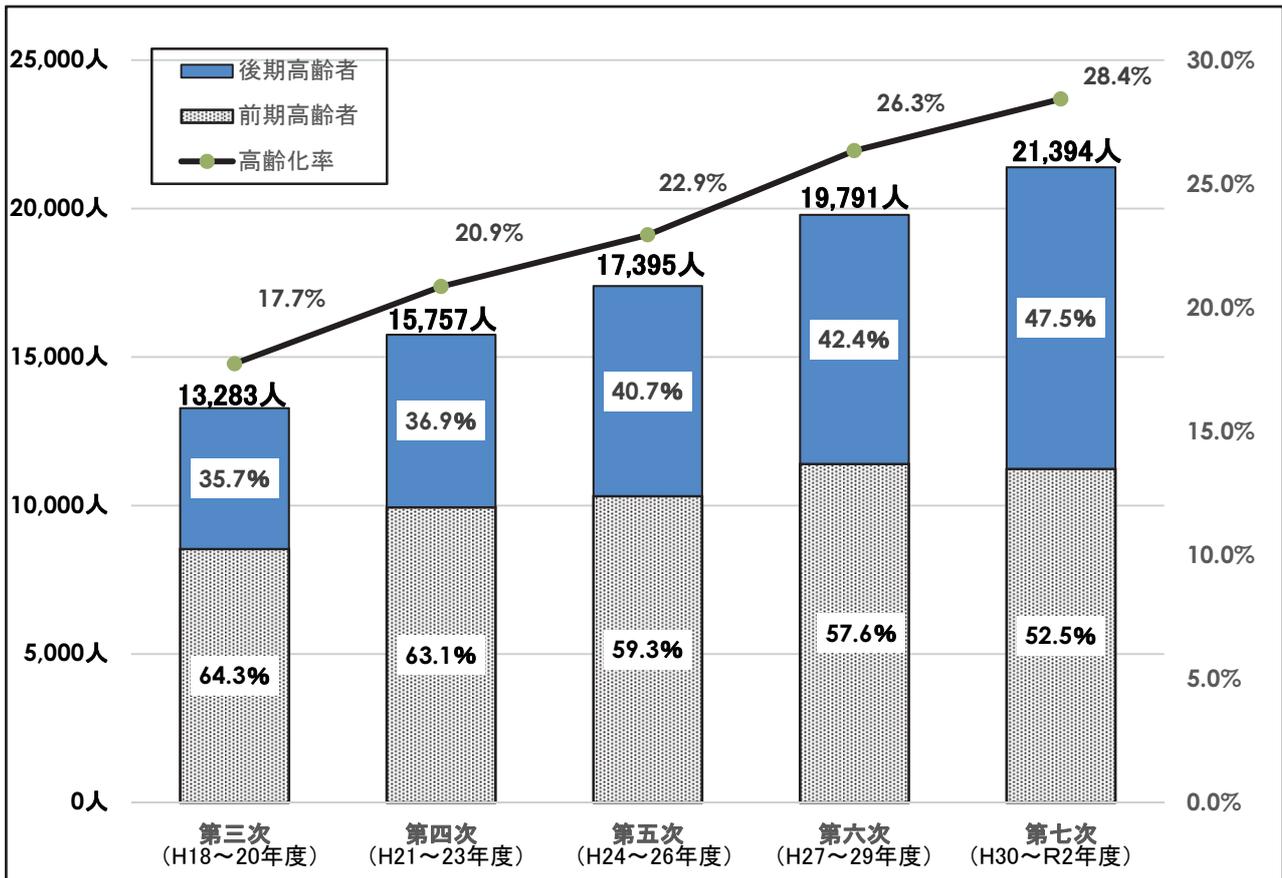
	平成27年(2015)	令和2年(2020)	令和7年(2025)	令和12年(2030)	令和17年(2035)	令和22年(2040)
全国	127,095,000	125,325,000	122,544,000	119,125,000	115,216,000	110,919,000
埼玉県	7,266,534	7,272,830	7,202,953	7,076,167	6,909,319	6,721,414
桶川市	73,936	72,560	70,464	67,918	65,173	62,455

出典：平成27年国勢調査、令和2年度以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の(地域別)将来推計人口」

(2) 高齢者人口（実績）

桶川市の高齢者人口は、着実に増加しており、第三次計画から第七次計画にかけて約1.6倍となっています。中でも、後期高齢者人口は約2倍となっていることから、認知症や要介護などのリスクを抱える高齢者が増加している状況への対策が引き続き必要となっています。

前期・後期高齢者人口の推移(計画初年度人口)



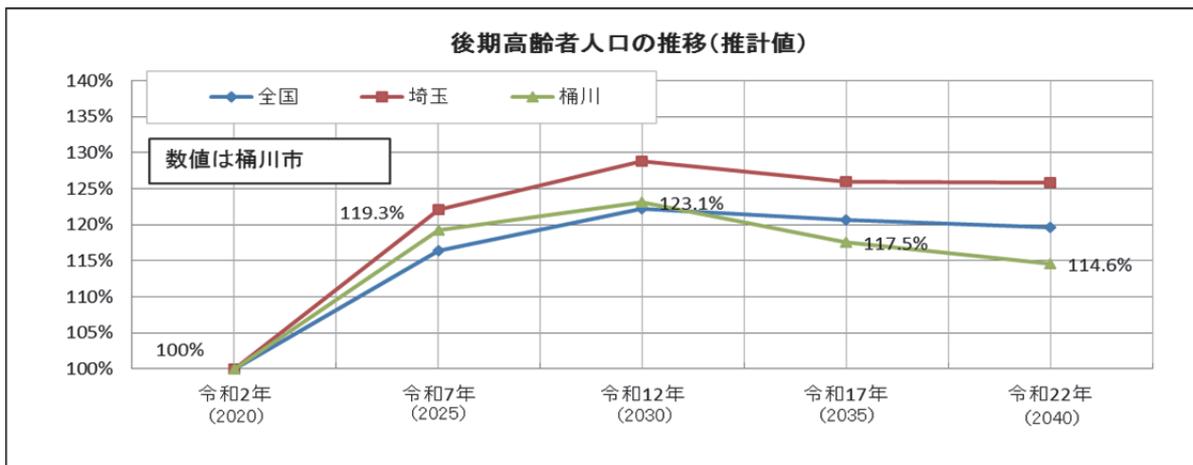
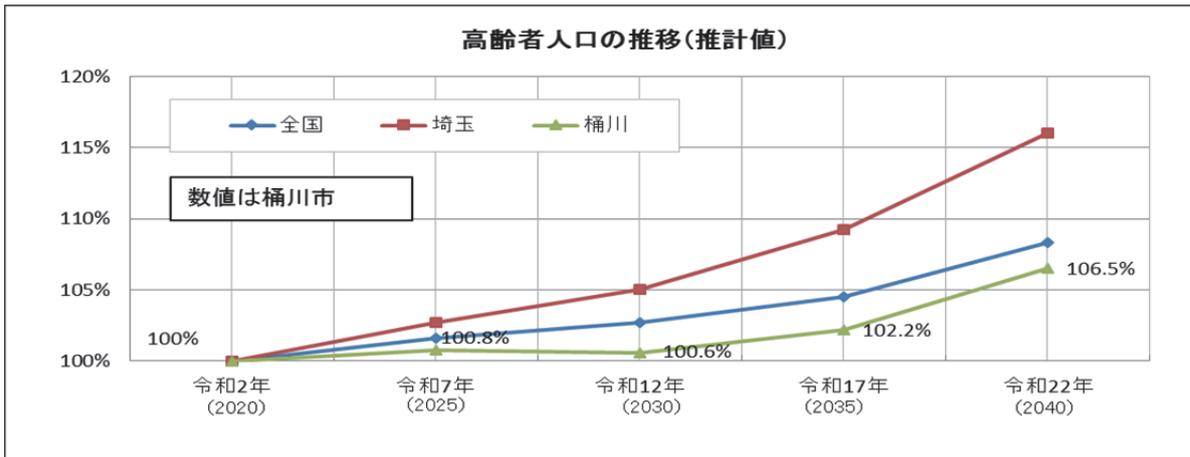
高齢者人口の推移(計画初年度人口)

	第三次介護 保険事業計画 (H18~20年度)	第四次介護 保険事業計画 (H21~23年度)	第五次介護 保険事業計画 (H24~26年度)	第六次介護 保険事業計画 (H27~29年度)	第七次介護 保険事業計画 (H30~R2年度)
高齢者人口	13,283人	15,757人	17,395人	19,791人	21,394人
高齢化率	17.7%	20.9%	22.9%	26.3%	28.4%
うち前期高齢者人口	8,543人	9,942人	10,319人	11,405人	11,240人
前期高齢者割合	64.3%	63.1%	59.3%	57.6%	52.5%
うち後期高齢者人口	4,740人	5,815人	7,076人	8,386人	10,154人
後期高齢者割合	35.7%	36.9%	40.7%	42.4%	47.5%

出典：桶川市介護保険事業状況報告（月報）（各計画初年度4月1日現在）

(3) 高齢者人口（将来推計）

桶川市の総人口が減少する中で、高齢者人口の割合は着実な伸びを見せています。令和2（2020）年に21,741人である65歳以上の高齢者人口は、令和22（2040）年には約6.5%増の23,164人に増加する見込みです。また、要介護のリスクが高まる後期高齢者人口は、令和7（2025）年には令和2（2020）年の約20%増である13,348人になると推計されています。



高齢者人口の推移

(単位:人)

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
全国	36,192,000	36,771,000	37,160,000	37,817,000	39,206,000
埼玉県	1,979,972	2,033,539	2,079,748	2,162,827	2,297,617
桶川市	21,741	21,908	21,863	22,217	23,164

後期高齢者人口の推移

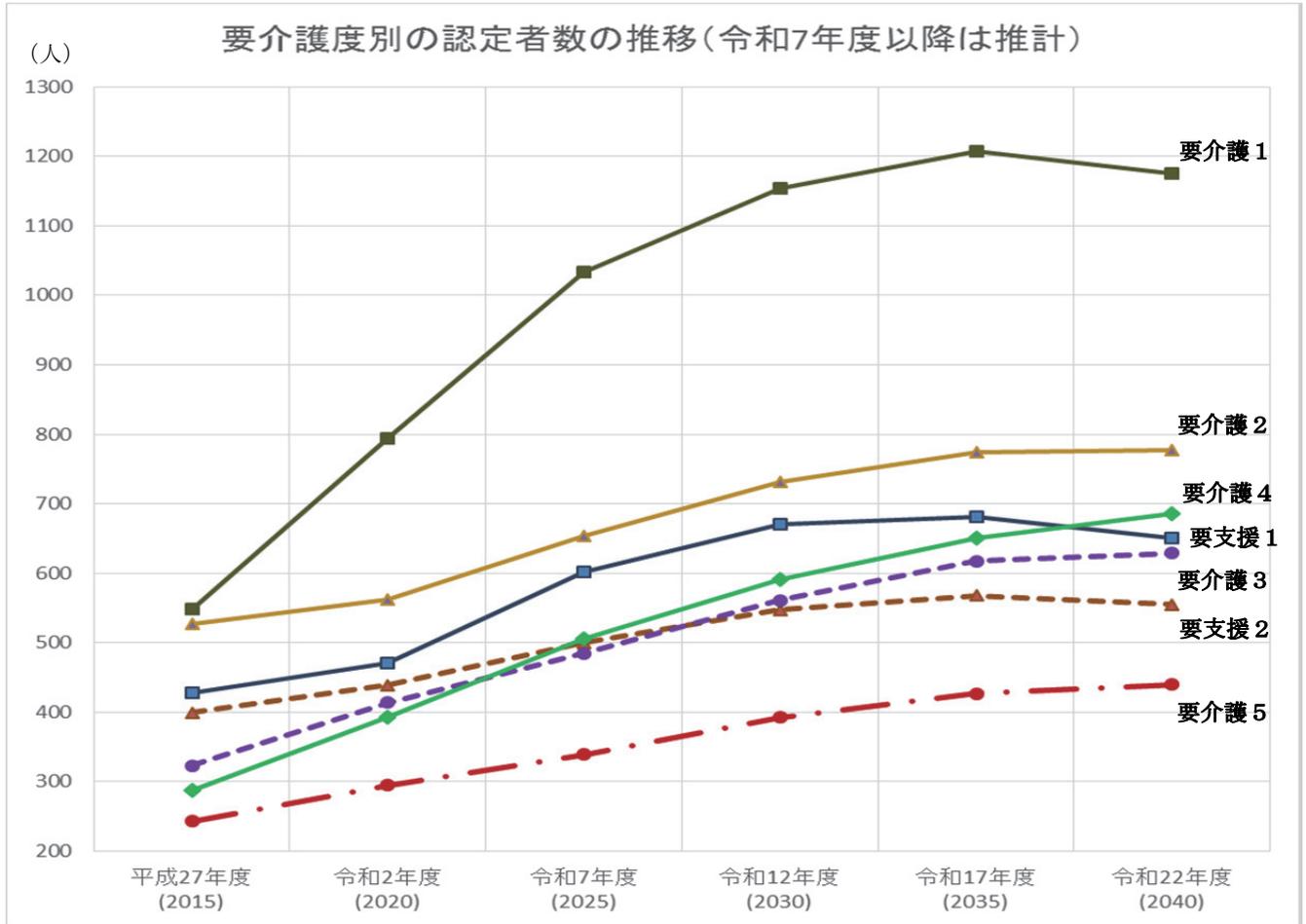
(単位:人)

	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
全国	18,720,000	21,800,000	22,884,000	22,597,000	22,392,000
埼玉県	989,714	1,208,900	1,275,252	1,246,352	1,245,724
桶川市	11,189	13,348	13,773	13,150	12,817

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の(地域別)将来推計人口」

(4) 要介護度別の認定者数

桶川市の要介護認定者数の実績は、いずれも計画の範囲内となっていますが、介護度別に構成比を見ると、重度の認定者の推移が増加傾向にあるという特徴があります。こうしたことから、要介護度が重症化しないような施策に力を入れる必要があると言えます。



要介護認定者の推移

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
平成27年度(2015)	428	399	549	527	323	287	243	2,756
令和2年度(2020)	470	439	794	562	414	392	295	3,366
令和7年度(2025)	602	500	1,033	653	485	506	339	4,118
令和12年度(2030)	670	547	1,154	731	561	591	392	4,646
令和17年度(2035)	681	568	1,208	774	617	650	427	4,925
令和22年度(2040)	650	555	1,176	777	629	686	440	4,913

出典：桶川市介護保険事業状況報告（月報）（各計画初年度4月1日現在）
令和7年度以降は厚生労働省見える化システムによる推計値

(5) 介護予防サービス利用者数の推移

介護予防サービス利用者数は全体的に横ばいか増加傾向となっています。特に、介護予防特定福用具貸与、介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーションは計画初年度と比較し大幅に利用者が増えています。

介護予防サービスの延利用者数の推移

(単位:人/年)

介護サービス名称	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護予防訪問入浴介護	12	1	12	2	12	0
介護予防訪問看護	180	178	180	264	180	344
介護予防訪問リハビリテーション	288	258	288	343	288	328
介護予防居宅療養管理指導	276	269	300	284	324	282
介護予防通所リハビリテーション	852	887	936	945	960	996
介護予防短期入所生活介護	24	21	24	29	36	24
介護予防短期入所療養介護	48	4	48	9	60	8
介護予防特定施設入居者生活介護	168	198	180	190	180	206
介護予防福祉用具貸与	1,896	2,118	1,968	2,483	2,112	2,794
介護予防福祉用具購入	24	55	24	57	24	44
介護予防住宅改修	84	69	96	82	120	72
介護予防支援	3,828	3,094	3,876	3,484	3,924	3,870

介護予防サービスの延利用者数の伸び

(平成30年度実績を「1」とした場合の指数)

介護サービス名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
介護予防訪問入浴介護	1.00	2.00	0.00
介護予防訪問看護	1.00	1.48	1.93
介護予防訪問リハビリテーション	1.00	1.32	1.27
介護予防居宅療養管理指導	1.00	1.05	1.04
介護予防通所リハビリテーション	1.00	1.06	1.12
介護予防短期入所生活介護	1.00	1.38	1.14
介護予防短期入所療養介護	1.00	2.25	2.00
介護予防特定施設入居者生活介護	1.00	0.95	1.04
介護予防福祉用具貸与	1.00	1.17	1.31
介護予防福祉用具購入	1.00	1.03	0.80
介護予防住宅改修	1.00	1.18	1.04
介護予防支援	1.00	1.12	1.25

出典：計画値：「第七次桶川市介護保険事業計画」 実績値：「厚生労働省見える化システム」
令和2年度は推計値

(6) 居宅介護サービス利用者数の推移

居宅介護サービス利用者数は、全体的に横ばいか増加傾向となっております。通所介護、訪問介護については利用者が着実に増加しています。また、認知症対応型通所介護の利用者は減少していますが、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスの利用者が増加しています。

居宅介護サービスの延利用者数の推移

(単位:人/年)

介護サービス名称	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
訪問介護	4,728	4,222	4,764	4,303	4,848	4,728
訪問入浴介護	444	326	444	275	456	250
訪問看護	1,680	1,524	1,704	1,522	1,752	1,638
訪問リハビリテーション	1,344	1,250	1,368	1,289	1,416	1,346
居宅療養管理指導	4,068	4,117	4,116	4,449	4,260	4,760
通所介護	5,676	4,994	5,736	5,265	5,808	5,334
通所リハビリテーション	4,128	4,029	4,164	4,167	4,260	3,848
短期入所生活介護	2,100	1,952	2,148	1,896	2,160	1,620
短期入所療養介護	624	670	624	641	624	386
特定施設入居者生活介護	1,344	1,525	1,428	1,617	1,476	1,818
認知症対応型通所介護	156	175	156	105	216	82
認知症対応型共同生活介護	648	638	648	639	672	690
小規模多機能型居宅介護	24	6	36	15	48	24
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24	30	36	38	48	60
地域密着型通所介護	2,016	2,338	2,016	2,369	2,052	2,350
福祉用具貸与	8,676	8,772	8,772	9,139	8,892	9,596
福祉用具購入	180	152	180	146	204	180
住宅改修	120	176	120	127	120	138
居宅介護支援	15,024	15,119	15,204	15,472	15,420	15,658

居宅介護サービスの延利用者数の伸び

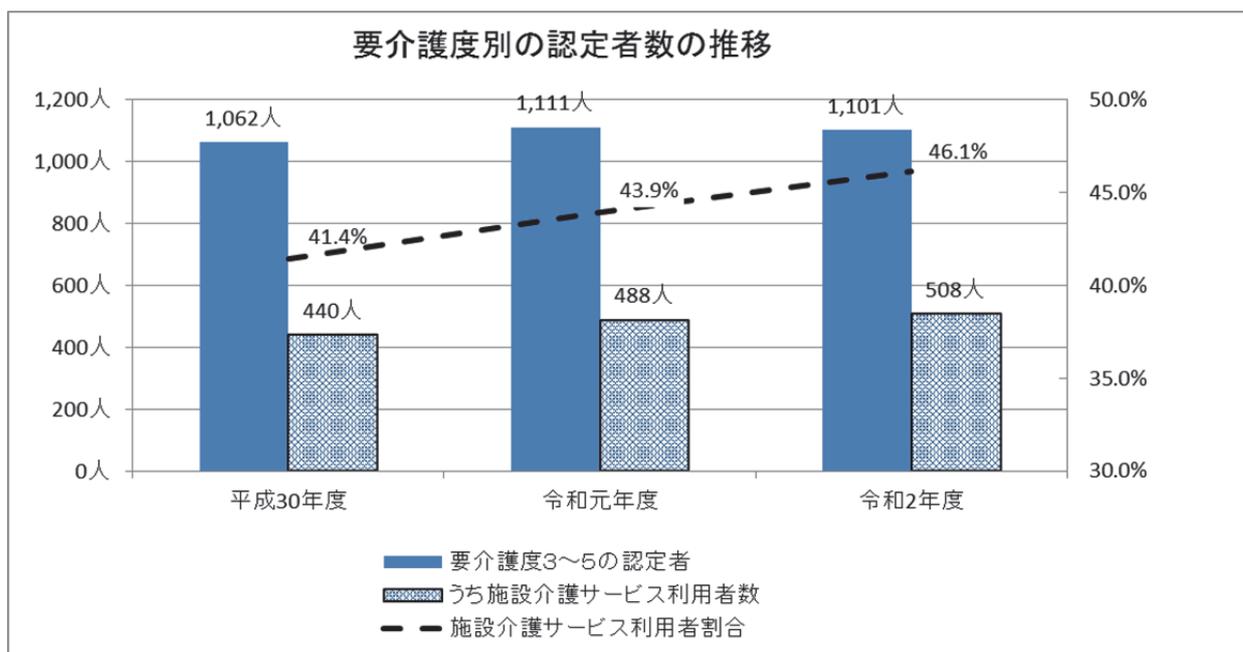
(平成30年度実績を「1」とした場合の指数)

介護サービス名称	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	見込み
訪問介護	1.00	1.01	1.11
訪問入浴介護	1.00	0.84	0.76
訪問看護	1.00	0.99	1.07
訪問リハビリテーション	1.00	1.03	1.07
居宅療養管理指導	1.00	1.08	1.15
通所介護	1.00	1.05	1.06
通所リハビリテーション	1.00	1.03	0.95
短期入所生活介護	1.00	0.97	0.82
短期入所療養介護	1.00	0.95	0.57
特定施設入居者生活介護	1.00	1.06	1.19
認知症対応型通所介護	1.00	0.60	0.46
認知症対応型共同生活介護	1.00	1.00	1.08
小規模多機能型居宅介護	1.00	2.50	4.00
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1.00	1.26	2.00
地域密着型通所介護	1.00	1.01	1.00
福祉用具貸与	1.00	1.04	1.09
福祉用具購入	1.00	0.96	1.18
住宅改修	1.00	0.72	0.78
居宅介護支援	1.00	1.02	1.03

出典：計画値：「第七次桶川市介護保険事業計画」 実績値：「厚生労働省見える化システム」
令和2年度は推計値

(7) 施設介護サービス利用者の推移

要介護度3～5の認定者のうち、4割以上が施設介護サービスの利用者となっており、増加傾向にあります。施設介護については、介護保険料への影響も大きいことから、在宅介護の環境を整えることで、在宅介護を望む方への支援の流れを創っていくことが求められます。



要介護度3以上の認定者に占める施設介護サービス利用者

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
要介護度3～5の認定者	1,062人	1,111人	1,101人
うち施設介護サービス利用者数	440人	488人	508人
施設介護サービス利用者割合	41.4%	43.9%	46.1%

出典：桶川市介護保険事業状況報告（月報）（各年度4月1日現在）

2. 市民意識調査結果のまとめ

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

1) 調査の目的

本計画を策定するに当たり、高齢者やその家族の意識・実態等を把握し、計画策定の基礎資料として生かすために調査を実施しました。

2) 対象者

在宅で生活する65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者

3) 調査の実施方法

調査期間：令和元(2019)年12月6日から令和2(2020)年1月17日まで

調査方法：郵送配付、郵送回収

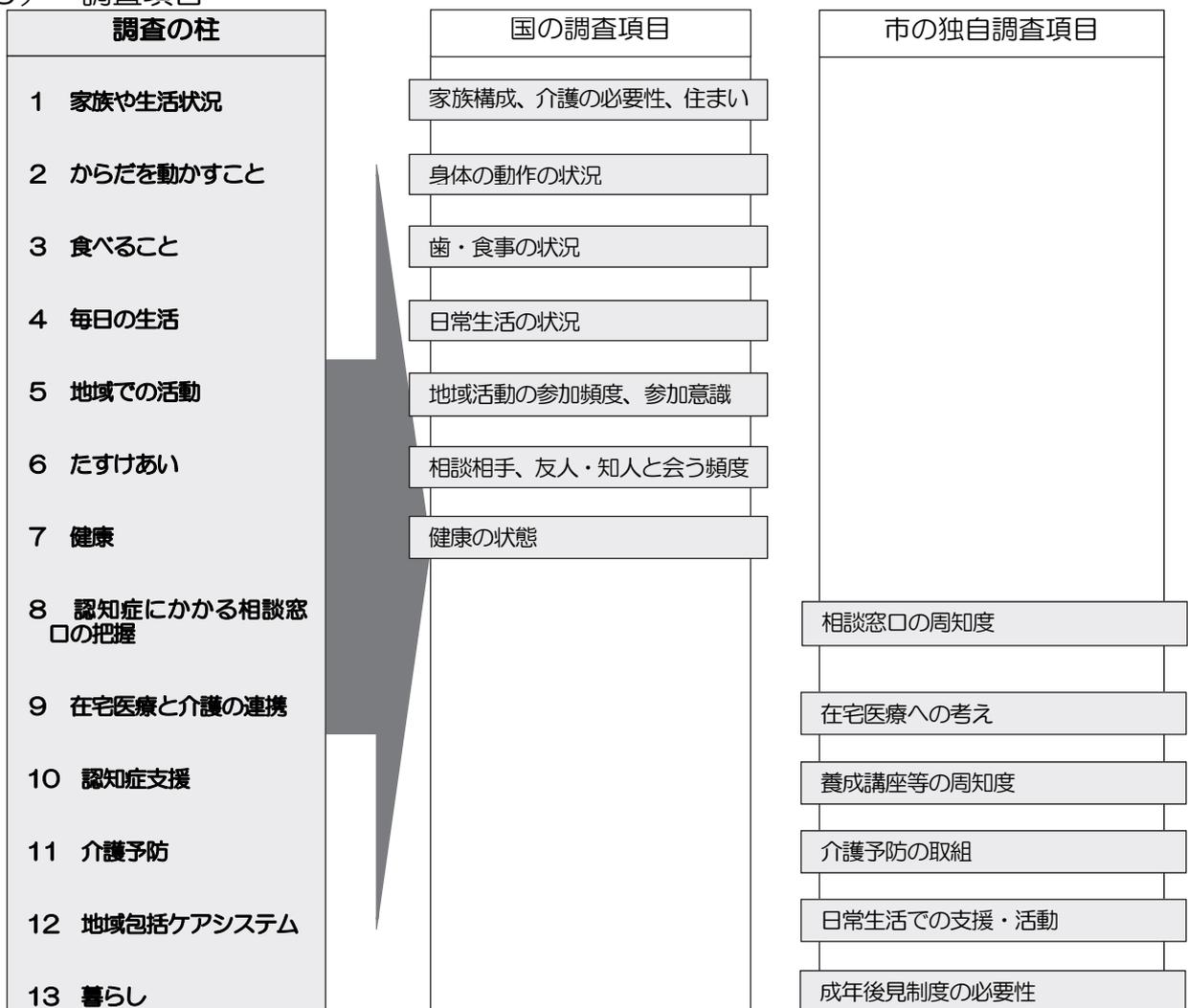
4) 調査の回収率

発送人数：2,000人

回収人数：1,364人

回収率：68.2%

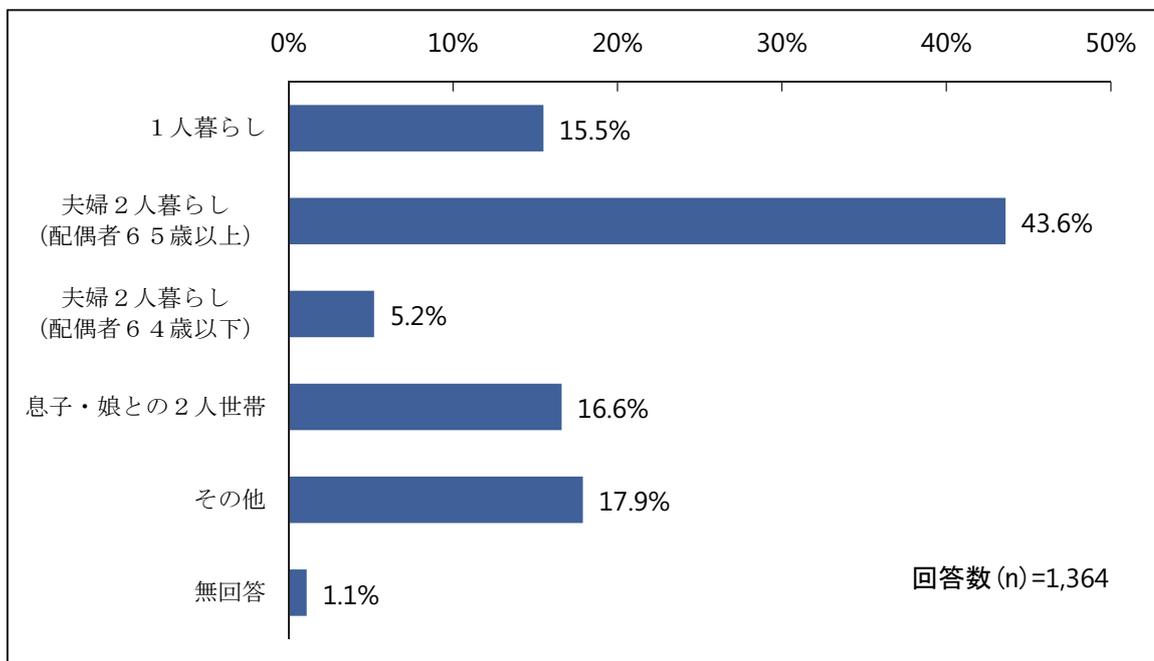
5) 調査項目



(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果

1) 家族や生活状況（家族構成）

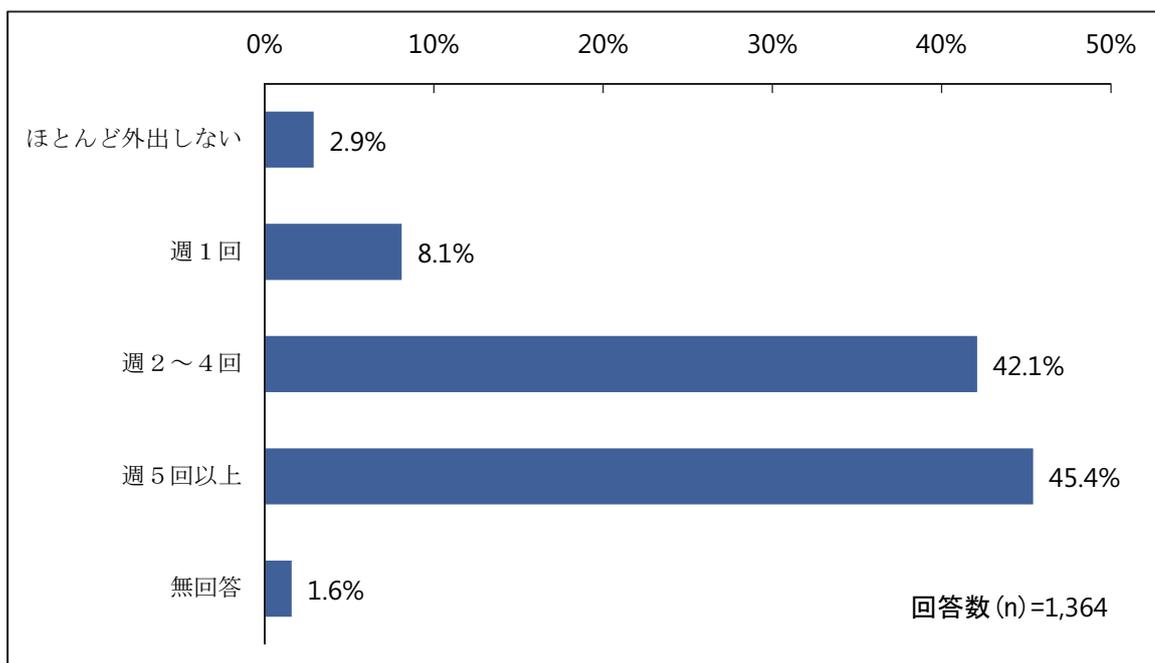
5割程度の方が、「夫婦2人暮らし」で生活しています。



2) からだを動かすこと

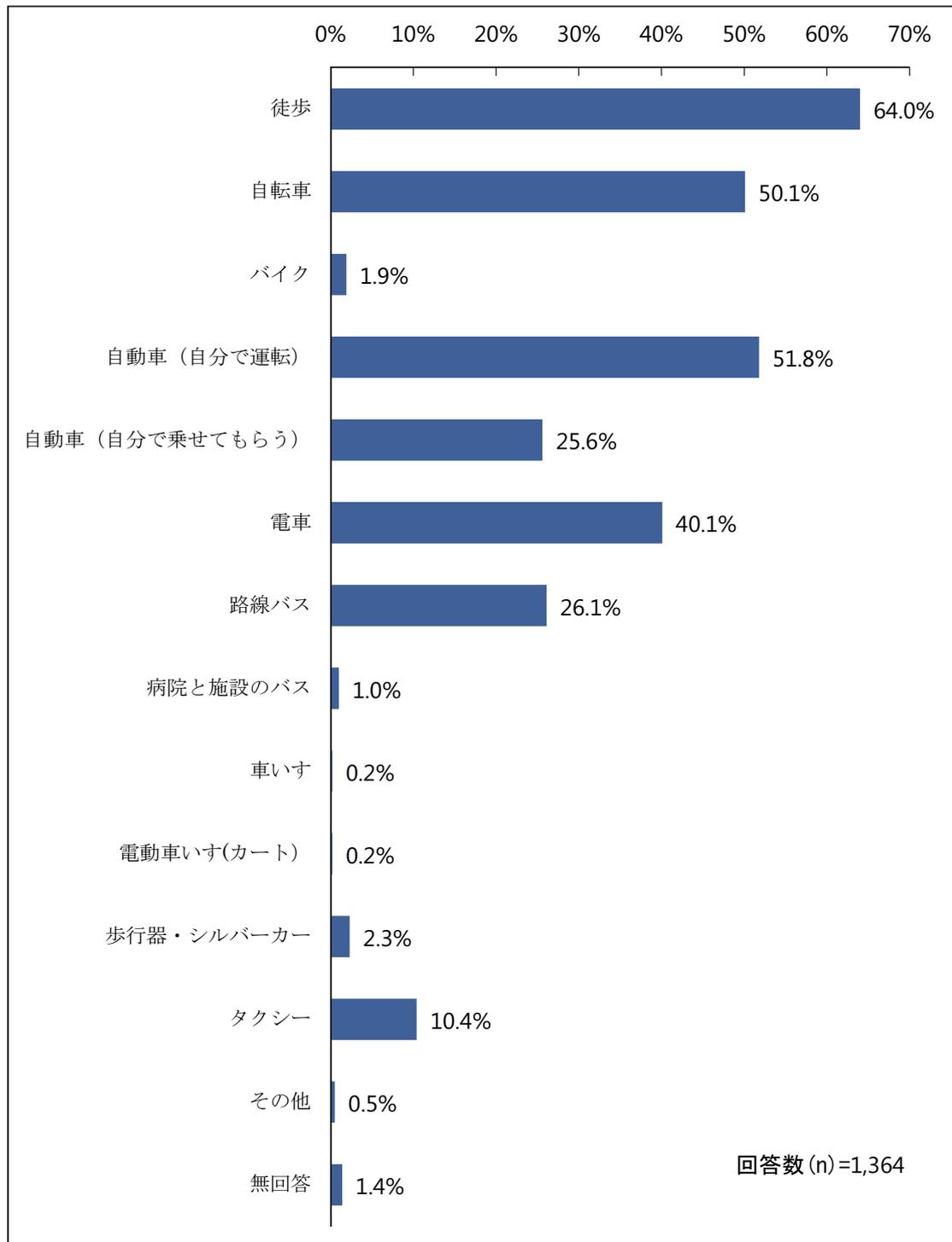
① 外出の頻度

「週2～4回外出している」「週5回以上外出している」が、それぞれ4割程度となっています。



② 外出の際の移動手段（複数回答可）

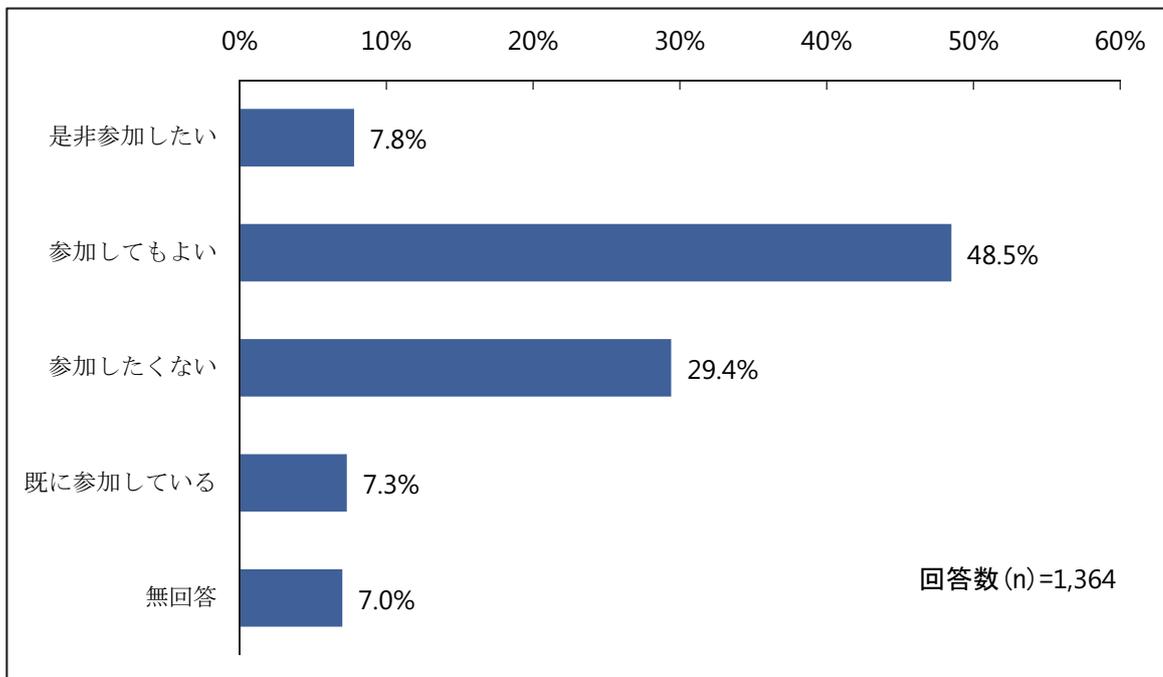
「徒歩」が6割強、「自転車」と「自動車（自分で運転）」がそれぞれ5割程度となっています。



3) 地域での活動

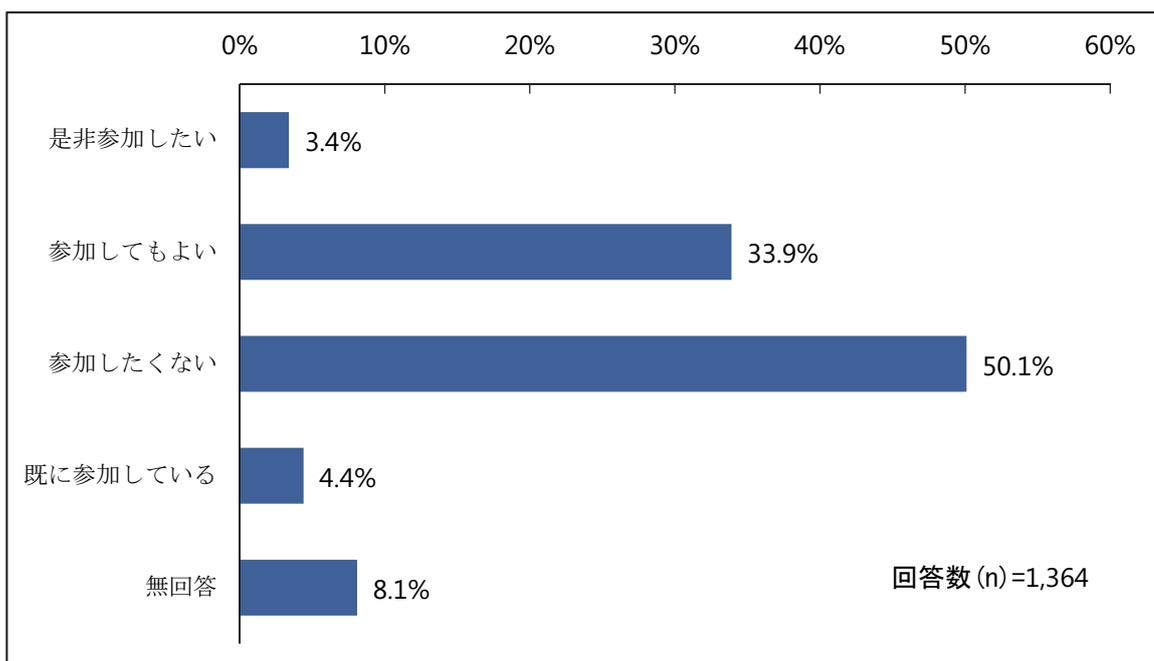
① 住民主体活動への参加（参加者として）

5割強の方が、「是非参加したい」「参加してもよい」と考えています。



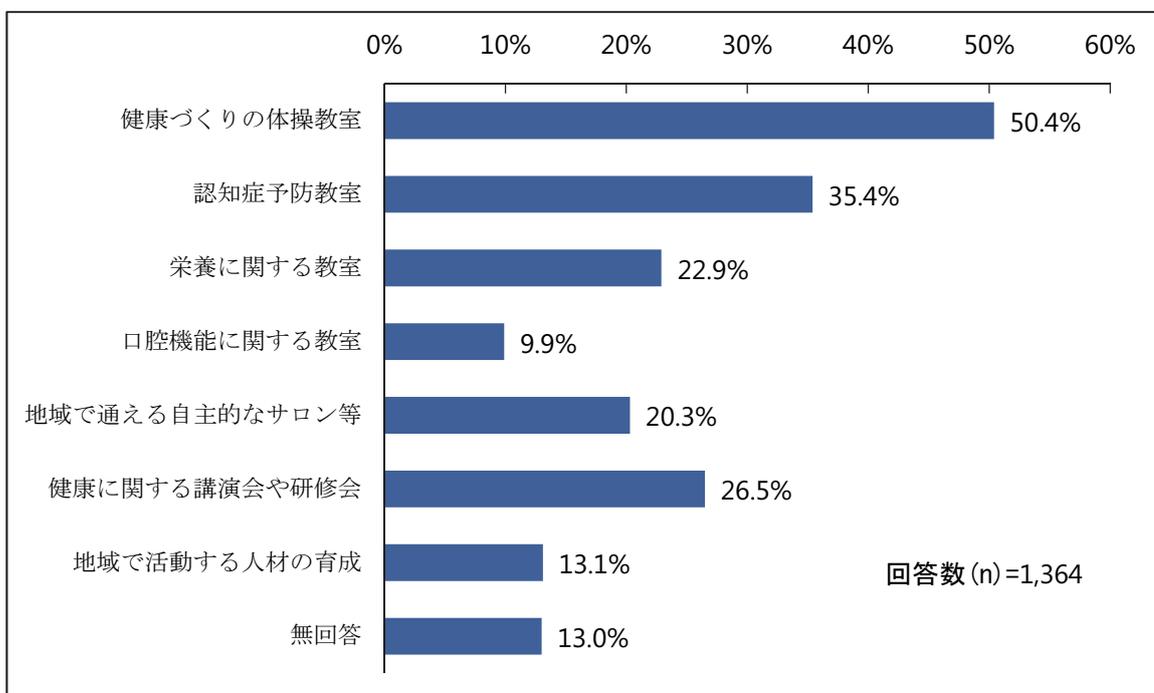
② 住民主体活動への参加（企画者・運営者として）

4割弱の方が、「是非参加したい」「参加してもよい」と考えていますが、5割程度の方が、企画者・運営者としては「参加したくない」と考えています。



4) 介護予防（関心のある介護予防事業・複数回答可）

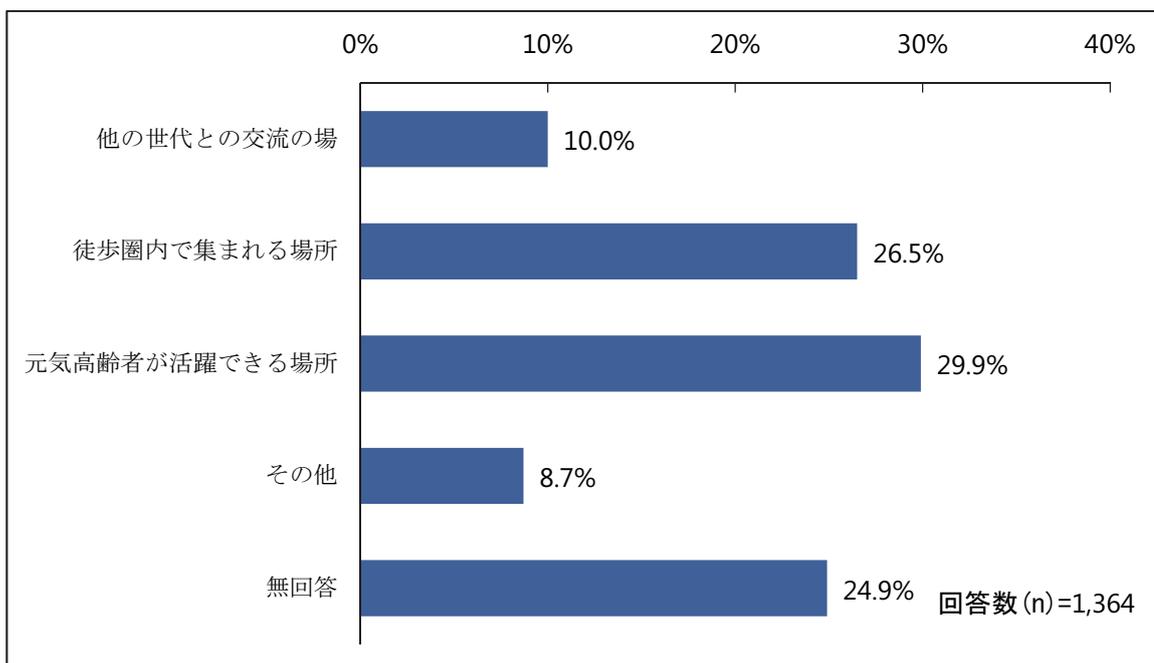
5割程度の方が、「健康づくりの体操教室」に関心があり、続いて「認知症予防教室」「健康に関する講演会や研修会」の順に関心を持っています。



5) 地域包括ケアシステム

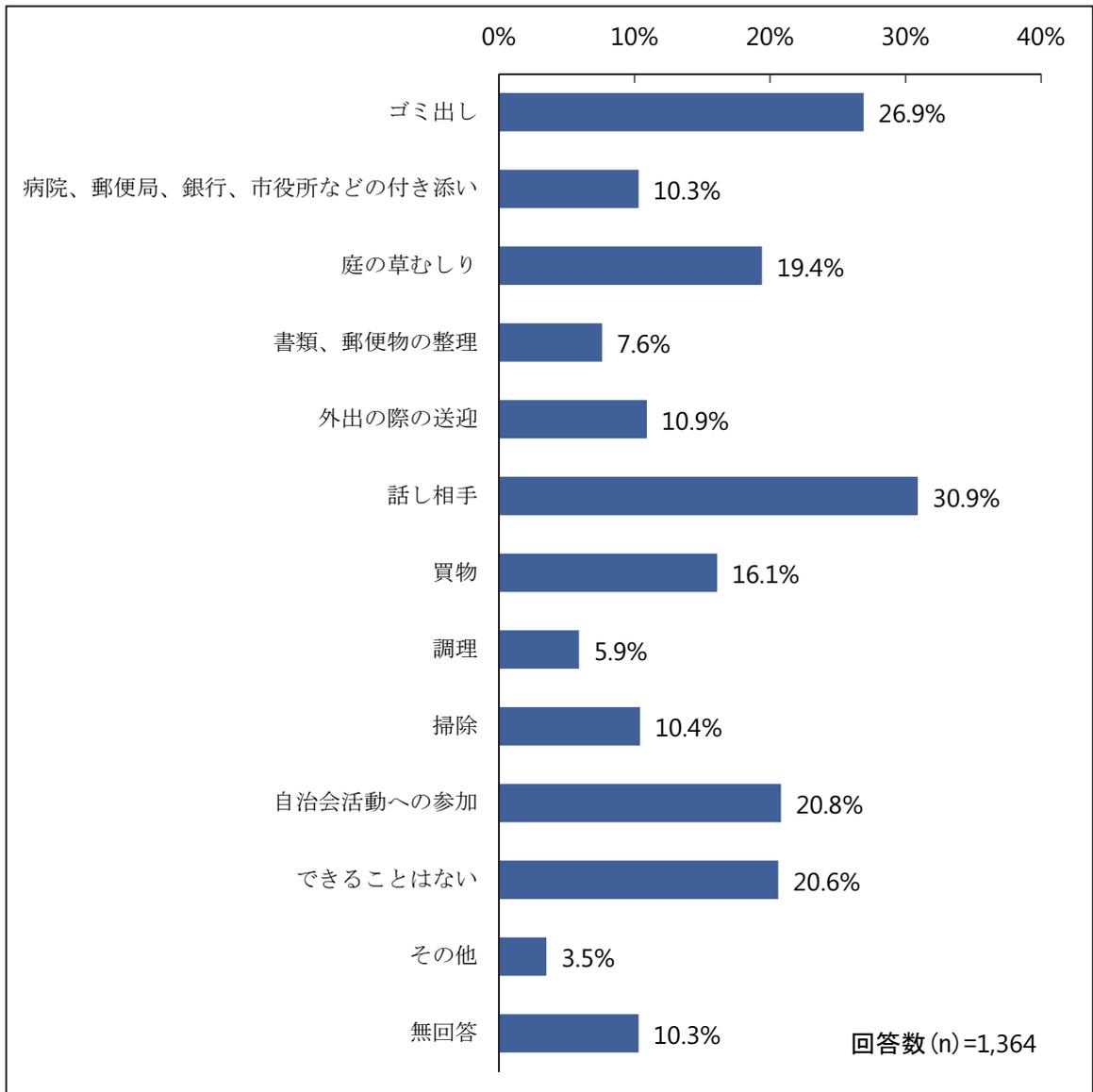
① 日常生活であると良いもの

3割程度の方が、「元気高齢者が活躍できる場所」を希望しており、次いで2割強の方が「徒歩圏内で集まれる場所」を希望しています。



② 地域でお互いを支え合うためにできること

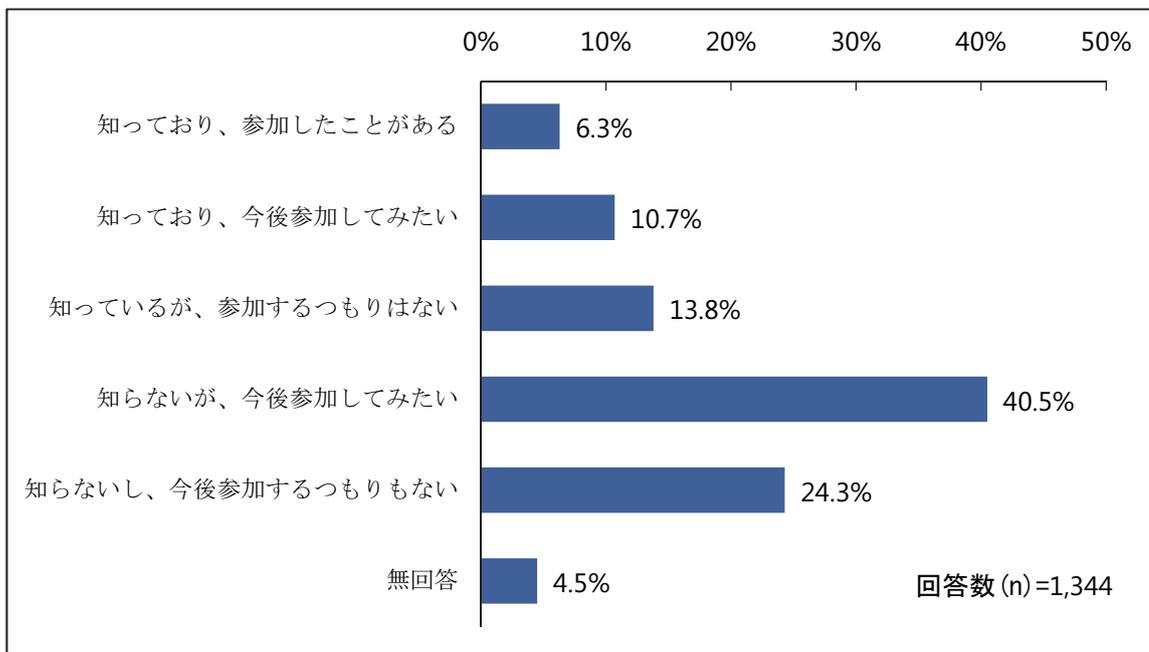
3割程度の方が、「話し相手」、続いて「ゴミ出し」「自治会活動への参加」ができると回答しています。



6) 認知症支援について

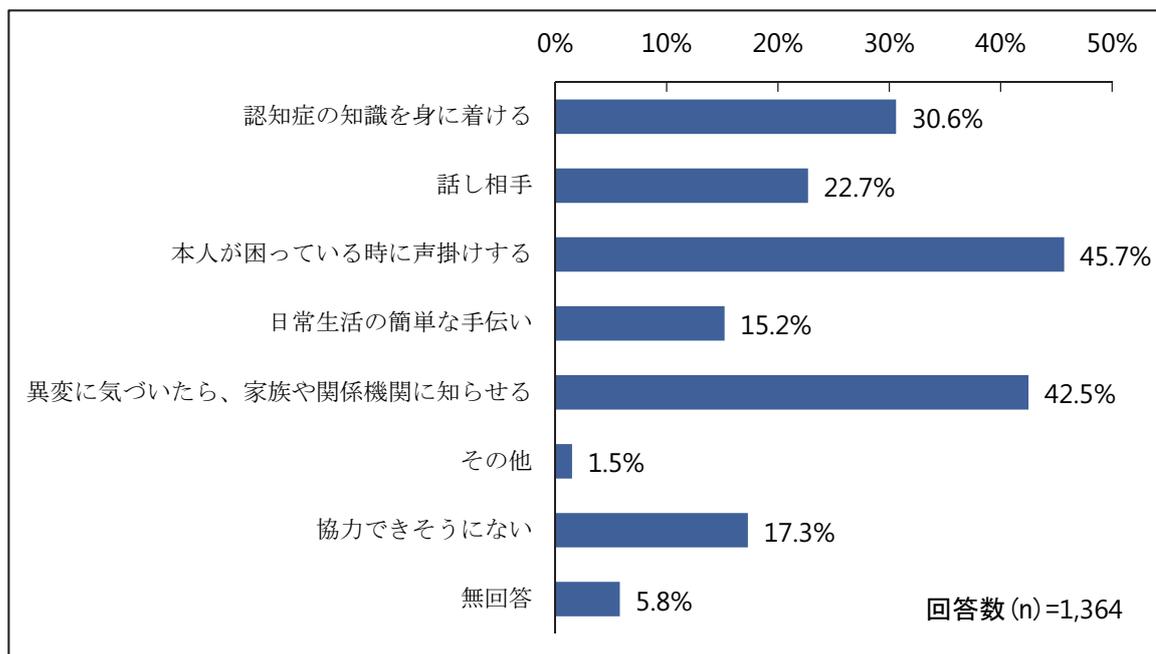
① 「認知症サポーター養成講座」

5割程度の方が、「知っており、今後参加してみたい」「知らないが、今後参加してみたい」となっています。



② 認知症の見守りの協力について

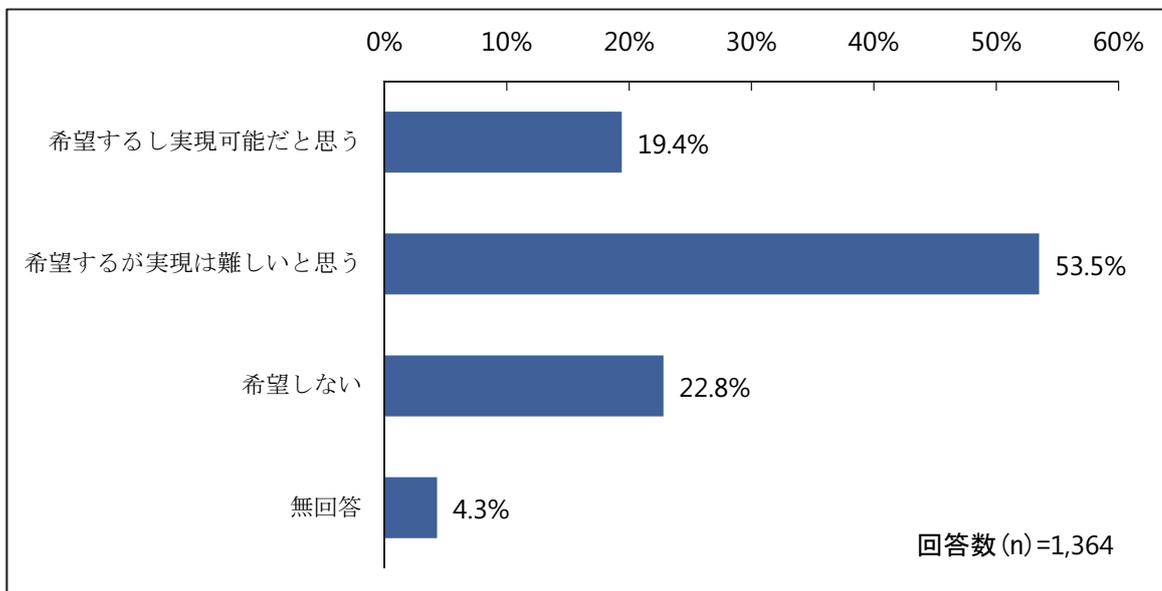
5割弱の方が、「本人が困っている時に声掛けする」とし、続いて「異変に気づいたら、家族や関係機関に知らせる」「認知症の知識を身に着ける」ことを考えています。



7) 在宅医療と介護の連携について

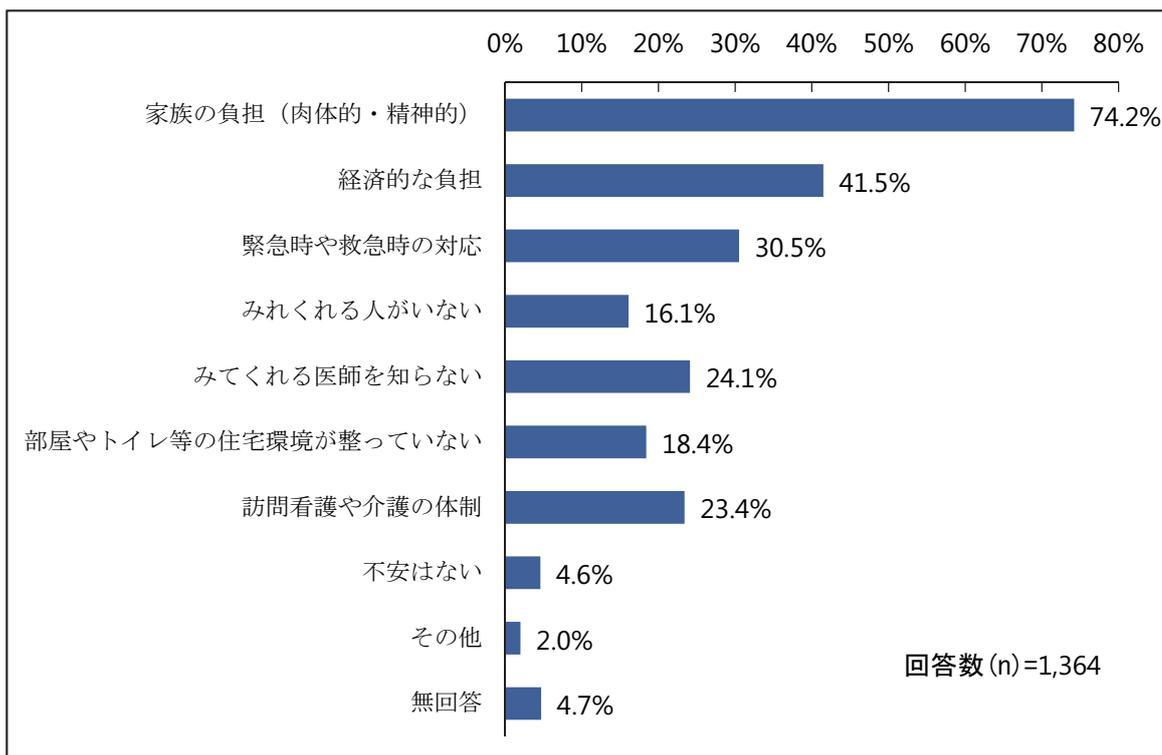
① 在宅医療の希望

7割強の方が、在宅医療を希望していますが、そのうち5割強の方は、「希望はするが実現は難しい」と考えています。



② 在宅医療に関する不安（複数回答）

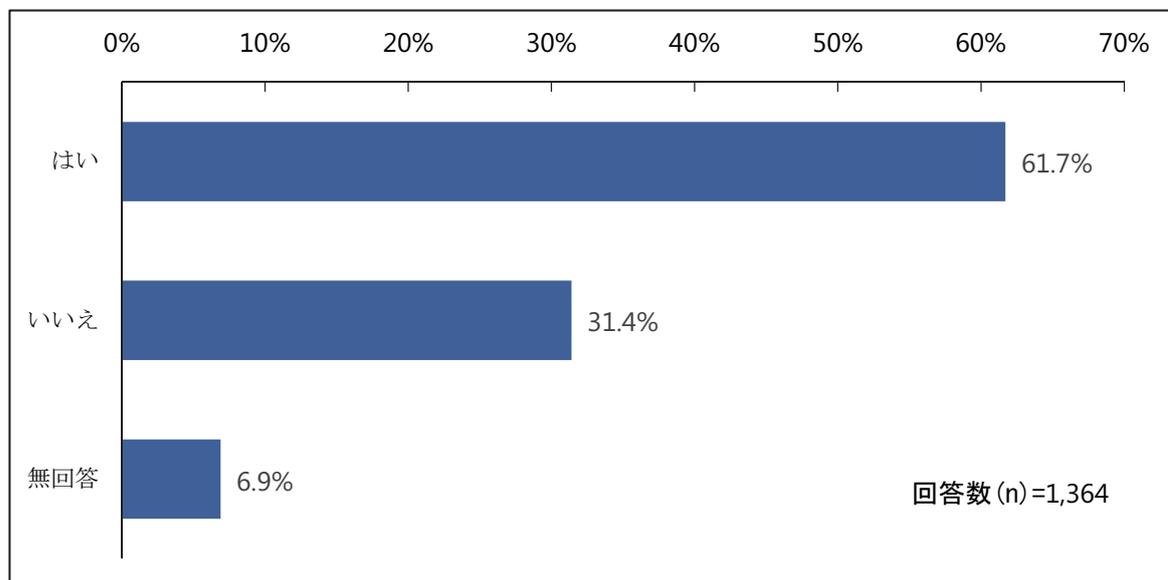
7割強の方が、「家族の負担」に不安を感じており、続いて「経済的な負担」「緊急時や救急時の対応」の順に不安を感じています。



8) 暮らしについて

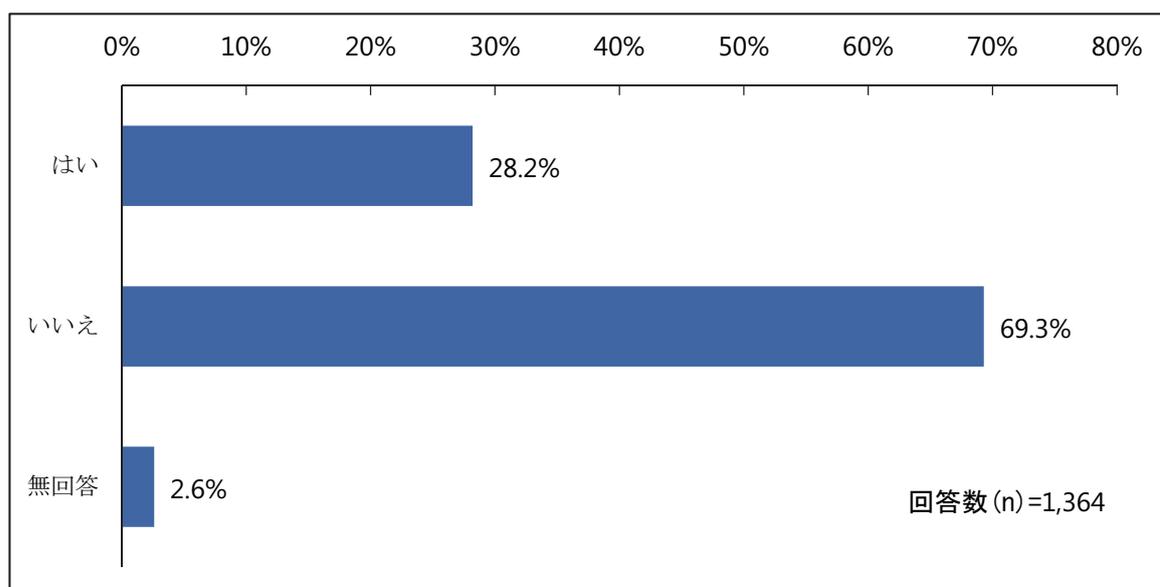
① 成年後見制度を知っていますか

6割程度の方が、知っているとなっています。



② 金銭管理等ができなくなった場合の準備

7割程度の方が、準備はできていないとなっています。



(3) 在宅介護実態調査の概要

1) 調査の目的

本計画を策定するに当たり、高齢者の適切な在宅生活継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するために調査を実施しました。

2) 対象者

在宅で生活をしている要支援・要介護認定者（新規申請を除く。）

3) 調査の実施方法

調査期間：令和元(2019)年12月6日から令和2(2020)年1月17日まで

調査方法：郵送配付、郵送回収

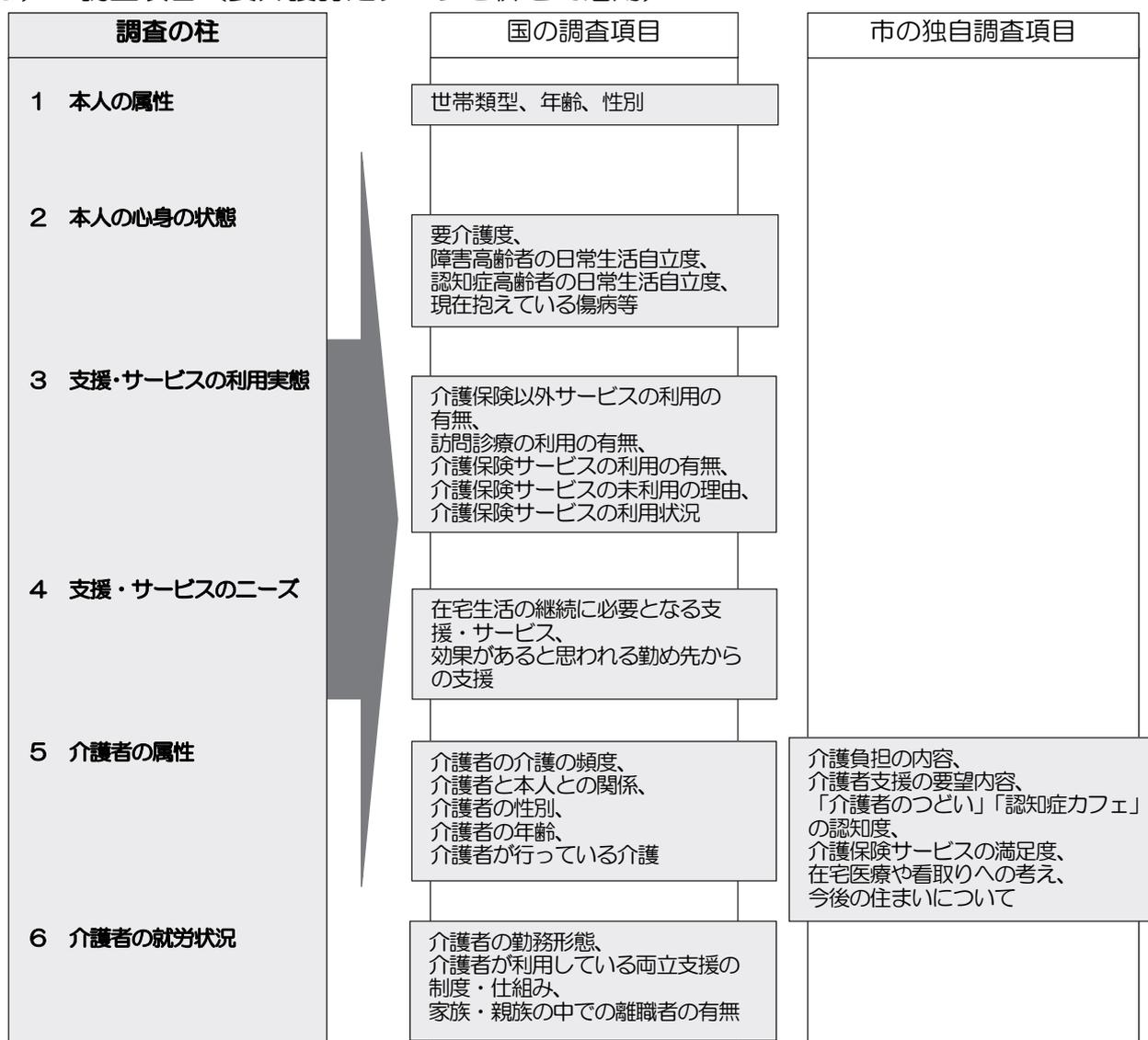
4) 調査の回収率

発送人数：1,150人

回収人数：564人

回収率：49.0%

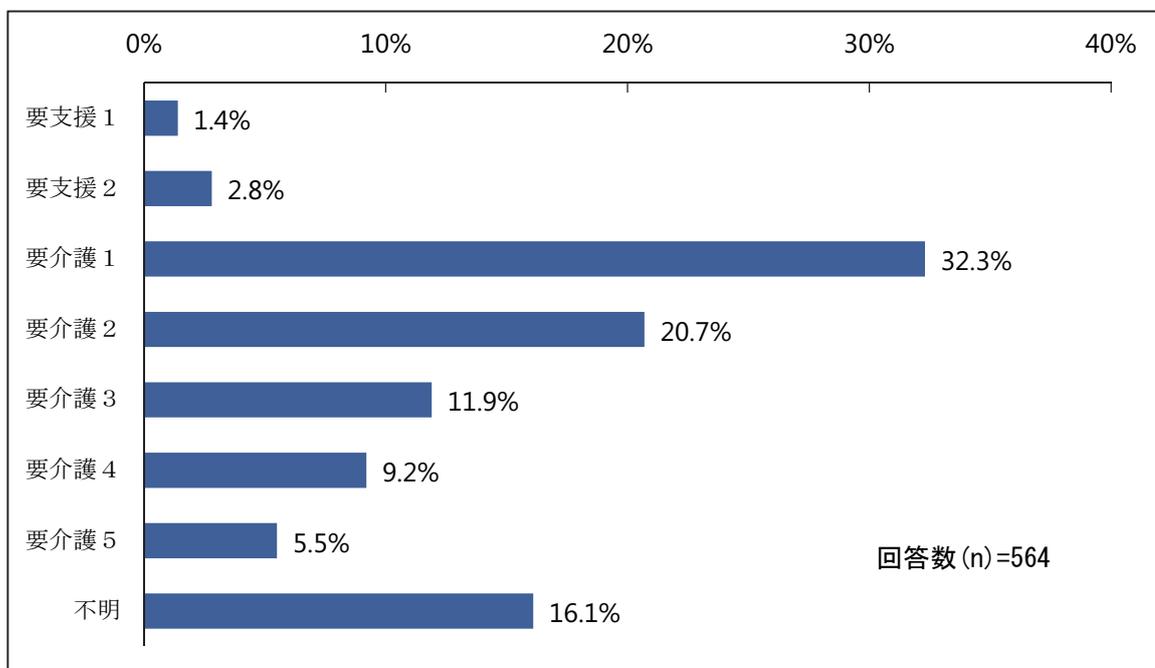
5) 調査項目（要介護認定データと併せて活用）



(4) 在宅介護実態調査の結果

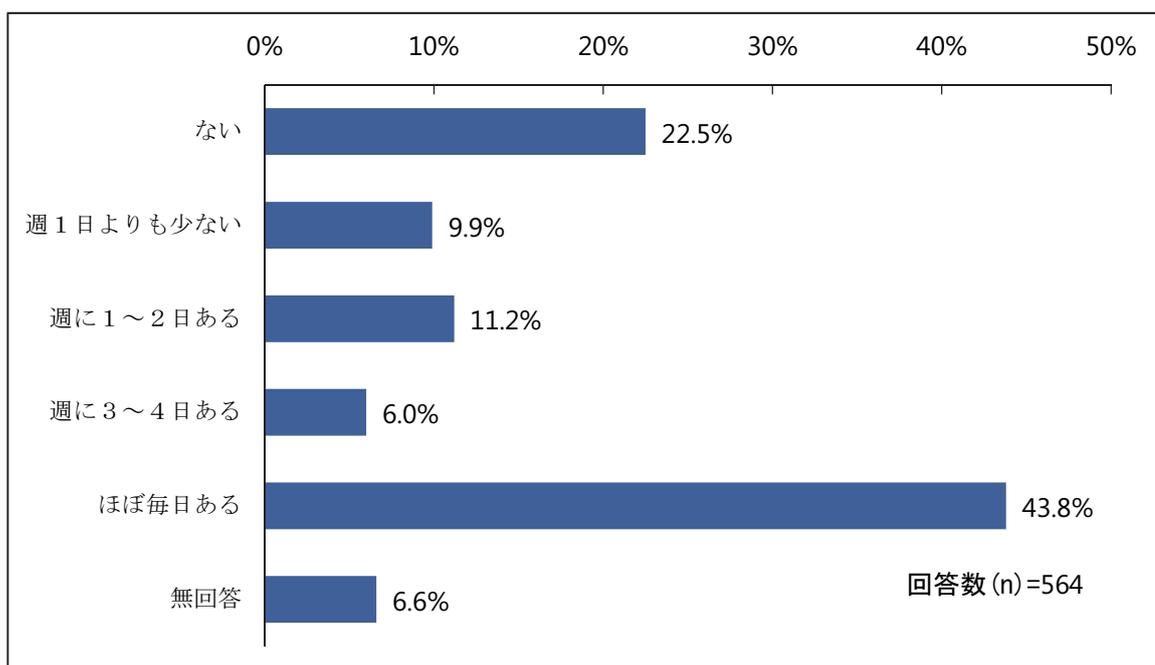
1) 本人の介護状態

本人の介護度は、「要支援1」「要支援2」「要介護1」の軽度者が、4割弱となっています。



2) 介護頻度

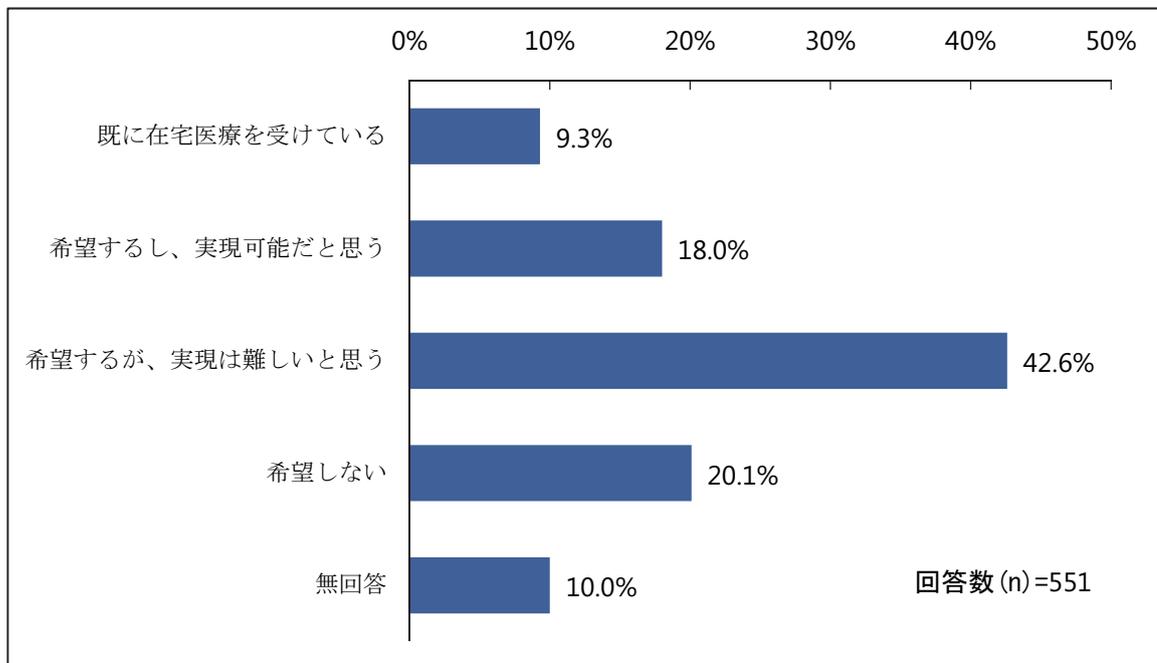
6割程度の方が、毎週家族や親族からの介護を受けています。2割程度の方は、「介護はうけていない」状況です。



3) 介護者が考える在宅医療の希望について

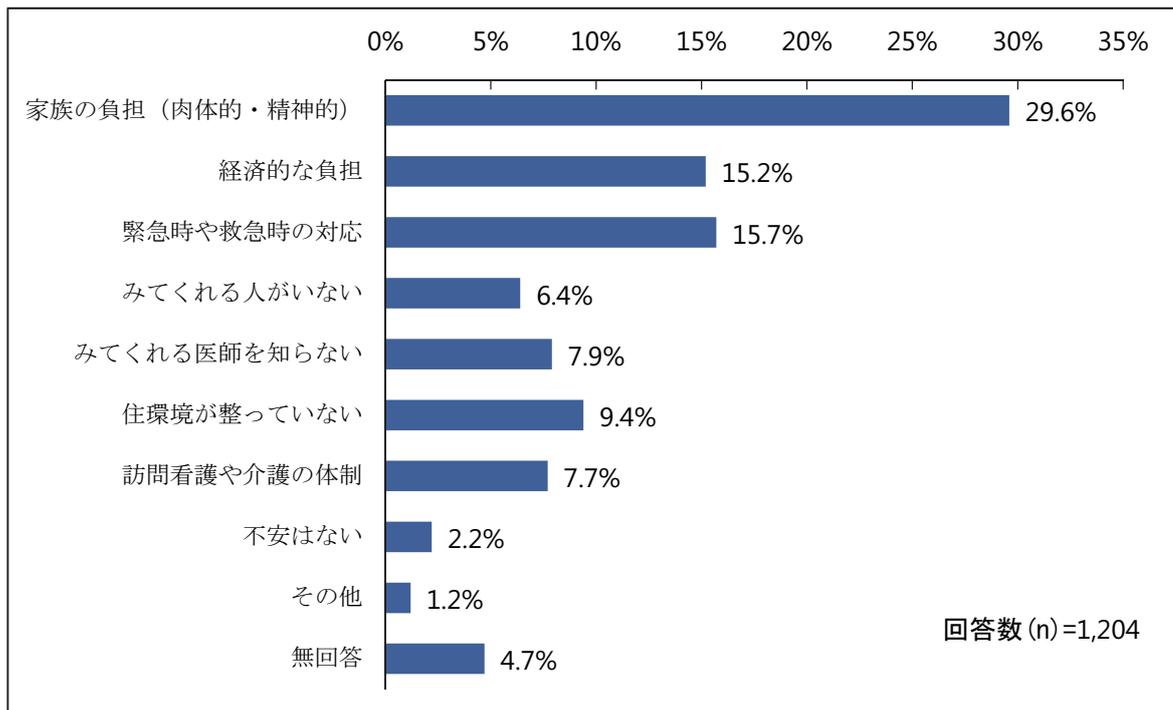
① 長期の治療や静養が必要になった場合の在宅医療の希望について

7割程度の方が、在宅医療を希望しています。2割程度の方は、「在宅医療を希望しない」と考えています。



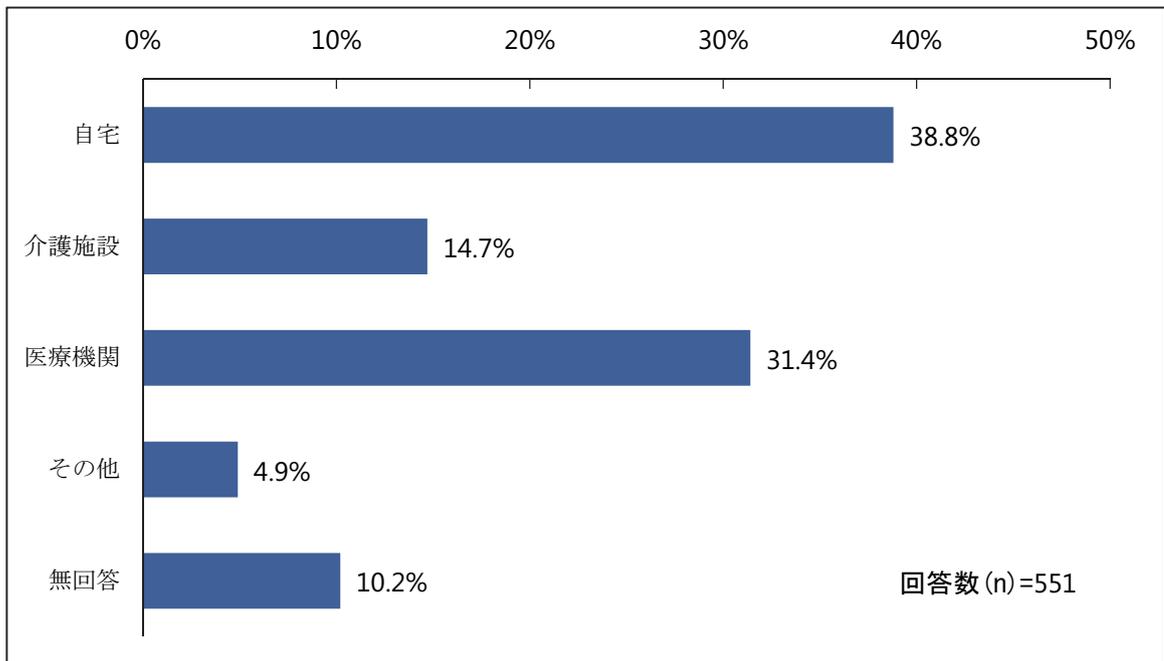
② 在宅医療の不安点（複数回答可）

3割程度の方が、在宅医療での「家族の負担（肉体的・精神的）」を不安に感じています。



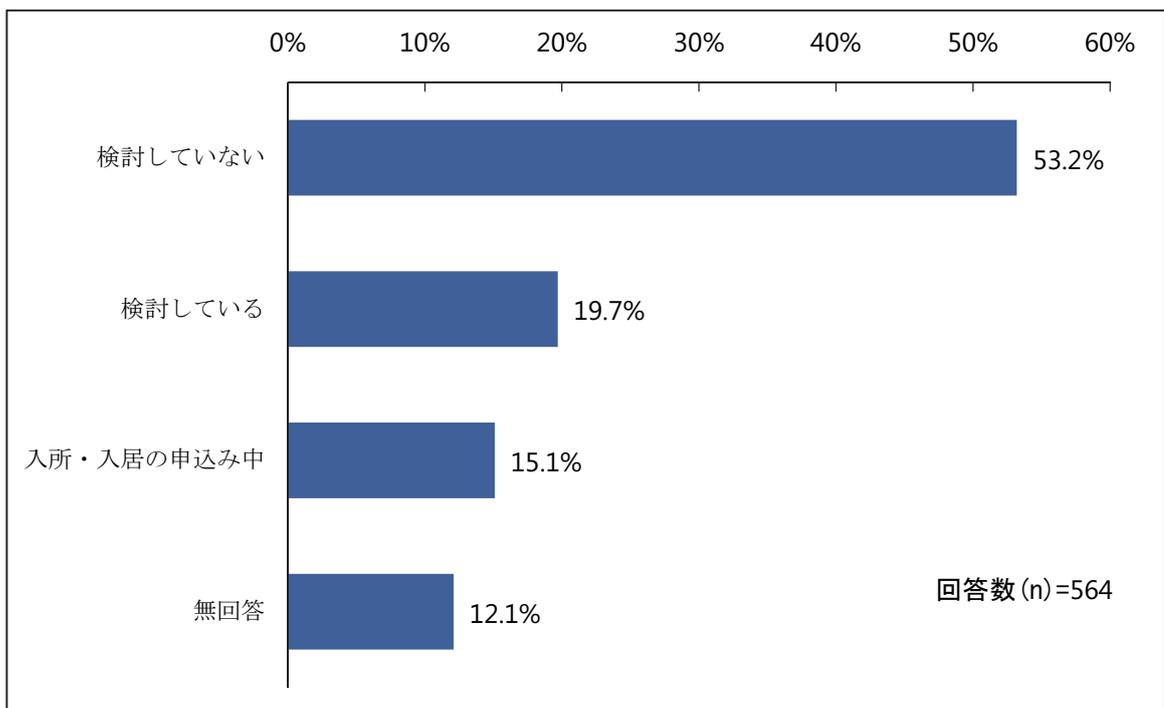
③ 看取りの場所について

4割程度の方が、「自宅」で看取りたいと考えています。3割程度の方は、「医療機関」で看取りたいと考えています。



4) 施設等への入所・入居の検討状況について

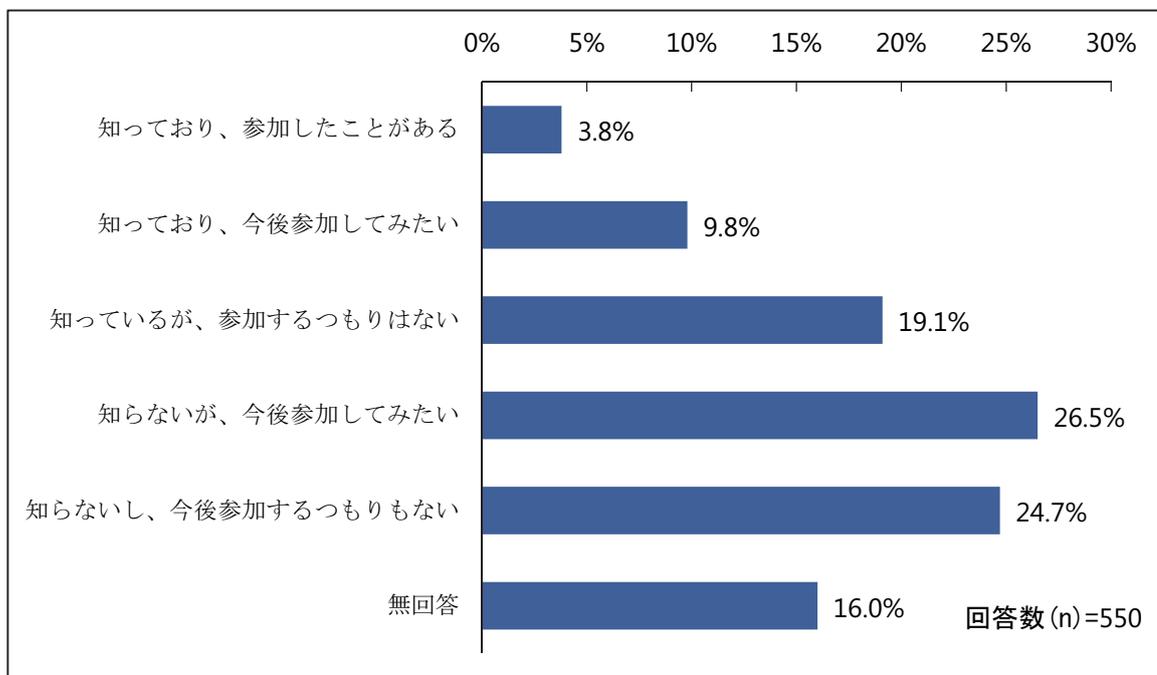
5割強の方が、「入所・入居は検討していない」と考えています。



5) 介護者について

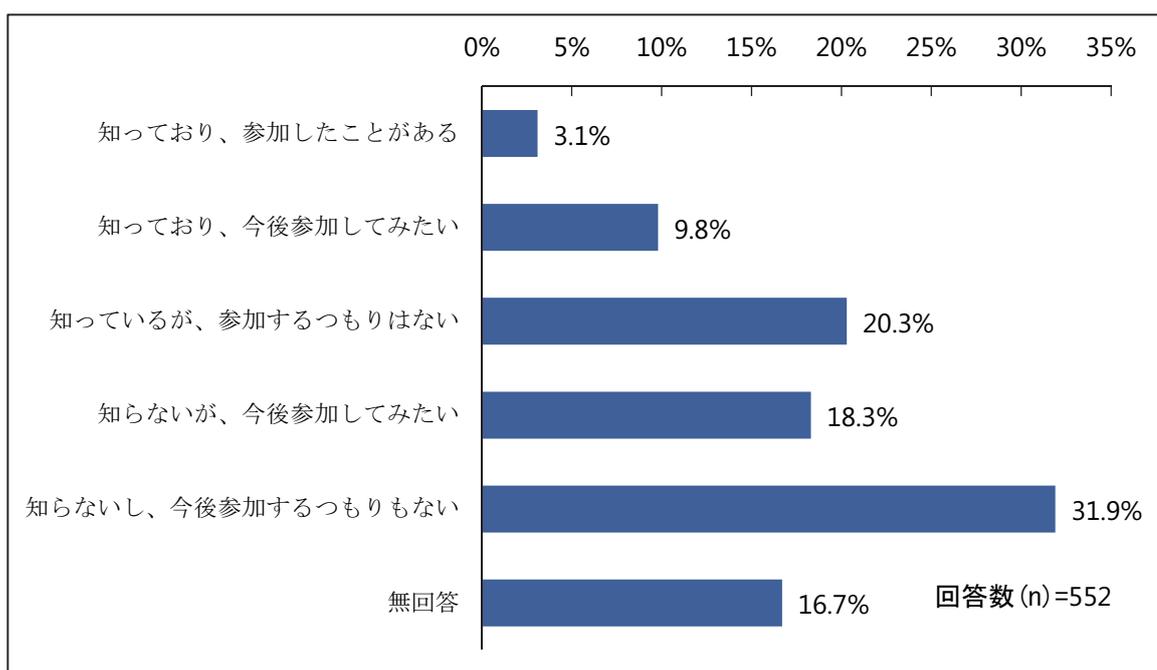
① 介護のつどい

4割弱の方が、「知っており、今後参加してみたい」「知らないが、今後参加してみたい」と考えています。



② 認知症カフェ

3割程度の方が、「知っており、今後参加してみたい」「知らないが、今後参加してみたい」と考えています。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

(1) 基本理念と政策目標

団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、本計画においても本市の特性と資源を活かした前計画の基本理念を継承し、その実現を図っていくため、以下の3つの政策目標を設定しました。

基本理念	高齢者一人ひとりが人として尊厳を持ち、自らの意思に基づき住み慣れた地域でいきいきと健やかに生きがいを持って、自立して暮らすことができる社会の構築を目指します	
政策目標	I 健康でいきいき暮らすための介護予防の充実	身近で気軽に行える健康づくりの機会を増やし、健康増進に役立つ情報を発信することで、市民自らが健康維持に取り組みながら社会参加ができる環境を創ります。また、PDCAサイクルに沿った評価、データの利活用を進め、健康で自立した生活が継続できる効果的な介護予防事業を推進していきます。
	II 住み慣れた地域での生活が続けられるための選択肢の充実	高齢者が自分の住み慣れた地域で安心して生活を送るために、地域の実情に合った在宅での介護を支えるサービスを安定して受けることができるようにします。また、あわせて施設サービス等の確保・充実にも努めることで、高齢者が今の自分に合った住まいを多くの選択肢の中から選べるようにし、高齢者が自分らしさを損なうことなく暮らせる環境を整備します。
	III 地域の住民全体で高齢者を支えるための地域包括ケア体制の充実	医療と介護の連携を深め、地域の多職種による連携体制を構築することで、高齢者に対する質の高いケアを住み慣れた地域で行えるようにします。また、地域住民が無理なく高齢者を支えることができるよう地域の資源を活用し、住民主体で地域ぐるみの高齢者支援ができるように地域包括ケア体制を整え、充実させていきます。

(2) 基本施策と取組みの柱

政策目標を達成するために市が進めていく施策の方針として、前計画に続いて9つの基本施策を設定しました。また、これらの基本施策を具体的に推進するため、各取組を束ねるものとして、取組の柱を施策ごとに設けました。市は、高齢者にとって暮らしやすい環境を創り、基本理念の実現を目指すために、これらの施策を進めていきます。

2. 政策目標と施策の展開

政策目標	基本施策	取組の柱
I 健康でいきいき暮らすための介護予防の充実	1 健康増進のための啓発・事業の推進	① 市民の健康づくりの推進 ② 一般介護予防の推進 ③ スポーツの普及・啓発
	2 社会参加の促進	① 生きがいづくり、社会参加の促進 ② 生涯学習、ボランティアの促進 ③ 高齢者の就労支援
	3 自立生活の支援サービスの充実	① サービスの開発・発掘 ② 多様な介護予防・生活支援サービスの充実 ③ 生活支援サービスの充実
II 住み慣れた地域での生活が続けられるための選択肢の充実	4 在宅を支える介護保険サービスの充実	① 地域密着型サービスの実施 ② 介護予防サービスの実施 ③ 居宅サービスの実施 ④ 生活支援サービスの充実 ⑤ 介護保険サービスの質の向上 ⑥ 低所得者の負担軽減
	5 自分らしい住まいや施設の選択	① 施設サービスの充実 ② 高齢期の住まいの確保 ③ 施設サービス等の質の向上 ④ 災害・感染症対策の推進
III 地域の住民全体で高齢者を支えるための地域包括ケア体制の充実	6 医療と介護の連携による在宅継続の促進	① 医療・介護連携の推進 ② 在宅療養の普及・啓発
	7 認知症施策の総合的な推進	① 認知症支援の普及・啓発 ② 認知症の予防・早期発見・早期対応
	8 地域包括ケアシステムの推進	① 地域包括ケアの推進 ② 虐待防止、権利擁護に関わる連携推進
	9 高齢者にやさしい地域づくりの推進	① 多様なネットワークの充実 ② 高齢者にやさしいまちづくりの推進 ③ 地域共生社会の推進 ④ ケアラー（介護者）の支援

3. 圏域の考え方

(1) 「圏域」の捉え方

住み慣れた自宅を中心に様々な介護サービスを利用して生活することを目標に、様々な支援環境を整備することを進めていきます。その際には、地域特有の生活課題や、身近でなければ分からない問題点などもあります。

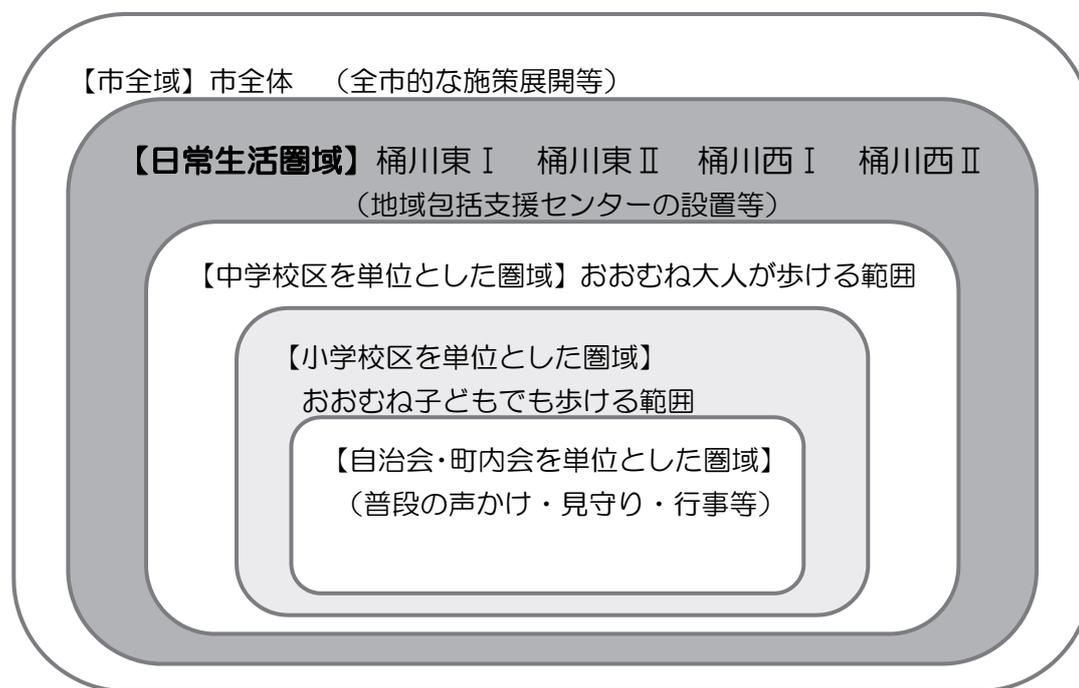
地域での生活を再確認し共有していくために、隣近所でお互いの顔の見える環境づくりが重要であり、日常生活に根ざした地域づくりが求められます。

(2) 「圏域」の設定

市域における最も身近で小さな圏域の単位としては、「自治会・町内会」の区域があります。また、それよりも大きな圏域では、「小学校区」「中学校区」「日常生活圏域」に分けられます。

本計画では、「日常生活圏域」を基本として、高齢者が住み慣れた自宅や地域で様々な介護サービスを利用して生活を継続していけることを目指しています。

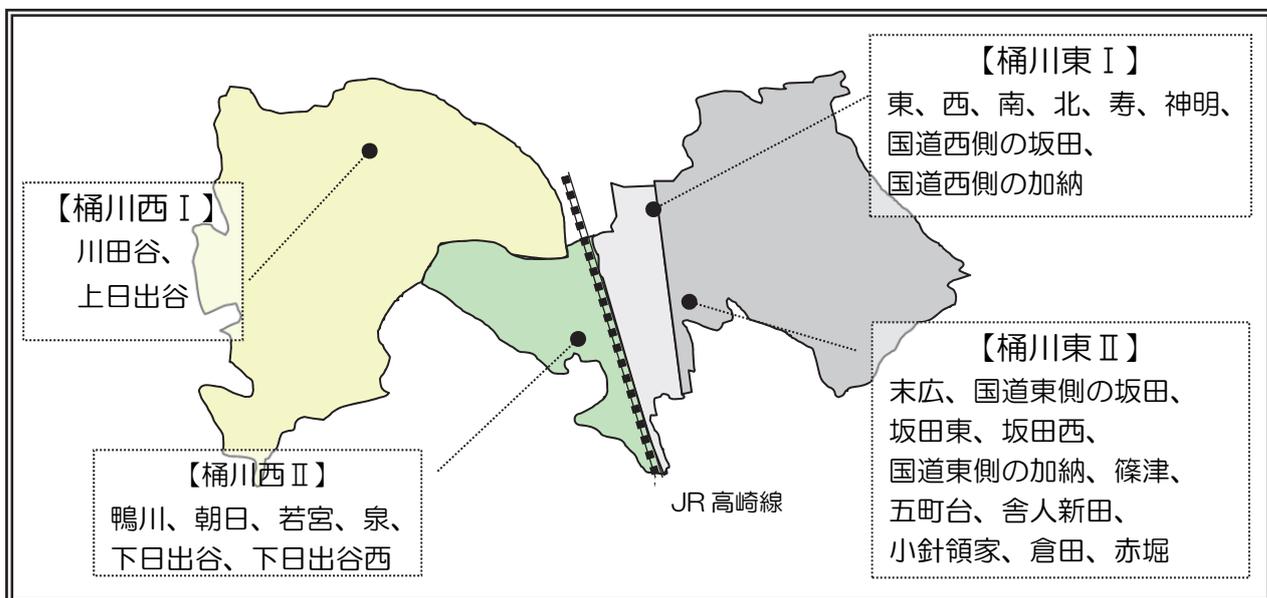
また、日常生活圏域ごとにサービスや施設整備の偏りなどに配慮し、介護支援サービスの体制構築などの検討を進めます。



※ 「日常生活圏域」とは、特に高齢者の地域生活に関わる圏域で市町村介護保険事業計画において定義づけられています。住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める範囲のことです。

本計画では、以下に示す桶川東Ⅰ、桶川東Ⅱ、桶川西Ⅰ、桶川西Ⅱの4か所の日常生活圏域を基本単位とし、地域包括支援センターの担当地域を考慮して4つの圏域を設定し、これらの圏域の現状や地域特性、介護支援サービスや施設整備の偏りなどに配慮しながら、組織体制・介護サービスの充実・施設整備などを進めていきます。

○ 本計画における圏域（4圏域）



※ ●は、各圏域の地域包括支援センターのおおむねの位置を示している。

	桶川東Ⅰ	桶川東Ⅱ	桶川西Ⅰ	桶川西Ⅱ	合 計
圏域人口	15,314	20,311	15,315	24,346	75,286
高齢者数	4,226	5,979	4,948	6,797	21,950

※ 単位：人、圏域人口、高齢者数は令和2年3月31日現在とする。

○ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように福祉・保健・医療など、様々な面で支援を行うために市から委託を受けた総合相談機関です。

圏域名	地域包括支援センター名	所在地	電話番号
桶川東Ⅰ	ハートランド	坂田 1725	048-777-7055
桶川東Ⅱ	桶川市社会福祉協議会	末広 2-8-8	048-728-2265
桶川西Ⅰ	ねむのき	川田谷 5830-1	048-783-5311
桶川西Ⅱ	ルーエハイム	若宮 1-5-2 4階	048-789-2121

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

政策目標Ⅰ 健康でいきいき暮らすための介護予防の充実

基本施策 1

健康増進のための啓発・事業の推進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 団塊の世代が後期高齢者になる2025年には、市の後期高齢者人口は1万3千人を超えることが予想され、また、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年には、高齢者数が急増することが見込まれます。そのため、2040年に向け、心身ともに健康な期間をできるだけ長く維持していくための健康増進の施策が求められています。介護予防においては、本人へのアプローチだけでなく、地域で生きがいと役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなど、環境へのアプローチを含めた対応が求められています。
- 市や地域包括支援センターが実施する介護予防教室については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、介護予防教室が開催されていることを知らない市民が5割程度おり、また、参加者も対象者の8%程度にとどまっていました。そのため、周知することにあわせて、介護予防機会の更なる拡充や裾野を広げる必要性があります。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、現在の高齢者は、健康への関心が高く、趣味やスポーツなど社会参加活動を重視しており、こうした市民のニーズを踏まえた健康づくりが求められます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

- 高齢者が自らの健康に関心を持ち、継続的に健康づくりや介護予防などに参加できるように、高齢者のニーズにあった健康増進の基盤整備を進めるとともに、地域で行われる自主的な介護予防活動等の取組の支援を行います。

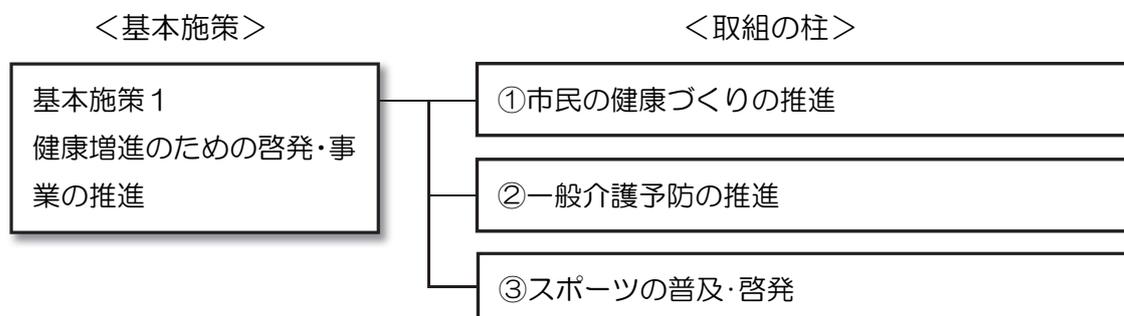
■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 市民の健康意識が高まり、各種健康診査の受診率の向上、介護予防体操や健康長寿い

きいきポイント事業に取り組む高齢者が増えている状態を目指します。趣味、地域活動など様々な場所で生きがいをもって活動できている高齢者が増え、健康寿命も延びている状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 市民の健康づくりの推進

事業名	事業概要	単位		計画目標値		
				R3	R4	R5
各種健康診査等	生活習慣病の予防と重症化を防ぐため、健康診査を実施する。（40～74 歳については、市国民健康保険加入者に対する受診率） がんによる死亡率を減少させるため、早期発見・早期治療に結びつける検診事業を実施する。	受診率	40～74 歳	56%	58%	60%
			75 歳以上	58%	59%	60%
		受診者数		14,335	14,400	14,400
健康教育・相談	生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図り、自らの健康は自らが守るという自覚を高め、健康増進に努めるために健康教育を実施する。	実施回数		50	50	50
	骨密度測定の結果説明及び個別相談を行い、骨密度の低下に伴う様々な合併症の予防に努める。	実施回数		2	2	2
	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理の一助とする。	実施回数		6	6	6
健康体操	高齢者の筋力アップと転倒予防のため、「オケちゃん健康体操」を普及させる。	実施者数		150	150	150

オケちゃん健康体操とは

子どもから高齢者まで、簡単に楽しくできるオリジナル体操として市が創作した体操です。この体操はゆっくり行う運動であるスロートレーニングを取り入れており、運動している間、軽い負荷を筋肉に与え続けることができます。そのため、筋肉量が増え、代謝がアップし、太りにくい身体になったり、バランス力が向上する効果もあります。



オケちゃん
ポーズ!

② 一般介護予防の推進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
介護予防教室の開催	全高齢者を対象に介護予防に関する活動の普及啓発のために、運動・栄養・口腔・脳トレなどの介護予防教室を実施する。	参加者数 (延人数)	3,560	3,780	4,005
★ 通いの場 100歳体操の普及	地域の自主的な取組によって介護予防を進めてもらうため、100歳体操の普及を図り、専門職を派遣することにより、通いの場の立ち上げ支援・事後支援を行う。	実施地区数	25	28	31
介護予防サポーターの養成	地域の自主的な取組によって介護予防を進めてもらうため、100歳体操を指導できるサポーターの養成を行う。	養成者数	15	20	25
通いの場づくり事業	自宅から歩いて行ける地域の集会所等で、地域の住民が主体的に介護予防に取り組む通いの場の運営費の補助を行う。	補助団体数	25	28	31
★ 健康長寿いきいきポイント事業	市が指定した各種事業（健康診査・介護予防教室・生きがいづくり・生涯学習等）や地域のサロンへの参加など様々な事業に記念品と交換できるポイントを付与し、事業参加を促進することで、高齢者の健康増進や社会参加、生きがいづくりを積極的に支援する。	参加者数	2,100	2,150	2,200
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	通いの場等に保健医療の支援を加え、身近な場所で健康相談、健康づくりなどに参加できる体制づくりを進める。				

100歳体操とは

おもりの重さが調整できるバンドを手首や足首に巻き、椅子に座って手足をゆっくりとしたペースで動かす筋力向上を目的とした体操です。市では、100歳体操を指導できる介護予防サポーターを養成しており、住民主体のご近所型介護予防として、普及に取り組んでいます。

「立ち上がりが楽になった」「荷物を持ちやすくなった」「疲れにくくなった」などの効果がみられています。



③ スポーツの普及・啓発

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
シルバーニュー スポーツ教室の 開催	高齢者の健康の増進、生きがいづくりのために、いつでも・どこでも気軽に行えるシルバーニュースポーツ（グラウンドゴルフ、クロリティ、ラケットゴルフ、ソフトペタンクなど）の教室を実施する。	参加者数 (延人数)	240	245	250
シルバーレクリ エーション大会 の開催	シルバーニュースポーツ教室で行った種目を中心に、ニュースポーツ大会を行い、交流を深める。	参加者数	60	65	70

基本施策 2

社会参加の促進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 高齢者が増加しており、多様な社会参加が求められています。従来から老人クラブ活動が行われていますが、クラブ数、会員数の減少が続き、運営の担い手が減少し、会の存続が厳しい状況が見られます。また、シルバー人材センターでは、高齢者が長年培った能力を活かしながら自らの生きがいづくりや社会参加の促進、健康づくりの機会となっています。少子高齢化が進展し社会全体の働き方が変わる中、高齢者の就業に対する期待は大きく、シルバー人材センターでも新たな分野での就業機会創設に取り組んでいます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

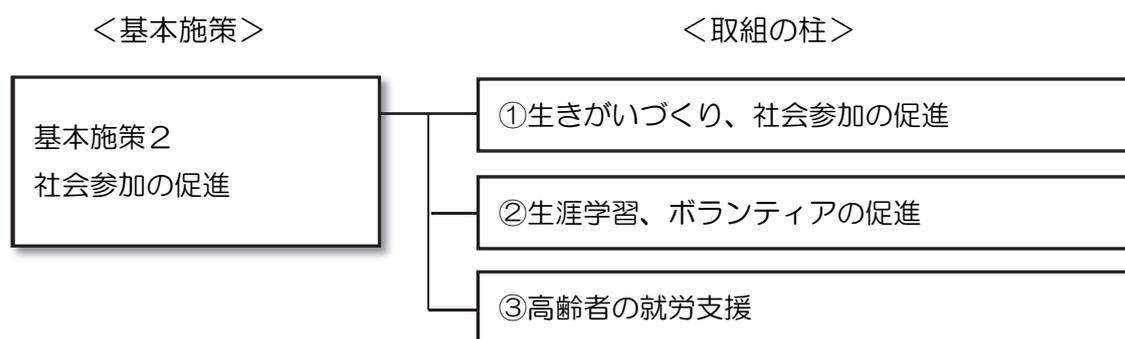
- 健康な高齢者が自分の趣味や特技を生かして社会参加や活動の機会を得て、仲間づくりにつながるように、市民活動サポートセンター、ボランティアセンターなど多様な活動の拠点を生かした、交流にとどまらない学習機会、ボランティア、高齢者の就労の機会の充実に取り組めます。

■3年後の目指すべき姿

施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 高齢化の進展に伴い、高齢者が参加する地域活動や高齢者の就労人口が増大し、高齢者が地域社会で活躍している状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組

① 生きがいがづくり、社会参加の促進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
老人クラブ活動	地域における活動の中心として、高齢者の現状に即した「あり方」を検討しながら、団体数や会員数増加に取り組む。	単会数	12	13	14
高齢者サロン	住民主体の居場所や活動を中心とした高齢者を対象とするサロンを開催し、地域の支え合いのネットワークを構築する。	実施箇所数	34	36	38
老人福祉センター事業	高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション、仲間づくりを目的とした支援活動のコーディネートを行う。	年間利用者数	66,500	67,000	67,500
いきいき健康農園	健康を維持し、生きがいを高めるため、いきいき健康農園を提供する。	利用者数	328	328	328

② 生涯学習、ボランティアの促進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
ふれあい学級	豊かな経験を生かし、生涯学習を通してふれあいの輪を広げ、充実した生活を送ることができるよう公民館で各種講座を開催する。	講座数	36	36	36
ボランティア活動	桶川市社会福祉協議会内に設置された「ボランティア・市民活動センター」において、市民のボランティアに関する相談に対応し、情報提供やコーディネートを行う。また、センター登録をしている個人ボランティアやボランティア団体を中心に、ボランティア活動の育成や支援を行う。	年間活動者数	20,700	21,000	21,300

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
公民館サークル	公民館等で行われる講座など、市民が参加できる学習機会を提供し、市民によるサークル活動を促進する。	サークル数	97	97	97
市民活動サポートセンター	市民活動や交流の場、情報の提供・活動に関する相談や研究支援などを通じて、市民活動に関わる団体・市民を支援する。	登録団体数	140	140	140

③ 高齢者の就労支援

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
シルバー人材センター	シルバー人材センターへの運営助成を行う。	会員数	605	618	630
高齢者雇用促進事業	高齢化の進展により、高齢者等の多様な就労機会の確保に向け、講演会や事例情報発信など、普及啓発の機会を提供する。				

基本施策3

自立生活の支援サービスの充実

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 高齢者の増加に伴い、今後も要支援者や要介護者が増える傾向にあります。こうしたことから、要支援や要介護にならないための介護予防に力を入れる必要があります。その一方で、要支援や要介護になっても自立した生活が送れるように、生活支援サービスの充実を図ることが求められています。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

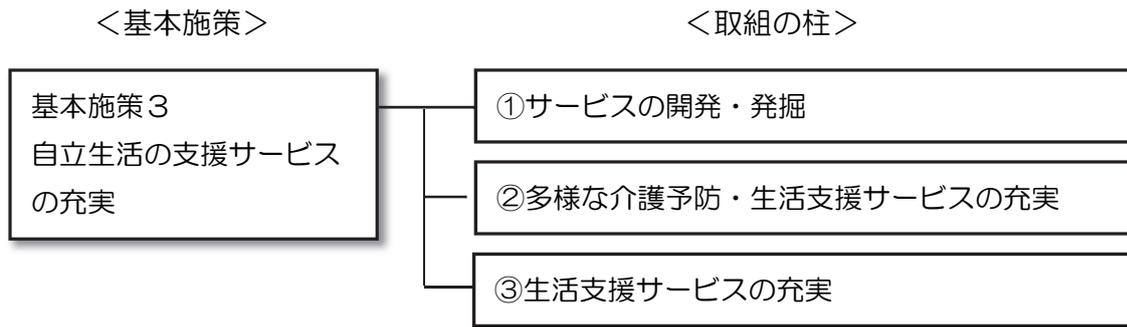
- これからの介護予防を支える体制を構築するため、地域支援事業の生活支援体制整備事業等の活用により、支援体制の充実強化を図り、地域全体で多様な主体によるサービス提供を推進していきます。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 生活支援サービスの多様化を図り、生活機能の低下した高齢者に対し適切な生活支援サービスを提供することにより、心身機能のみならず、外出机会の確保、他の高齢者との交流を通して、自立に向けた支援が行われている状態を目指します。また、生活支援コーディネーターが住民主体による活動を支援し、多くの地域で活発な活動が行われている状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① サービスの開発・発掘

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
★ 地域包括ケア 推進協議会（生 活支援体制整備 部会（第1層協 議体））の運営	地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体、生活支援コーディネーターなどが参画する協議会において、自立した生活を送るためのサービスの構築、充実、整備を行う。	—	継続	継続	継続
★ 生活支援コー ディネーター の配置	第1層圏域（市全域）に生活支援コーディネーターを配置し、関係者のネットワークの構築を進め、第2層生活支援コーディネーターと協力してNPOやボランティア団体、地縁組織等による高齢者の自立支援のための活動支援、担い手の育成などを行う。	—	継続	継続	継続
	第2層圏域（日常生活圏域）ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域の実情に応じた支援ニーズの把握、高齢者の自立支援に向けた適切なサービスとのマッチング等を行う。	—	継続	継続	継続
総合事業の担 い手の確保・人 材育成	新しい総合事業に関わる生活支援サービスの担い手の確保、人材育成を行い、要支援者等に対して適切な生活支援や介護予防を提供できるようにするため、研修等を行う。	育成者数	15	15	15

生活支援コーディネーターの役割とは

生活支援コーディネーターは別名で、「地域支え合い推進員」とも呼ばれています。厚生労働省は、生活支援コーディネーターの役割について「高齢者の生活支援・介護予防の基盤を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」と定めています。



② 多様な介護予防・生活支援サービスの充実

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
介護予防訪問 介護相当サービス	ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や入浴、トイレの介助や住居の掃除、食事の準備など日常生活の支援サービスを行う。	利用者数 /月	186	190	194
訪問型サービスA	介護予防訪問介護相当サービスより人員等を緩和した基準により、生活支援サポーター等が家庭を訪問し、住居の掃除、食事の準備など日常生活の支援サービスを行う。	利用者数 /月	5	8	13
★ 訪問型サービスB	NPOやボランティア団体、地縁組織などのボランティアが家庭を訪問し、住居の掃除、ごみ出し、草むしりなどの日常生活の支援サービスを行う。	利用者数 /月	3	6	9
訪問型サービスC	保健・医療の専門職が家庭を訪問し、体力の改善や日常生活動作などの改善に向けた支援サービスを行う。	利用者数 /月	4	6	8
★ 訪問型サービスD	NPOやボランティア団体、地縁組織などのボランティアが家庭を訪問し、病院、通いの場などへ移送前後の日常生活の支援から移動支援までの一体的なサービスを行う。	利用者数 /月	3	6	9
介護予防通所 介護相当サービス	デイサービスセンター等に通所し、食事や入浴などの介護や機能訓練サービスを行う。	利用者数 /月	281	307	335
通所型サービスA	介護予防通所介護相当サービスより人員等を緩和した基準により、デイサービスセンター等に通所し、健康体操やミニレクリエーションを行う。	利用者数 /月	2	3	4
★ 通所型サービスB	NPOやボランティア団体、地縁組織などによる通いの場に通所し、健康体操やミニレクリエーションを行う。	利用者数 /月	2	3	4
通所型サービスC	保健・医療の専門職が配置された事業所等に通所し、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善などを行う。	利用者数 /月	4	6	8
介護予防ケア マネジメント	地域包括支援センターが利用者の自立に向けた介護予防ケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行う。	利用者数 /月	291	297	303

③ 生活支援サービスの充実

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
緊急通報システム設置事業	一人暮らしの高齢者等が、急病等の場合に消防本部に救助を呼べるよう、家庭に機器を設置する。	利用者数	420	425	430
配食サービス	日常生活に支障のある高齢者等に対し、希望に応じた安否確認が可能な配食サービス業者の情報提供を行う。				
日常生活用具給付事業	介護保険対象外の日常生活用具を給付する。				
福祉電話貸与事業	コミュニケーションや緊急連絡の手段を確保し、安否の確認等に役立てるための電話を設置する。				
買物困難者への支援	高齢で店が遠く、自力で買物に行けない買物弱者に対して、商工会、事業者などと連携し、移動販売や地域宅配などの情報を提供する。「在宅家事援助オケちゃんサービス事業」への補助を通じて、買い物を支援する地域の仕組みを推進する。				
救急医療情報キット・シートの配布	緊急医療情報キット（救急情報シートに、かかりつけ医、緊急連絡先等の情報を記載したシートを入れたもの）・緊急医療情報シートを配布し、冷蔵庫内に保管したり冷蔵庫に貼付し緊急時や災害時に備える。				

基本施策4

在宅を支える介護保険サービスの充実

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 在宅介護実態調査の結果では、介護サービスの利用状況について、「利用している」が約6割を占めており、今後の在宅生活で必要に感じる支援やサービスとして、「外出同行（通院・買物など）」や「掃除・洗濯」のニーズが高い傾向にあります。
- 住み慣れた自宅や地域で生活できるよう支援するサービスの1つに地域密着型サービスがあります。市では、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）はほぼ満床状況が続いており、また、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）などの事業所の指定がないことから、利用者のニーズに応じた身近できめ細やかなサービス提供体制の構築が必要となっています。
- 介護保険サービスが充実するためには、介護人材の確保、業務の効率化を行うことも必要であり、また、サービスの質を向上させるため、適正化事業を推進することが求められています。
- 厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、現状分析を行い、サービスの必要見込量を算出します。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

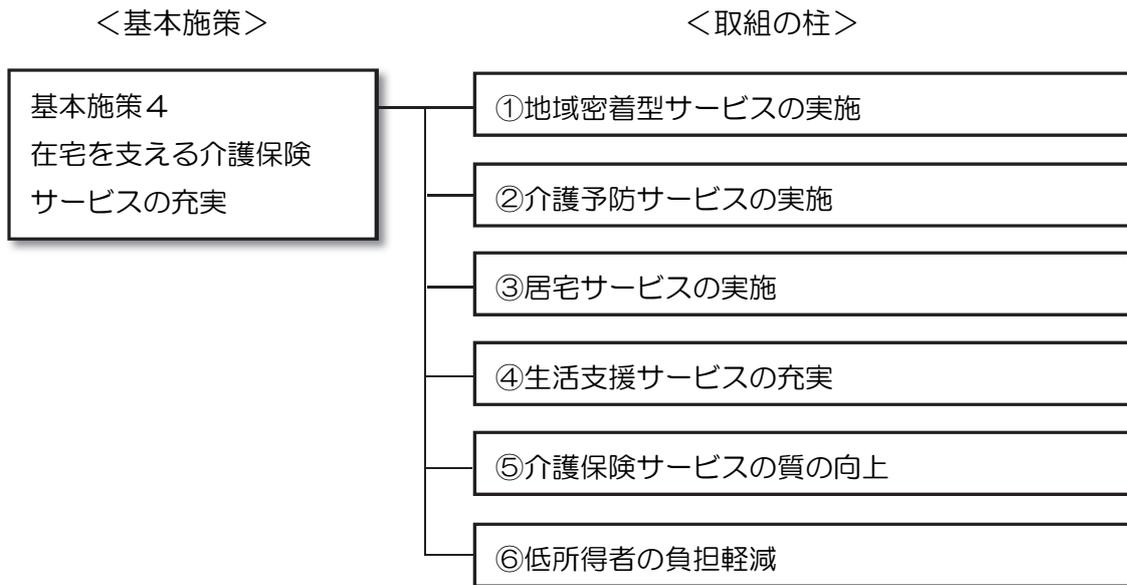
- 在宅介護を支援するサービスについては、引き続き市民の意向を踏まえ、圏域の実態に応じた整備を進めていきます。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 高齢者の方が、身近できめ細かい介護保険サービスや在宅での介護・医療、認知症支援を、各日常生活圏域で受けることができる状態を目指します。また、質の高い適切な介護保険サービスを受けることができる状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 地域密着型サービスの実施

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
地域密着型通所介護	利用定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられることができるサービス	利用者数 /月	203	212	220
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事や入浴、トイレなどの介護や日常生活上の支援、機能訓練などを受けられることができるサービス	利用者数 /月	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結びつきを重視した施設運営の下、食事や入浴、機能訓練などを受けられることができるサービス	利用者数 /月	0	0	0
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	認知症要介護者が、日帰りで食事や入浴、専門的なケアを受けられることができるサービス （介護予防認知症対応型通所介護は要支援1・2の方が対象）	利用者数 /月	8	9	11

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
★ 認知症対応型 共同生活介護 （介護予防認 知症対応型共 同生活介護）	認知症要介護者が、家庭的な環境と地域 住民との交流の下、少人数で共同生活を 送りながら、介護スタッフによる食事や 入浴、トイレなどの介護や日常生活上の 支援、機能訓練などを受けることができ るサービス （介護予防認知症対応型共同生活介護 は要支援2の方が対象）	利用者数 /月	60	69	78
★ 小規模多機能 型居宅介護（介 護予防小規模 多機能型居宅 介護）	要介護者を対象に、通いを中心として、 利用者の状態や希望、家族の事情など に応じて、訪問や短期間の宿泊を柔軟に組 み合わせることができるサービス （介護予防小規模多機能型居宅介護は 要支援1・2の方が対象）	利用者数 /月	2	3	4
夜間対応型訪 問介護	夜間でも安心して在宅生活を送れるよ う、夜間の定期的な巡回や随時の通報に より、日常生活上の支援や訪問介護を受 けることができるサービス	利用者数 /月	0	0	0
★ 定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護	要介護者の在宅生活を支えるため、日 中・夜間を問わずに24時間いつでも、 訪問介護と訪問看護を短時間の定期巡 回と随時対応で提供するサービス	利用者数 /月	5	7	9
★ 看護小規模多 機能型居宅介 護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を 組み合わせて、通所や訪問、短期間の宿 泊で介護や医療、看護のケアを行い、医 療ニーズの高い要介護者を支援するサ ービス	利用者数 /月	0	0	1

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

② 介護予防サービスの実施

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
介護予防訪問 入浴介護	居宅に浴室がない場合や感染症などで 浴室の利用が難しい場合、簡易浴槽など を搭載した移動入浴車で家庭を訪問し、 入浴の介助をするサービス	利用者数 /月	1	1	1
介護予防訪問 リハビリテー ション	病院や診療所、介護老人保健施設の理学 療法士や作業療法士などが、医師の指示 に従い家庭を訪問し、自立した日常生活 を営めるよう、必要なリハビリテーシ ョンを行うサービス	利用者数 /月	33	34	35

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、歯科衛生士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス	利用者数 /月	31	32	33
介護予防訪問看護	病院や診療所、訪問看護ステーションの看護師などが、医師の指示に従い家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行うサービス	利用者数 /月	35	37	39
介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通所し、身体機能の維持や回復等を目的として、理学療法士や作業療法士等による必要なリハビリテーションなどを受けるサービス	利用者数 /月	95	100	105
介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスに入所している要支援者に対して、入浴やトイレなど日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス	利用者数 /月	18	19	20
介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事や入浴、トイレなどの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービス	利用者数 /月	3	3	3
介護予防短期入所療養介護（医療系）	介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、必要な医療などを受けるサービス	利用者数 /月	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	日常生活での自立を助けるための車椅子や介護用ベッドなどの福祉用具の貸与を行う。	利用者数 /月	265	285	305
特定介護予防福祉用具販売	入浴や排泄などに用いる貸与になじまない特定福祉用具の購入費用を支給する。	利用者数 /月	4	6	7
介護予防住宅改修費支給	要支援者が居住する住宅で自立した暮らしができるよう、住まいの安全性を確保するため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなどの改修費用を支給する。	利用者数 /月	7	8	9
介護予防支援	地域包括支援センターが、利用者に合った介護予防ケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行う。	利用者数 /月	345	375	405

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

③ 居宅サービスの実施

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
訪問介護	ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や入浴、トイレなどの身体介護や住居の掃除、買物などの生活援助を行うサービス	利用者数 /月	379	400	420
訪問入浴介護	居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、簡易浴槽などを搭載した移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介助をするサービス	利用者数 /月	24	24	24
訪問リハビリテーション	病院や診療所、介護老人保健施設の理学療法士や作業療法士などが、医師の指示に従い家庭を訪問し、自立した日常生活を営めるよう、必要なリハビリテーションを行うサービス	利用者数 /月	122	128	134
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、看護職員、歯科衛生士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス	利用者数 /月	435	470	505
訪問看護	病院や診療所、訪問看護ステーションの看護師などが、医師の指示に従い家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助などを行うサービス	利用者数 /月	144	147	150
通所介護	居宅で生活する要介護者が、デイサービスセンター等の通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や生活向上のための支援を日帰りで受けるサービス	利用者数 /月	446	471	490
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通所し、身体機能の維持や回復等を目的として、理学療法士や作業療法士等による必要なリハビリテーションなどを受けるサービス	利用者数 /月	359	380	400
特定施設入居者生活介護	特定施設として指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスに入所している要介護者に対して、入浴やトイレなど日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス	利用者数 /月	157	169	177
短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事や入浴、トイレなどの日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービス	利用者数 /月	158	165	170

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
短期入所療養介護（医療系）	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、必要な医療などを受けるサービス	利用者数 /月	37	46	46
福祉用具貸与	日常生活での自立を助けるための車椅子や介護用ベッドなどの福祉用具の貸与を行う。	利用者数 /月	815	845	875
特定福祉用具販売	入浴や排泄などに用いる貸与になじまない特定福祉用具の購入費用を支給する。	利用者数 /月	15	16	17
住宅改修費支給	要介護者が居住する住宅で自立した暮らしができるよう、住まいの安全性を確保するため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなどの改修費用を支給する。	利用者数 /月	15	16	17
居宅介護支援	ケアマネジャーが、利用者に合ったケアプランを作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように支援を行う。	利用者数 /月	1,360	1,390	1,420

※ 必要見込量については、地域包括ケア「見える化」システムで用いた数値

④ 生活支援サービスの充実

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
要介護老人手当支給事業	要介護高齢者（介護度4・5）及び重度認知症高齢者に手当を支給する。	利用者数 /年	110	120	130
高齢者等おむつ助成金支給事業	在宅で常時おむつを使用している要介護高齢者（介護度4・5）、重度認知症高齢者及び重度の障害者に対し、おむつ代を助成する。	利用者数 /年	85	95	105

⑤ 介護保険サービスの質の向上

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具利用者の状態確認や改修内容及び必要性について点検を行うとともに、訪問調査を行う。	件数 /年	5	5	5
介護給付費通知	介護サービス利用者に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について年3回（4か月分）通知を行い、適正利用の意識付けを図る。	回数 /年	3	3	3
要介護認定の適正化	認定調査の正確性を担保し、要介護認定における公正・公平性を確保する観点から調査内容の事後点検を実施する。				
ケアプラン点検	ケアマネジメントの適正化を図るため作成した介護支援専門員等とともに検証確認を行う。				
縦覧点検・医療情報との突合	介護サービス事業者の請求内容の確認等を埼玉県国民健康保険団体連合会に委託し、介護サービス事業者の請求誤りや不正請求を防ぎ、請求の適正化を図る。				
介護人材の確保	市民向け「生活支援サポーター養成講座」や出前講座を行い、介護の制度、内容等について理解と認識を深めるとともに、埼玉県や埼玉県社会福祉協議会の介護職に関するパンフレットを配布することで、介護人材の確保を推進する。				
介護現場の環境改善	市が指定権限のある事業所に対して、介護離職防止の観点から集団実地指導の折に「介護現場におけるハラスメントマニュアル」を配布することで、職場環境の改善に関する普及啓発を行う。				
★ 介護業務の効率化	埼玉県による介護ロボットやICT（情報通信技術）の活用事例や補助金制度を周知し、業務の効率化を促進する。また、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を行う。				
福祉サービス 第三者評価の普及	サービスの質の向上を図るため、市内介護保険サービス事業所に対して第三者評価の受審を促進する。				

⑥ 低所得者の負担軽減

事業名	事業概要
介護保険居宅サービス利用料の軽減	訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、訪問型サービスA、通所型サービスA、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護のサービスを対象として、所得が低い方の利用料を軽減する。
特例居宅介護サービス等の費用貸付	要介護者が、緊急等やむを得ない理由で要介護認定の申請前に指定居宅介護サービスを利用する場合の費用や住宅改修、福祉用具購入費の負担が困難な場合等で、市が必要と認めた場合に資金の貸付けを行う。
介護保険料の徴収猶予・減免	火災や地震等による財産への著しい損害、生計中心者の死亡、失業等による収入の著しく減少した場合などに、介護保険料の徴収猶予及び減免を行う。
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度	低所得者で特に生計が困難である方について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として、利用者負担額を軽減する制度。市では、軽減を行った社会福祉法人に対し、その軽減額の一部を助成する。

基本施策5

自分らしい住まいや施設を選択

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査結果では、自宅での生活や在宅介護の意向が高い傾向ですが、自宅での生活や在宅介護が難しくなった際の支援体制も求められています。
- 在宅介護実態調査結果で、現時点での施設等への入所の検討状況について、「検討していない」が約5割を占めていますが、「検討している」「すでに申し込みをしている」も一定程度あることから、施設整備も必要となります。
- 急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の一体的な確保を図るため、県の医療計画との整合性を確保することも必要となります。
- 介護サービスが利用できず、介護者がやむを得ず離職することを防止するため、介護老人福祉施設等への待機者の解消が必要となります。
- 高齢者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことや感染症発生時は重症化する危険性が高いことから、危機事象への対応が必要となります。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

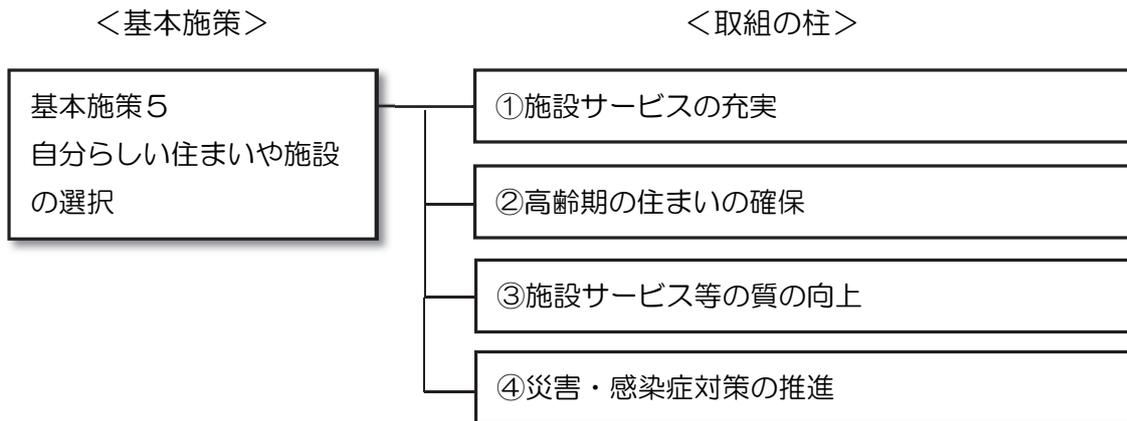
- 市民が住み慣れた地域や自宅で生活を続けていけるようにしていきます。
また、自宅での生活や在宅での介護が難しくなった際の住まいや施設が確保されるよう、介護保険サービスの整備を進めます。その際、介護者の支援機能のある施設づくりを促進します。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 安心して生活が続けられるように関係機関と連携し、必要な物資の備蓄や設備等の整備など災害や感染症への対策に努め、特に避難を要する災害においては「避難行動要支援者登録制度」が円滑に活用できるよう推進します。施設入居待機者の方については、必要な介護基盤整備を行います。また、地域にとっての施設の社会的意義を考え、地域住民との交流を推進するなど、地域に開かれた活動が一層盛んになるよう促進します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 施設サービスの充実

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	日常生活において常時介護を必要とし、在宅で生活することが困難な高齢者に対して、施設に入所して日常生活上の介護や機能訓練、健康管理及び療養上の管理を行うサービスを推進する。	利用者数	375	391	407
介護老人保健施設	病状が安定期で、入院療養よりもリハビリテーションや医療看護を必要とする高齢者に対して、施設に入所して必要な医療看護と生活サービスを合わせて提供するサービスを推進する。	利用者数	306	321	335
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わっていても、まだ自宅療養には無理があり、医学的管理の下で長期療養を必要とする高齢者のための医療機関。施設に入所して必要な医療看護を行いながらリハビリを行うサービスを提供する。	利用者数	1	0	0
介護医療院	介護療養型医療施設からの新たな転換先として創設され、介護療養病床の医療機能を維持し、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れと看取り・終末期ケアの機能と、生活施設としての機能を兼ね備える。	利用者数	2	3	3

② 高齢期の住まいの確保

事業名	事業概要	単位	必要見込量		
			R3	R4	R5
高齢者借上型市営住宅	住宅に困窮する低所得の高齢者に対して、民間の賃貸住宅を市が借り上げ、対象者に提供する。	戸数	10	10	10
養護老人ホーム	身体上又は精神上の理由及び環境上の理由により在宅での生活が困難な高齢者のための入所施設	入所者数	5	5	5
軽費老人ホーム	60歳以上で家庭の事情等により在宅で生活することが困難な方が所得に応じた低額な料金で入所できる施設	施設数	1	1	1
ケアハウス	60歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下や、自立して生活することに不安があり、かつ、家族による援助を受けることが困難な方が入所できる施設	施設数	1	1	1
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し、高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅	入居戸数	133	133	133
住宅型有料老人ホーム	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設	入居戸数	78	78	78
ハートフル居室整備資金貸付事業	高齢者と同居する方に対し、高齢者の専用居室の増築又は改築するために利用する資金を融資する。	利用件数	1	1	1
住宅改修支援	居宅介護支援等を受けていない認定者に対して、介護支援専門員等により住宅改修の事前申請に必要な理由書の作成を行った事業所に対して助成する。				

③ 施設サービス等の質の向上

事業名	事業概要
介護人材の確保【再掲】	市民向け「生活支援サポーター養成講座」や出前講座を行い、介護の制度、内容等について理解と認識を深め、介護に関する仕事の意義を深めるとともに、埼玉県や埼玉県社会福祉協議会の介護職に関するパンフレットを配布することで、介護人材の確保を推進する。【再掲】
★介護業務の効率化【再掲】	埼玉県による介護ロボットやICT（情報通信技術）の活用事例や補助金制度を周知し、業務の効率化を促進する。また、介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づき、申請様式・添付書類や手続の簡素化を行う。【再掲】

④ 災害・感染症対策の推進

事業名	事業概要
★ 災害への対応	避難訓練の実施や食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行う。
★ 避難行動要支援者登録制度の利用促進	地震や災害時に避難することが困難な方に対し、地域での助け合い制度である避難行動要支援者登録制度を利用し、円滑な情報伝達や避難を支援する。
感染症への対応	訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の確認を行う。また、感染防具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達状況の確認を行う。

基本施策6

医療と介護の連携による在宅継続の促進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果では、住み慣れた自宅で最期を迎えたいという希望が約5割を占めています。そのため、医療的ケアを必要とする要介護者等の在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えるには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、さらに包括的・一体的な在宅医療・介護サービスを提供することが求められます。
- 自分らしく最期まで安心して在宅療養生活を送るために、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族や医療・ケアチームなどと話し合い、共有していくアドバンス・ケア・プランニング（ACP 愛称：人生会議 P61 参照）の取組や在宅療養について普及・啓発を図る必要があります。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

- 医療と介護の連携を深め、市民が求める医療と介護サービスを効率良く提供し、家族も含め、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 医療と介護の関係者が現在の状況を共有し、今後のあり方を協議する場を定期的に確保することで、顔の見える関係が構築され、介護現場での連携の機運が高まっている状態を目指します。
- 高齢者が元気なうちから人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等と話し合い、共有していくアドバンス・ケア・プランニング（ACP）の取組が普及している状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 医療・介護連携の推進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
地域包括ケア推進協議会（在宅医療・介護連携部会）の運営	医療職、地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体などが参画する協議会において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療と介護の連携体制の構築について協議する。	—	継続	継続	継続
在宅医療連携センターの運営	在宅医療と介護を結びつけるコーディネーターとして、地域の医療・介護サービス提供者の連携をサポートする在宅医療連携センターを運営する。	—	継続	継続	継続
★多職種研修会の開催	医師、看護師、ケアマネジャーなどの多職種を対象としたグループワーク研修を開催し、顔の見える関係づくりの場の提供を行う。	開催回数	2	2	2
医療・介護サービス資源の把握および情報提供	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、市内の医療施設、介護施設や生活便利資源などの情報をまとめた桶川市地域資源マップを発行する。	—	適宜見直し、発行		
医療と介護の情報共有の仕組み化	医療と介護の情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。				

② 在宅療養の普及・啓発

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
在宅療養に関する市民講座の開催	市民に対して在宅療養や在宅での看取りに関する講座を開催し、在宅療養等の理解を促進する。	開催回数	1	1	1
★ACPの普及	高齢者が元気なうちから人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等と話し合い共有していくACPの取組として、「もしも手帳」の普及を図る。				

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）とは

自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチームなどと繰り返し話し合い共有する取組のことです。愛称は「人生会議」です。

「医療・ケアについての『もしも手帳』を活用ください

人生の最終段階での医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけや、自分の考えを家族等と話す「人生会議」の手助けとなるよう、「もしも手帳」を配布しています。

“治療やケアの希望”、“代理者の希望”、“最期を迎える場所の希望”についてチェックする形式の簡単な内容のものです。



エンディングノートを活用しましょう

～人生を笑顔で過ごすために「エンディングノート」～

エンディングノートは、この世を去るときに備えて、自身の希望を書き留めておくノートです。また、人生を悔いなく自分らしく生きるため、「想いを遺す」ために書くものです。現在の自分のこと、未来への希望、家族・周囲に向けたメッセージなどを書き出してみることで、自分自身を見つめ直すきっかけになります。

■様式は自由、難しいルールなし！

エンディングノートに決まった形はありません。書き方に難しいルールもありません。自由に作成してよく、気持ちが変われば何度書き直してもよいものです。

例えば、こんな内容を書くことができます。

- 私のプロフィール
- 私の好きなこと
- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- もしものときの医療・介護の希望
- 葬儀のこと
- 大切な人へのメッセージ



本市でも市民向けにお渡しできる「エンディングノート」を配布しています。人生を悔いなく笑顔で過ごすための設計図づくりとして、ぜひ、ご活用ください。

■遺言書の代わりになる？

法的効力がないため遺言書の代わりにはなりません。

遺産相続を確実にするためには、正式な遺言書を別に作成する必要があります。

基本施策 7

認知症施策の総合的な推進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 認知症の人の数は、2025年には全国で700万人（約20%）となることが推計され、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症施策の総合的な推進が重要な課題です。認知症施策は令和元年6月に策定された「認知症施策推進大綱」において「予防」と「共生」の取組を一層強化し、推進することが求められています。
- 生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らせる可能性があり、健康増進や介護予防施策の推進が求められています。また、認知症の早期発見・早期対応ができるよう体制を強化する必要があります。
- 地域全体で認知症の方を支援していくために、認知症の方や家族を手助けする認知症サポーターの養成数を増やし、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができる体制づくりが不可欠です。
- 認知症の状態によっては、介護保険事業所や医療施設での受入れが困難なケースも見られることから、重度の認知症の方の受け皿の整備や医療機関との連携の強化が求められます。さらに、若年性認知症や高次脳機能障害などの多様な実態を踏まえ、普及啓発や関係部署との連携が求められます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

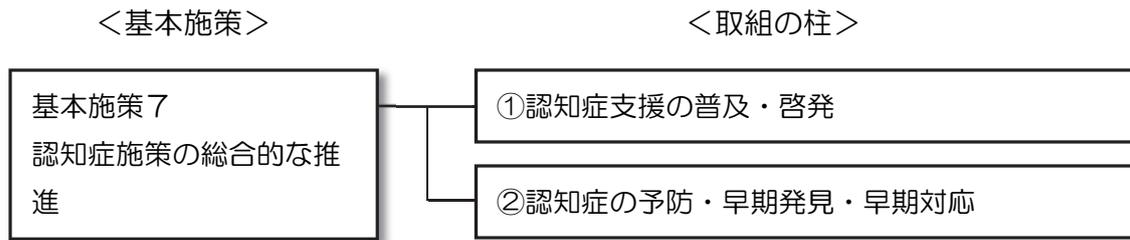
- 認知症の発症を遅らせる可能性がある予防事業に関する取組、早期発見・早期対応ができる体制づくりの強化を進めます。また、認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 認知症サポーターの養成は、元気高齢者を始め、小・中学生などを対象として取り組み、認知症への理解が進んでいる状態を目指します。また、地域包括ケア推進協議会において、引き続き医療関係者や介護事業者との連携体制が図られ、市民に予防事業（予防教室・各種検診）などが普及し、専門的な支援も認知されている状況を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 認知症支援の普及・啓発

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
地域包括ケア推進協議会（認知症施策部会）の運営	医療職、地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体などが参画する協議会において、認知症支援や早期対応のシステムづくりなどの認知症施策について協議する。	—	継続	継続	継続
★認知症サポーター養成講座の推進	認知症になっても地域で安心して暮らすことのできる体制の構築を目指し、認知症の方とその家族の応援者である認知症サポーターの養成を実施するとともに、サポーター養成の対象を子どもにも広げていく。	養成者数	1,000	1,000	1,000
認知症地域支援推進員等の配置	認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症施策や事業の企画調整を行うコーディネーターを配置する。	配置人数	1	1	1
認知症カフェ（おれんじカフェ）	認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが認知症について相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に、相談やレクリエーションなどを通して交流を図る場を提供する。	実施箇所	8	8	9
認知症ケアパス	認知症相談医、物忘れ相談医リスト、認知症の方やその家族を支える事業の情報などをまとめた冊子を発行する。	—	適宜見直し、発行		

② 認知症の予防・早期発見・早期対応

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
徘徊位置検索システムの活用	GPS 装置を活用し、認知症高齢者等の徘徊が発生した際には、スムーズにその位置を確認して迅速かつ適切に保護する。	人	25	28	30
徘徊者見守りステッカーの活用	徘徊者見守りステッカーを活用し、徘徊高齢者等の早期発見・安全確保を行うとともに、介護者の負担軽減を図る。	人	84	102	120
★ 脳の健康度検診（認知症検診）の実施	70・75 歳の方を対象に、認知症の早期発見、早期対応につなげるため、脳の健康度検診（認知症検診）を実施する。	受診率	25%	27%	29%
★ 認知症初期集中支援の推進	専門医、医療専門職及び介護専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	チーム数	1	1	1
介護予防教室の開催【再掲】	全高齢者を対象に介護予防に関する活動の普及啓発のために、運動・栄養・口腔・脳トレなどの介護予防教室を実施する。【再掲】				
通いの場 100 歳体操の普及【再掲】	地域の自主的な取組によって介護予防を進めてもらうため、100 歳体操の普及を図り、専門職を派遣する等により、通いの場の立ち上げの支援・事後支援を行う。【再掲】				
健康長寿いきいきポイント事業【再掲】	市が指定した各種事業（健康診査・介護予防教室・生きがいづくり・生涯学習等）や地域のサロンへの参加など様々な事業に記念品と交換できるポイントを付与し、事業参加を促進することで、高齢者の健康増進や社会参加、生きがいづくりを積極的に支援する。【再掲】				
認知症ケア相談室	在宅で認知症の介護をされている家族に対して、介護技術のノウハウに関する相談を行う。				
認知症地域支援推進員等の配置【再掲】	認知症サポーターなどの人材を生かし、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う認知症地域支援推進員を配置して、地域の支援体制の構築を図る。				

認知症初期集中支援チームとは

認知症またはその疑いがある対象者の支援方法を検討するチームです。チーム員は認知症サポート医を中心とし、看護師などの医療職、社会福祉士などの介護職で構成されています。適切な医療・介護サービスを受けていない人などを、チームが6か月を目安に包括的・集中的に関わり、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援しています。



基本施策 8

地域包括ケアシステムの推進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 地域包括支援センターは、医療との連携や認知症への対応、地域資源の活用など行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図る必要があります。
- 地域包括支援センターでは、各圏域での問題や課題を共有し、施策につなげるために地域ケア会議を随時実施していますが、今後は会議の充実を図り、挙げた問題や課題を施策につなげられるような取組が求められます。
- 高齢者に対する虐待は、介護者の介護疲れやストレスの増大・経済的な問題等が複合的な要因となって発生しており、早期発見・早期対応することが重要です。また、高齢者の支援のみならず、介護者の支援も併せて行うことが求められます。
- 認知等により自己の判断のみでは意思決定に支障がある高齢者や、身寄りのない高齢者が増加することにより、高齢者の権利や財産を守るため成年後見制度の利用促進が求められます。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

- 地域包括支援センターが圏域の核となり、医療機関や介護保険事業所、地域住民等が連携して、ネットワークが構築されることにより、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができることを目指します。
- 虐待に関する相談や支援体制の充実を図り、地域での見守り活動や市民や事業者を対象とした研修会などを実施し、虐待の未然防止を目指します。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 地域包括支援センターの更なる周知が図られ、総合相談支援事業、包括的・継続的マネジメント、地域ケア会議などの各種取組が適切になされ、安定・定着している状態を目指します。
- 中核機関が設置され、高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及や啓発、相談が充実していることを目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 地域包括ケアの推進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
地域包括ケア推進協議会の運営	医療職、地縁組織、介護予防・生活支援サービスの提供主体、生活支援コーディネーターなどが参画する協議会において、地域包括ケアシステムの推進に向けた定期的な情報共有及び連携強化を図る。	—	継続	継続	継続
★ 日常生活圏域における協議体の運営	第2層生活支援コーディネーターを中心に、日常生活圏域ごとに地縁組織、医療・介護関係者などが参画し、定期的な情報共有及び地域の課題や不足する資源の把握、検討を行う。	—	継続	継続	継続
地域包括支援センターの適正設置	日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、医療機関や行政などと協力して高齢者の様々な問題解決に向け、支援を行う。	設置数	4	4	4
★ 地域包括支援センターの機能強化	研修の充実や、事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化を図るとともに、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築する。 業務量に応じた適切な人員体制の確保や地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルに基づき、継続的な評価・点検を行い、機能強化を図る。				

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
総合相談支援事業	介護保険サービスに限らず、高齢者の相談に総合的に応じ、保健、医療、福祉その他の適切なサービスや制度の利用につなぎ、継続的に支援を行う。	相談件数	7,300	7,800	8,300
包括的・継続的マネジメント	介護支援専門員等に対する日常的な個別指導や相談、困難事例への指導・助言、地域でのネットワーク構築を行う。	相談件数	770	800	830
介護予防教室の開催	高齢者の閉じこもりを予防し、仲間づくりを通して介護予防を図るため、地域包括支援センター主催の介護予防教室を実施する。	実施箇所	165	197	229
介護予防マネジメント	要支援1、要支援2及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、介護予防サービス（予防給付）及び介護予防・生活支援サービスが適切に提供されるための支援及び計画作成を行う。	延人数	7,000	7,200	7,400
地域ケア会議の開催	地域包括支援センター及び市全体としての地域ケア会議（自立支援型）の標準化、自立に向けたケアプランの検討など質の向上を図り、地域包括支援センターの機能強化を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で生活していく上での課題や不足する資源の把握を行う。	開催回数	18	20	24

地域包括支援センターとは

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が、ひとつの「チーム」を組んで高齢者や家族の支援を行っています。

① 様々な相談に対応します

生活全般の悩みや相談に対し、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が対応します。相談内容により、適切なサービスの紹介や解決のための支援を行います。

② 自立した生活を支援します

高齢者の心身の状態に合わせて、介護予防の支援を行います。

③ 高齢者の権利を守ります

虐待の早期発見や防止、詐欺、悪質商法の被害防止、成年後見制度の活用支援を行います。

④ 住みやすい地域づくりを支援します

高齢者にとって住みやすい地域にするために、介護・福祉・保健・医療などの関係機関と連携し、地域を支えます。



② 虐待防止、権利擁護に関わる連携推進

事業名	事業概要
高齢者虐待の防止	多世代の複雑化する問題に対応する総合相談窓口の開設の検討（P71）や関係機関、地域住民等とのネットワークと連携し、高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るとともに、虐待を受けた高齢者及びケアラー（介護者）への支援（P71、72参照）を併せて行う。介護事業所等に対しては施設従事者等への研修実施を求めるなど、高齢者虐待の防止を図る。
★ 成年後見制度 利用促進	成年後見制度利用促進基本計画を策定し、計画に基づき中核機関を設置する。中核機関を中心に、関係機関と連携し認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障がある高齢者や、身寄りのない高齢者の権利や財産を守るため制度の普及・啓発、相談事業の充実を図る。
権利擁護に関する支援事業	認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障がある高齢者や、身寄りのない高齢者を支援するため、審判請求の申立てや後見人の費用負担について制度により助成する。 消費者被害等を防止するため、消費生活担当部署と連携し被害防止や啓発活動を行う。

基本施策 9

高齢者にやさしい地域づくりの推進

■現状と課題

取組の背景にある法制度の動向や高齢者に関わる状況、3か年の課題

- 高齢者見守りネットワーク、地域ケア会議など、高齢者の支援に関わる地域のネットワークが数多く創られてきました。事業の成り立ちから、それぞれの目的の下に別々に動いていますが、ネットワークの対象者や解決すべき課題には共通点も多く見られます。このため、様々なネットワークが連携して課題解決に取り組むことが求められます。また、今後は、高齢者のみならず、障害者や子どもなど、一人ひとりが暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会である地域共生社会の構築も求められます。
- 在宅介護実態調査結果では、「介護者のつどい」「認知症カフェ（おれんじカフェ）」の認知度は3割程度でした。ケアラー（介護者）への精神的な支援として、今後、更なる周知を図り、介護負担の軽減や虐待の未然防止につなげる必要があります。また、埼玉県ケアラー支援条例（P72）が令和2年3月31日に施行されたことに伴い、介護者の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援を推進することが求められています。

■取組の目的

将来的にどこを目指しているのかを示す施策の目的（2025年、2040年の目指す姿）

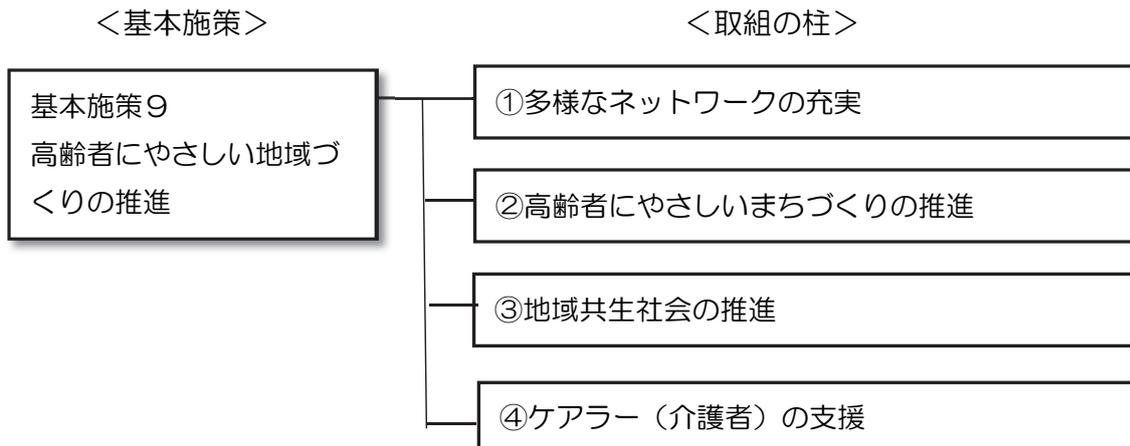
- 高齢者の新しい介護予防を進めるため、心身機能、社会参加、見守り活動をバランス良く含む取組を地域に広めます。それによって、住民を中心に行政、市民、事業者、地縁団体、ボランティア団体などの顔の見える関係を創り、地域の支え合いネットワークを形づくることを目指します。また、地域づくりには、障害者や子どもなども一体的に含める形で取り組んでいくことを目指します。

■3年後の目指すべき姿

重点施策を推進することによって、3年後に到達したい状態

- 住民主体の活動を中心に、地域の実情に合った支え合いのネットワークが多く地域で構築されている状態を目指します。元気な高齢者は、支え合いの担い手として関わり、介護予防と社会参加が同時に進められている状態を目指します。また、地域づくりには、高齢者から障害者、子どもを含めた地域共生型の仕組みについても推進されている状態を目指します。

■基本施策の展開



■主な取組（★は重点施策を示します）

① 多様なネットワークの充実

事業名	事業概要
高齢者安心見守りネットワーク事業（見守るシステム）の充実	日ごろから自治会や民生委員などの地域住民をはじめ、見守りネットワーク事業協力団体等により高齢者の見守りの充実を図る。
高齢者安心見守りネットワーク事業（発見するシステム）の充実	市及び市民、関係機関が相互に連携して見守り活動を行い、異常等の発見時の迅速な対応をすることを目的に、市民・関係機関（協力事業所等含む。）への周知及び啓発を行い、発見するシステムを充実させる。
高齢者安心見守りネットワーク事業（探索するシステム）の活用	徘徊位置検索システム（GPS 装置）や、徘徊高齢者見守りステッカーを活用し、徘徊高齢者の早期発見・安全確保を行うとともに介護者の負担軽減を図る。
日常生活圏域における協議体の運営【再掲】	第2層生活支援コーディネーターを中心に、日常生活圏域ごとに地縁組織、医療・介護関係者などが参画し、定期的な情報共有及び地域の課題や不足する資源の把握、検討を行う。【再掲】

② 高齢者にやさしいまちづくりの推進

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
市内循環バスの利用促進	市内の交通空白地帯を解消し、移動制約者の日常生活における交通手段を確保する。	延乗車人数 /年	227,000	237,000	248,000
福祉のまちづくり条例に基づくまちづくりの推進	高齢者や障害者など、人にやさしい公共施設の整備に努め、民間事業者等への協力を求めている。				

③ 地域共生社会の推進

事業名	事業概要
★ 地域づくりの推進	地域共生社会を推進するため高齢者から障害者、子どもが集うことのできる拠点施設の設置を目指すとともに、地域に暮らす人たちが共に支え合い、その地域の特性に合わせた取組が拡大できるよう努める。
★ 総合相談窓口開設の検討	総合相談窓口として、高齢者から障害者・子ども・子育て世帯や医療・生活困窮などの複雑化や複合化するニーズに対応することを目指し、これに対応する総合相談窓口等の支援体制の構築を検討する。

④ ケアラー（介護者）の支援

事業名	事業概要	単位	計画目標値		
			R3	R4	R5
介護者のつどい	介護者が集い、互いの情報を交換することで、介護における苦労などを共有して、ひとときの息抜きの場を提供する。	開催回数	16	16	16
認知症カフェ（おれんじカフェ）【再掲】	認知症の人とその家族、地域住民、専門職などが認知症について相互に情報を共有し、お互いを理解し合うことを目的に、相談やレクリエーションなどを通して交流を図る場を提供する。【再掲】				
認知症地域支援推進員等の設置【再掲】	医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う。【再掲】				
認知症ケア相談室【再掲】	在宅で認知症介護をされている家族に対して、介護技術のノウハウに関する相談を行う。【再掲】				

事業名	事業概要
要介護老人手当支給事業【再掲】	要介護高齢者（要介護４・５）及び重度認知症高齢者に手当を支給することにより、在宅における日常生活の支援を行う。【再掲】
高齢者等おむつ助成金支給事業【再掲】	在宅で常時おむつを使用している要介護高齢者（要介護４・５）、重度認知症高齢者及び重度の障害者に対し、おむつ代を助成し、日常生活を支援する。【再掲】
総合相談窓口開設の検討【再掲】	総合相談窓口として、高齢者から障害者・子ども・子育て世帯や医療・生活困窮などの複雑化や複合化するニーズに対応することを目指し、これに対応する総合相談窓口等の支援体制の構築を検討する。【再掲】

埼玉県ケアラー支援条例とは

埼玉県では、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和２年３月３１日に公布・施行しました。介護をしている人が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営めるように、ケアラーが孤立しないように社会全体で支えることを目標としています。

条例におけるケアラーの定義は、高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことを言います。また、ケアラーの中でも、１８歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。



第5章 介護保険料の見込み

第5章 介護保険料の見込み

1. 介護保険制度の仕組みと動向

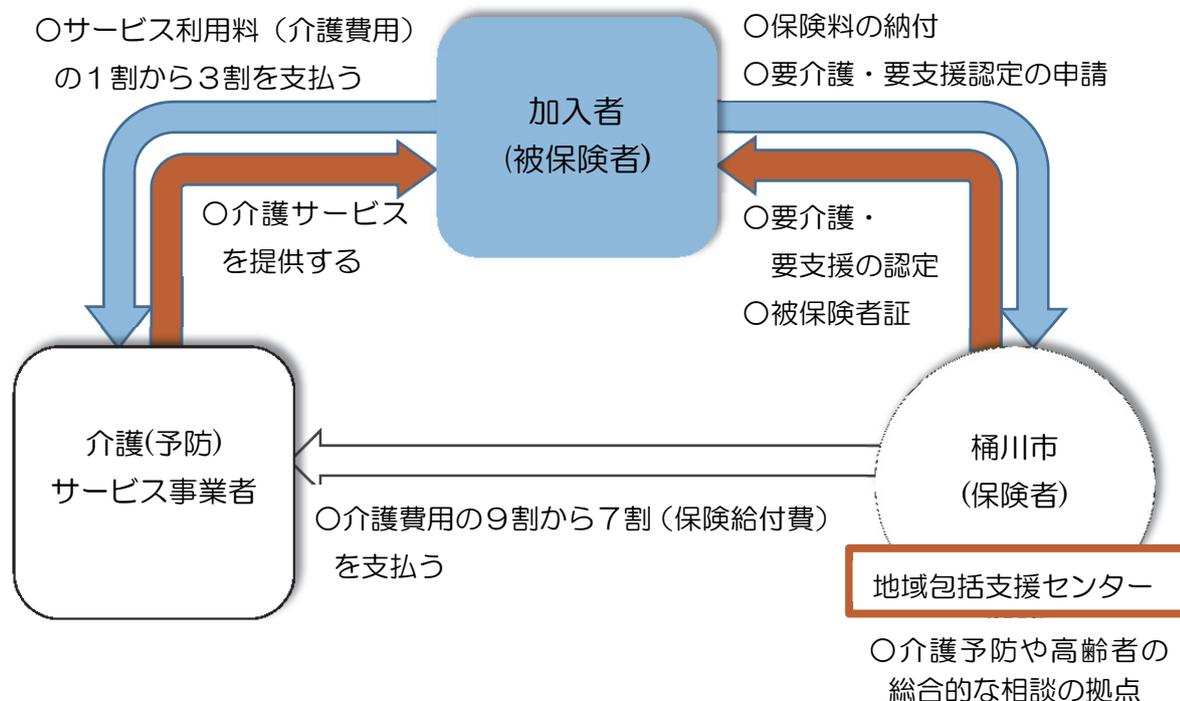
(1) 社会全体で支え合う社会保険制度

介護保険制度は、40歳以上の市民が、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護を必要とする方を社会全体で支え合う社会保険制度であり、市町村が保険者となって運営しています。

介護保険サービスは、要介護1～5の方を対象にした介護サービス、要支援1・2の方を対象にした介護予防サービス、要支援1・2の方と基本チェックリストを受けて対象者と判定された方などを対象とした介護予防・生活支援サービス事業、一般高齢者を対象に地域での生活の継続を支援する地域支援事業があります。

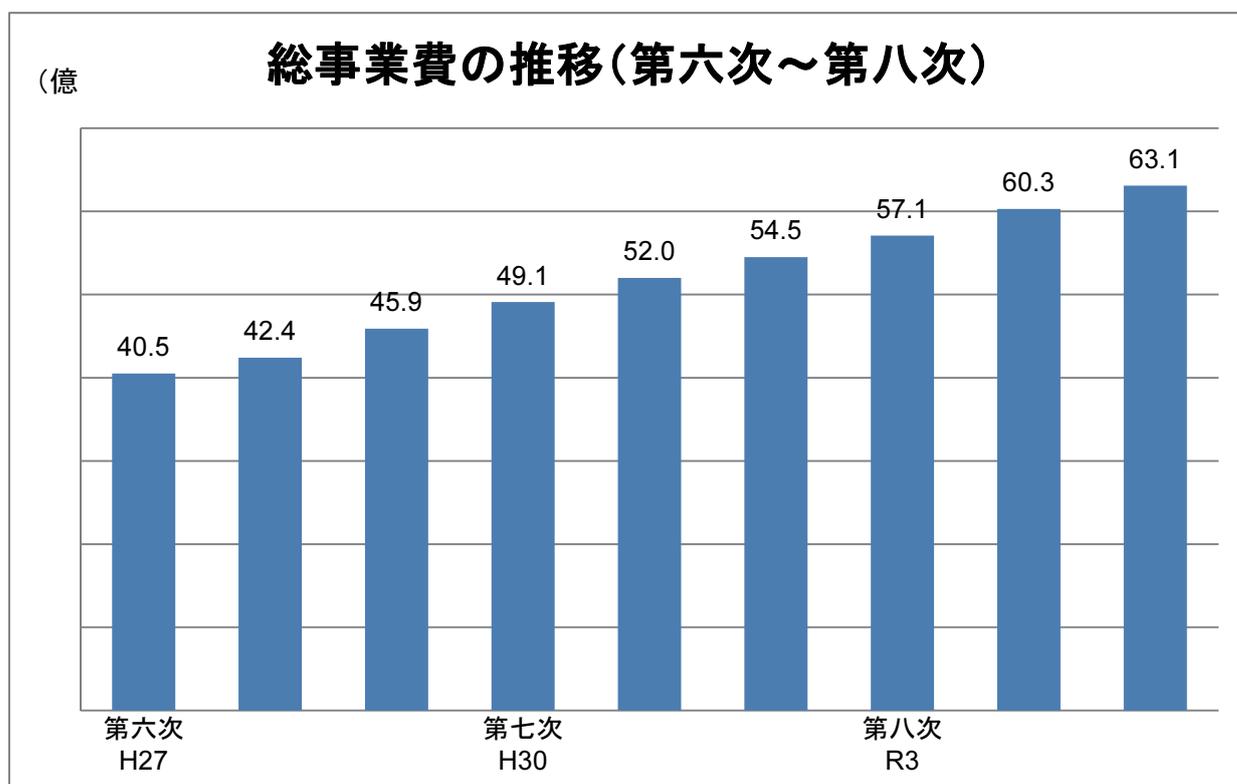
(2) 利用者負担の仕組み

介護保険サービスは、被保険者が利用料金の1割から3割を自己負担することで、サービスを利用できる仕組みとなっています。自己負担分の残りについては、保険者から介護サービス事業者に支払われる仕組みです。



(3) 介護保険給付に必要な費用（総事業費）の推移

総事業費の推移を平成27年度から見ると、介護保険サービスの利用者となる認定者数の増加に伴い、総事業費も年々増加傾向にあります。高齢者人口の将来推計によれば、今後一層の認定者数の増加が見込まれていることから、総事業費についても増加していくものと考えられます。



※ 令和元年度までは実績値、令和2年度は見込値、令和3年度以降は推計値

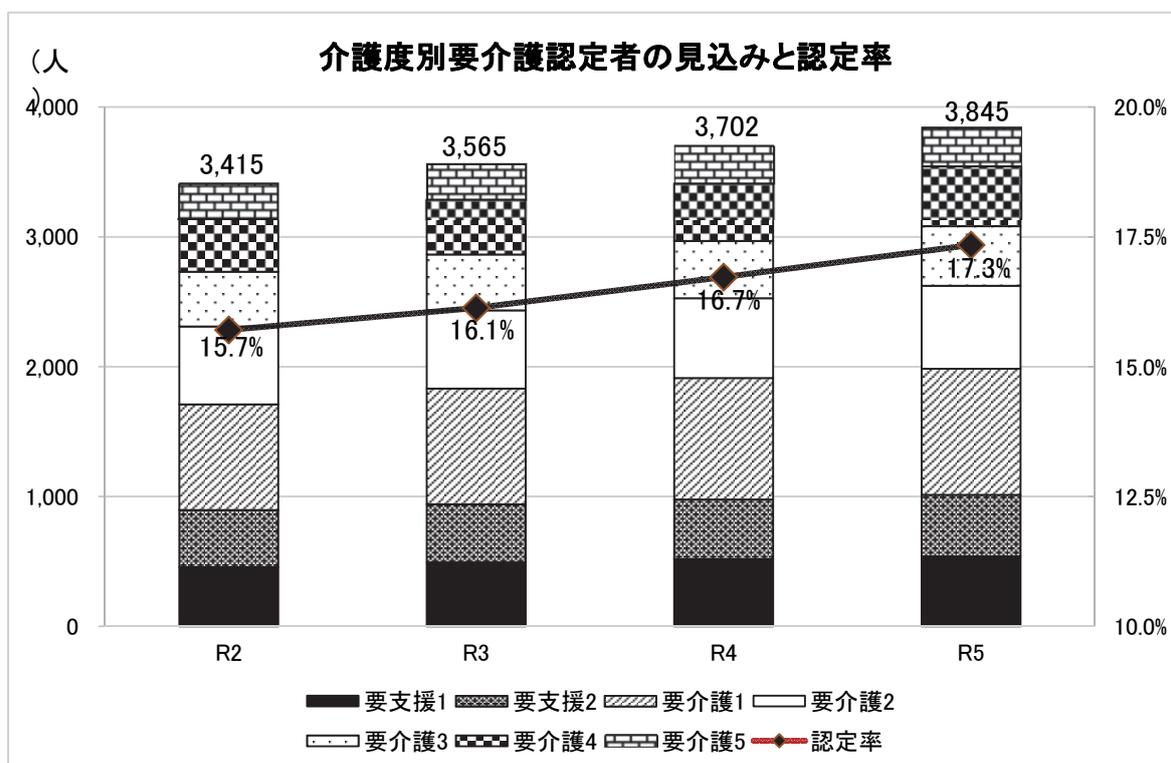
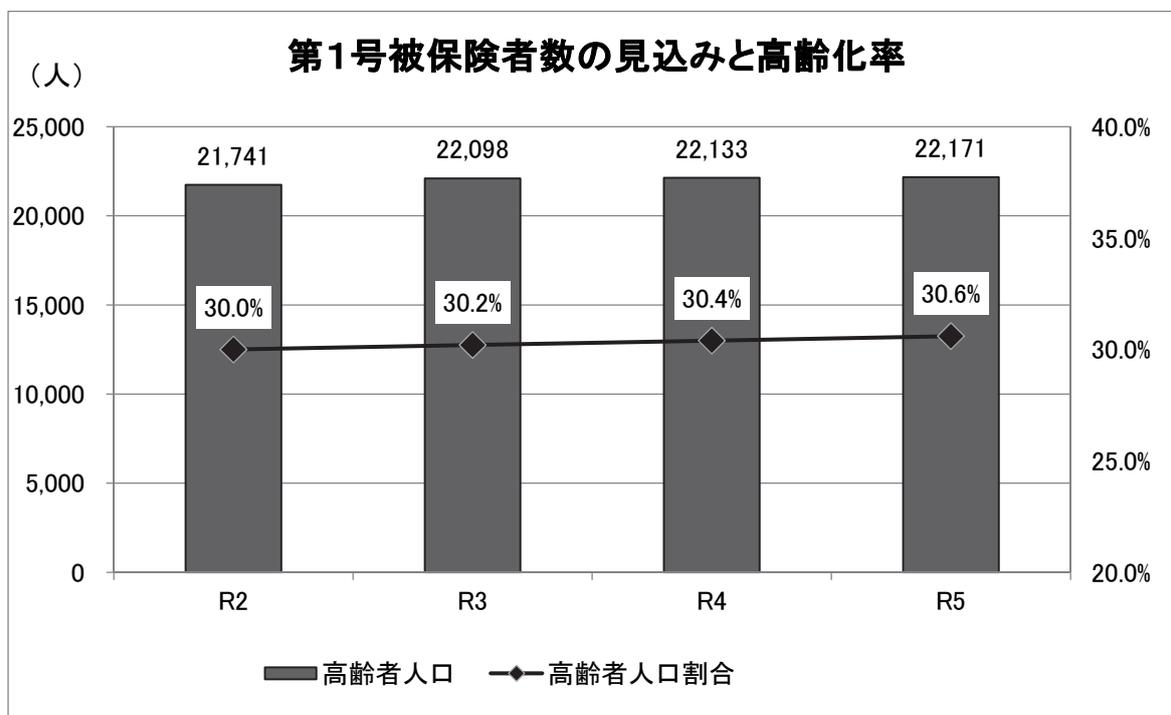
(4) 介護保険制度の改正点

第八次の介護保険制度は、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、以下の内容の改正が行われます。

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
<ul style="list-style-type: none">① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
<ul style="list-style-type: none">① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることと規定する。② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護 DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
<ul style="list-style-type: none">① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

(2) 介護保険サービス利用者の見込み

桶川市の高齢者人口は、令和3(2021)年見込みで22,098人、高齢化率は30.2%と見込まれます。その後も高齢者人口は増加し、令和5(2023)年には22,171人、高齢化率30.6%になる見込みです。要介護認定者数についても、高齢者人口の増加とともに増加を続けるものと見込まれます。



3. 第八次の総事業費の見込み

介護保険料は、今後必要とされる介護サービス量の見込みを立て、介護サービスの提供及び地域支援事業に係る費用を試算し、その費用を基にして算定します。高齢者の増加に伴い介護サービスの利用量も増えており、新たに進められる地域支援事業もあることから、介護保険料における負担は今後も増える傾向にあります。

(1) 第八次介護保険サービスの総事業費

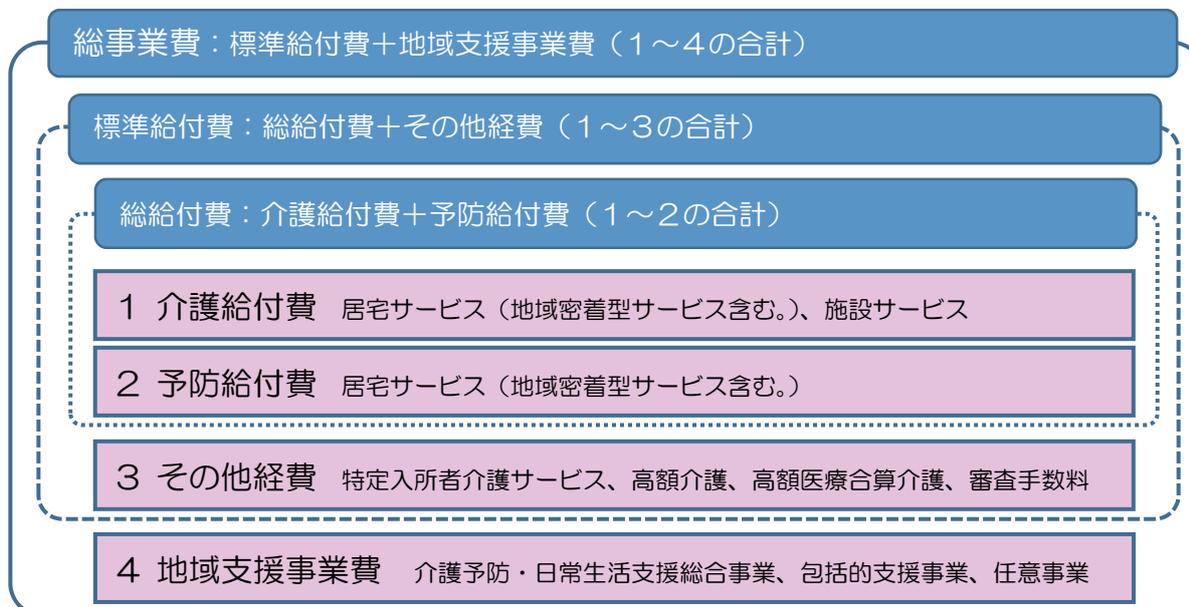
介護保険サービスの給付費見込額は、過去の被保険者数や認定者数及び第七次の給付実績を基に第八次分の給付費見込額を約 181 億円と算出しました。

(単位：億円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第八次計
標準給付費	54.2	57.3	60.0	171.6
総給付費(介護給付・予防給付)	51.1	54.2	56.9	162.3
その他費用	3.1	3.1	3.1	9.3
地域支援事業費	2.9	3.0	3.1	8.9
総事業費	57.1	60.3	63.1	180.5

※端数処理の関係で、合計金額に差異が生じています。

◆介護保険サービスの提供に係る総事業費の構成



(2) 介護予防・生活支援サービス事業について

桶川市では、平成29年4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」を開始しました。この事業は、65歳以上の方が利用することができる介護予防教室、健康長寿いきいきポイント事業などの「一般介護予防事業」と、要支援者や生活機能の低下が見られた方などが利用することができる訪問介護、通所介護などの「介護予防・生活支援サービス事業」で構成されます。

訪問型サービスと通所型サービスの類型は下記のとおりですが、これらのサービスは地域の実情に応じて多様化を図ることができます。桶川市では、令和元年度に全てのサービスの類型を創設しました。今後は地域の実情に応じてサービスの充実を図っていきます。

○ サービスの類型

① 訪問型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ・以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要	・状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3~6か月の短期間で実施	訪問型サービスBに準じる。	
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

② 通所型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

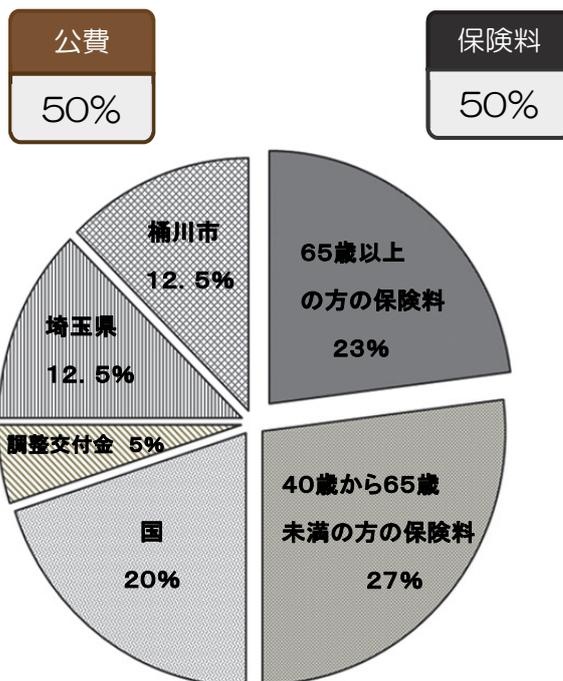
- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム	
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース	・状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進	・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3~6か月の短期間で実施		
実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

<参考：厚生労働省資料>

4. 介護保険給付に係る費用の負担割合

介護保険給付に必要な費用の半分を公費（国・埼玉県・桶川市）で負担し、残る半分を保険料で負担します。



※ 65歳以上の方を「第1号被保険者」40歳～65歳未満の方を「第2号被保険者」といいます。

※ 公費のうち国の調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっています。

◆その他のサービス別の財源構成（％）

	第1号被保険者	第2号被保険者	国	調整交付金	埼玉県	桶川市
施設サービス	23	27	15	5	17.5	12.5
介護予防・日常生活支援総合事業	23	27	25	—	12.5	12.5
包括的支援事業及び任意事業	23	—	38.5	—	19.25	19.25

5. 第八次の介護保険料の見込み

令和3年度～令和5年度の

介護保険料基準額（月額）は、5,300円となります。

※介護保険制度の改正及び介護報酬改定等を考慮して、算出しています。

6. 第八次の第1号被保険者の保険料推計に当たっての検討

◆ 所得段階の設定

介護保険料については、負担の公正化のため、所得段階を設定し、段階ごとに調整率を定めることができます。国が定める標準段階は、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から9段階に分けられています。桶川市では、第七次計画と同様に更なる高齢化の進展を踏まえ、低所得者の負担軽減に配慮し、引き続き第10段階とします。第八次の第1号被保険者の介護保険料額は、下記のとおり推計しました。

所得段階	対象となる方	調整率	年額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 世帯全員の住民税が非課税で、老齢福祉年金を受給している方 世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	基準額×0.50	31,800円
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.625	39,750円
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	47,700円
第4段階	本人は住民税が非課税であるが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	57,240円
第5段階	本人は住民税が非課税であるが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.00	63,600円 (月額5,300円)
第6段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	76,320円
第7段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	82,680円
第8段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	95,400円
第9段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	101,760円
第10段階	本人に住民税が課税されていて、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額×1.80	114,480円

◆ 介護給付費準備基金（保険給付費支払基金）の活用

介護給付費準備基金（保険給付費支払基金）とは、保険料の余剰金を管理するため、市が設置している基金であり、介護給付費の財源に不足が生じる場合は基金から必要額を取り崩し、余剰が生じる場合には余剰金を基金に積み立てるものです。

介護保険制度では、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、介護給付費準備基金（保険給付費支払基金）を取り崩し、保険料の上昇抑制のため充当します。

7. 市町村特別給付等について

介護保険給付には、介護保険の標準サービスである介護給付費・予防給付費のほかに、市町村が独自に実施する市町村特別給付があります。

市町村は、第1号被保険者の保険料を財源として、要介護者・要支援者に対し、法律で定められた介護給付・予防給付のほかに、条例により独自の市町村特別給付を実施することができます。

また、地域支援事業のほかに、第1号被保険者の保険料を財源として、被保険者全体や家族等の介護者を対象として、保健福祉事業を実施することができます。地域支援事業以外の介護予防事業、家族等のための介護者支援事業などです。

市町村特別給付・保健福祉事業ともに財源が第1号被保険者の保険料となるため、保険料の上昇につながることから、現時点では導入しないこととします。

8. 低所得者対策について

介護保険制度における所得の少ない方への支援制度としては、サービス利用に係る利用者負担を軽減するための「高額介護（予防）サービス費」、「高額医療合算介護（予防）サービス費」及び「特定入所者介護（予防）サービス費」があります（介護予防・生活支援サービス事業に係る高額介護予防サービス費相当分含む。）。

また、介護保険料については、第1段階から第3段階被保険者の保険料に対して公費を投入することにより、保険料の軽減を実施しています。

このほか、市独自の支援制度として、市町村が条例等で定め、所得の低い方への支援をすることができます。市では、「居宅サービス利用者負担軽減事業」、「特定居宅介護サービス等費用貸付事業」、「介護保険料減免制度」等による支援を行っています。

9. 施設サービスの基盤整備について

- 介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する介護者の方をなくすための整備が必要であることから、第八次計画においては、施設サービスの基盤整備を日常生活圏域に合わせ適正配置となるよう順次進めます。
- 埼玉県の実況調査結果では、市内に介護老人福祉施設の入所待機高齢者が114名（令和2年4月1日現在）いることが報告されており、これに対応することが近々の課題となっています。第八次計画では、第七次計画で達成出来なかった介護老人福祉施設の整備を継続して目標とします。
- 認知症対応型共同生活介護については、要支援・要介護1人あたりの定員が全国、埼玉県及び近隣市より低い水準となっており、市内の施設はほぼ満床となっています。認知症高齢者は今後も増えていく見込みであり、介護者支援の観点から、第八次計画において重点的に整備することを目標とします。
- （介護予防）訪問介護リハビリテーションについては、認定者1万人に対するサービス提供事業所数が全国、埼玉県及び近隣市より低い水準となっていることから、1か所以上整備することを目標とします。
- 在宅介護ニーズ調査によれば、要介護・要支援認定者の多くは自宅で最期を迎えることを希望しています。このような方が可能な限り自宅で生活を続けられるよう、柔軟なサービスの提供が可能で市内に事業所がない小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護をそれぞれ1か所以上整備することを目標とします。

施設・居住系サービスの 施設整備目標	第七次計画 令和2年度末現在	第八次計画における 整備目標	合計
介護老人福祉施設	423人	100人	523人
認知症対応型共同生活介護	63人	18人以上	81人以上
（介護予防）訪問リハビリテーション	2か所	1か所以上	3カ所以上
小規模多機能型居宅介護	—	1か所以上	1か所以上
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	1か所以上	1か所以上
看護小規模多機能型居宅介護	—	1か所以上	1か所以上

10. 介護給付の適正化について

介護（予防）給付について、真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証や、良質な事業展開に必要な情報の提供等により、適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等費用の適正化事業を推進します。

介護（予防）給付の確認項目

項目	内容
要介護認定の適正化	認定調査の正確性を担保し、要介護認定における公正・公平性を確保する観点から調査内容の事後点検を実施します。
ケアプランの点検	ケアマネジメントの適正化を図るため、居宅介護支援事業者に対するケアプランチェックを実施します。
住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具利用者の状態確認や改修内容、及び必要性等の点検を行います。
縦覧点検・医療情報との突合	介護報酬の支払状況の確認と点検や、医療情報と介護保険の給付情報を突合し、不適正な給付の有無を点検します。
介護給付費通知	介護給付費の適正化を進めるため、介護サービスの利用者に対し、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知します。
国保連が提供する給付実績の活用	国保連（埼玉県国民健康保険団体連合会）で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を活用し、不適切な給付や事業者を発見して適正なサービス提供と介護費用の効率化等を行います。

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1. 総合相談体制等の拡充

高齢者の生活支援に関する介護、福祉、保健、医療等に関する相談については、今後ますます需要が高まると予想されます。このため、地域包括支援センターを中心として、市、介護保険事業者、医療機関などの関係機関と連携を図りながら、相談体制の更なる拡充を目指します。

また、総合相談窓口として、高齢者から障害者・子ども・子育て世帯や医療・生活困窮などの複雑化や複合化するニーズに対応することを目指し、これに対応する総合相談窓口等の支援体制の構築を検討します。

2. 情報提供及び広報の充実

高齢者福祉に関する各種の施策や事業の周知を図るため、支援サービスなどを必要とする方、事業への参加を希望される方等に適切な情報が届くよう、情報の発信、提供の工夫を行います。

- ◆ 必要とする方に分かりやすい情報の提供、啓発事業の推進
- ◆ 地域の通いの場や関連団体等への出張講座等の開催
- ◆ 国・県及び介護保険事業者などからの情報の把握・収集と提供
- ◆ 市広報やホームページを活用した情報の提供
- ◆ 医療機関と連携した在宅医療体制などの情報提供

3. 苦情・相談等サービス向上の取組

介護保険に関する苦情や相談は、市、地域包括支援センター、介護保険事業者、埼玉県国民健康保険団体連合会（国保連）で受け付けています。

今後も関係部署・機関と連携し、介護保険事業者などの協力を得ながら、サービスの向上につながる啓発活動や取組を推進します。

4. 計画推進状況の確認

本計画を総合的かつ円滑に推進するために、介護、福祉、保健、医療等に関係する庁内各部署及び地域包括支援センター運営協議会、地域包括ケア推進協議会等の関係機関相互の連携を図り、PDCAサイクルに基づき、定期的に進捗状況を点検・評価しながら計画を推進します。

資料編

1. 計画策定の流れ

(1) 会議経過

本計画策定に当たり、以下のような主題での検討を行いました。

	月	策定委員会
令和元年	11月	【第1回】 11月28日(木) ・介護保険制度と高齢者福祉サービスについて ・アンケートの実施及び調査票
令和2年	9月	【第2回】 書面開催 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告 ・在宅介護実態調査結果報告 ・介護保険事業計画の進捗状況 ・施策の展開(基本施策)の進捗状況 ・前期計画の検証と課題抽出
	10月	【第3回】 10月1日(木) ・高齢者を取り巻く現状について ・計画に関する委員の意見及び対応について ・国の基本指針に対する本市の対応について ・計画策定方針について ・計画の基本的な考え方について
	11月	【第4回】 11月5日(木) ・計画の素案について
	12月	パブリックコメント 令和2年12月16日(水)開始
令和3年	1月	パブリックコメント 令和3年1月15日(金)終了
	2月	【第5回】 2月4日(木) ・パブリックコメント報告 ・計画案の最終確認 ・介護保険料の最終案確定

(2) 策定体制

本計画の策定体制は、次のとおりです。

体制	委員	会議等の位置づけ
アンケート調査	—	計画策定に向けて、国の見える化システムを取り込んだ調査項目及び市独自の調査項目を含めて実施した。 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(2,000人) 在宅介護実態調査(要支援・要介護認定者 1,150人)
策定委員会	各団体の代表 被保険者	今までの実績を踏まえ、本市の課題等を明らかにし、社会動向や関係者の意向を把握し、新たな計画期間の方向性を打ち出し、計画内容を策定する。

(3) 委員名簿

策定委員会 名簿 (◎は委員長、○は副委員長)

	氏名	選出区分	
1	◎栗原 広孝	保健医療福祉 関係者	一般社団法人 桶川北本伊奈地区医師会
2	福井 達雄		一般社団法人 北足立歯科医師会桶川支部
3	中村 文雄		桶川市民生委員・児童委員協議会
4	野本 勝利		桶川市区長会
5	佐藤 圭		社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会
6	○竹本 妙子		令和2年6月退任 社会福祉法人 熊谷福祉の里 クイーンズピア桶川
	○中村 洋子		令和2年7月就任 社会福祉法人 熊谷福祉の里 クイーンズピア桶川
7	横山 涼子		社会福祉法人 安誠福社会 居宅介護支援事業所
8	工藤 節子	桶川市地域包括支援センター ねむのき	
9	内田 勇	被保険者代表	桶川市国民健康保険運営協議会
10	清水 幸子		第1号被保険者(公募)
11	佐々木由紀子		第2号被保険者(公募)
12	野村 政子	学識経験者	東都大学 准教授

(4) 策定委員会設置要綱

桶川市高齢者福祉計画及び桶川市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく高齢者の総合的施策の推進及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度の円滑な運営を図るため、桶川市高齢者福祉計画及び桶川市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 桶川市高齢者福祉計画及び桶川市介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定に関すること。

(2) その他事業計画の策定に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって構成する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定の案を市長に報告した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果について、市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、委員を委嘱する日から施行する。

2 この要綱は、事業計画の策定の案を市長に報告した日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

選 出 区 分		人 数
保健医療福祉関係者（8人）	医師会	1
	歯科医師会	1
	民生委員協議会	1
	区長会	1
	社会福祉協議会	1
	介護保険施設	1
	居宅介護サービス事業者	1
	地域包括支援センター	1
被保険者代表（3人）	国民健康保険運営協議会	1
	介護保険第1号被保険者（公募）	1
	介護保険第2号被保険者（公募）	1
学識経験者（1人）	大学教授等	1
合計		12

※ 上記の人数は上限とする。

2. 市内の介護保険事業者一覧

居宅サービス

1) 居宅介護支援

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	桶川市在宅介護支援センター ハートランド	〒363-0008 桶川市坂田 1725	048-777-7007
桶川東Ⅰ	ゴールドプランニング	〒363-0001 桶川市加納 84-8	048-871-8124
桶川東Ⅱ	桶川市社会福祉協議会	〒363-0012 桶川市末広 2-8-8	048-728-2221
桶川東Ⅱ	べに花の郷	〒363-0008 桶川市坂田 516-1	048-729-1240
桶川東Ⅱ	桶川 ひまわりケアサポート	〒363-0018 桶川市坂田西 3-54-1	048-728-2888
桶川東Ⅱ	クイーンズピラ桶川 居宅介護支援事業所	〒363-0008 桶川市坂田 845-1	048-728-8887
桶川東Ⅱ	おれんじプランニング	〒363-0009 桶川市坂田東 2-2-4 B101	048-871-8624
桶川東Ⅱ	木のかほり	〒363-0012 桶川市末広 1-1-44 ウェルネスハイツ 106	048-788-4830
桶川西Ⅰ	在宅介護支援センター はにわの里	〒363-0027 桶川市川田谷 7141-1	048-787-2112
桶川西Ⅰ	かわたやケアサービス	〒363-0027 桶川市川田谷 2730-117	048-779-8260
桶川西Ⅰ	居宅介護支援事業所 ルーエハイム	〒363-0027 桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550
桶川西Ⅰ	ケアステーションみやび	〒363-0027 桶川市川田谷 2881-3	048-789-3085
桶川西Ⅰ	ねむのき	〒363-0027 桶川市川田谷 5830-1	048-783-7890
桶川西Ⅰ	桶川ケアセンター そよ風	〒363-0026 桶川市上日出谷 1245-2	048-789-3130
桶川西Ⅱ	安誠会 桶川介護サービスセンター	〒363-0021 桶川市泉 1-2-5	048-786-5577
桶川西Ⅱ	桶川介護サービスセンター せいじん	〒363-0021 桶川市泉 1-7-5	048-789-2700
桶川西Ⅱ	ハートサービス桶川事業所	〒363-0024 桶川市鴨川 1-19-8	048-787-7773

2) 訪問介護・介護予防訪問介護

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	ホームヘルパーステーション ハートランド	〒363-0008 桶川市坂田 1725	048-777-1702
桶川東Ⅰ	オアシス24桶川	〒363-0013 桶川市東 1-9-21 メゾン・テ・シマ 106号 室	048-716-4590

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	ニチケアセンター桶川	〒363-0013 桶川市東 2-5-22 スカイハイツ 101 号室	048-770-3277
桶川東Ⅱ	あい有限会社 あい介護事業所	〒363-0009 桶川市坂田東 1-34-7	048-729-2626
桶川東Ⅱ	ヘルパーステーション はーとらいふ桶川	〒363-0018 桶川市坂田西 1-8-3	048-783-3231
桶川東Ⅱ	ケアメディカル桶川訪問介護 事業所	〒363-0009 桶川市坂田東 1-3-8 ケアガーデン桶川	048-782-5695
桶川西Ⅱ	ヘルパーステーション 和楽久桶川	〒363-0024 桶川市鴨川 2-5-8 和楽久桶川 1 階	048-729-5112
桶川西Ⅱ	桶川介護サービスセンター せいじん	〒363-0021 桶川市泉 1-7-5	048-789-2700
桶川西Ⅱ	けあビジョン桶川	〒363-0024 桶川市鴨川 1-6-16 コーポサザンクロス桶川 102	048-789-2378

3) 訪問看護・介護予防訪問看護

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川西Ⅰ	訪問看護ステーションみやび	〒363-0027 桶川市川田谷 2881-3	048-789-3085
桶川西Ⅱ	訪問看護ステーション あやめ桶川	〒363-0024 桶川市鴨川 2-6-2 フューチャ桶川B101	048-789-3830

4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	介護老人保健施設 ハートランド桶川	〒363-0008 桶川市坂田 1725	048-777-7011
桶川西Ⅰ	指定訪問リハビリテーション ルーエハイム	〒363-0027 桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550

5) 通所介護・介護予防通所介護

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	デイサービス山ぼうし	〒363-0016 桶川市寿 2-16-19 ハートフル casa 桶川	048-778-0013
桶川東Ⅰ	デイサービスあいの里	〒363-0001 桶川市加納 84-10	048-871-8128
桶川東Ⅱ	桶川 ひまわりケアサポート	〒363-0018 桶川市坂田西 3-54-1	048-728-2888
桶川東Ⅱ	クイーンズピラ桶川 デイサービスセンター	〒363-0008 桶川市坂田 845-1	048-728-8887
桶川東Ⅱ	デイサービスセンター エクラシア桶川	〒363-0018 桶川市坂田西 3-1-2	050-6861-5212
桶川西Ⅰ	桶川ケアセンターそよ風	〒363-0026 桶川市上日出谷 1245-2	048-789-3130

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川西Ⅰ	らいふばでい桶川	〒363-0027 桶川市川田谷 6087-1	048-856-9967
桶川西Ⅱ	リハビリデイサービス Wellness 桶川	〒363-0024 桶川市鴨川 2-5-8 和楽久桶川 1 階	048-729-5111
桶川西Ⅱ	日タトシはると桶川下日出谷	〒363-0025 桶川市下日出谷 943-179 桶川日出谷住宅 1 階	048-729-7378

6) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	介護老人保健施設 ハートランド桶川	〒363-0008 桶川市坂田 1725	048-777-7011
桶川東Ⅱ	介護老人保健施設 葵の園・桶川	〒363-0006 桶川市倉田 2208-1	048-729-1500
桶川西Ⅰ	介護老人保健施設 ルーエハイム	〒363-0027 桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550
桶川西Ⅰ	ねむのき	〒363-0027 桶川市川田谷 5830-1	048-787-0311

7) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅱ	べに花の郷	〒363-0008 桶川市坂田 516-1	048-729-1177
桶川東Ⅱ	ショートステイ 花ノ木の郷	〒363-0001 桶川市加納 1824-1	048-729-2222
桶川東Ⅱ	桶川 ひまわりケアサポート	〒363-0018 桶川市坂田西 3-54-1	048-728-2888
桶川東Ⅱ	クイーンズピラ桶川 ショートステイ	〒363-0008 桶川市坂田 845-1	048-728-8887
桶川西Ⅰ	短期入所生活介護事業所 はにわの里	〒363-0027 桶川市川田谷 7141-1	048-786-2323
桶川西Ⅰ	ねむのき	〒363-0027 桶川市川田谷 5830-1	048-787-0311
桶川西Ⅰ	桶川ケアセンターそよ風	〒363-0026 桶川市上日出谷 1245-2	048-789-3130
桶川西Ⅰ	特別養護老人ホーム ナーシングコート	〒363-0027 桶川市川田谷 6238	048-786-7777

8) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	介護老人保健施設 ハートランド桶川	〒363-0008 桶川市坂田 1725	048-777-7011
桶川東Ⅱ	介護老人保健施設 葵の園・桶川	〒363-0006 桶川市倉田 2208-1	048-729-1500
桶川西Ⅰ	介護老人保健施設 ルーエハイム	〒363-0027 桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550

9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅱ	有料老人ホーム フルール桶川	〒363-0018 桶川市坂田西 3-26-1	048-729-0505
桶川東Ⅱ	はーとらいふ桶川	〒363-0018 桶川市坂田西 1-8-3	048-783-3231
桶川東Ⅱ	あすなろ桶川	〒363-0018 桶川市坂田西 3-35-6	0120-371-652
桶川東Ⅱ	介護付有料老人ホーム ヒューマンサポート桶川	〒363-0008 桶川市坂田 1558-13	048-856-9340
桶川西Ⅰ	ふるさとホーム 桶川	〒363-0026 桶川市上日出谷 977-1	048-789-3600
桶川西Ⅱ	トミオ桶川べにばなテラス	〒363-0024 桶川市鴨川 1-8-17	048-787-6565

10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	バルデザインリ・ホーム	〒363-0011 桶川市北 1-22-32	048-770-5005
桶川東Ⅱ	空色	〒363-0018 桶川市坂田西 2-1-15	048-716-3666
桶川東Ⅱ	株式会社星医療酸器 埼玉営業所	〒363-0002 桶川市赤堀 2-13	048-782-5981
桶川東Ⅱ	福祉用具 ひまわり	〒363-0018 桶川市坂田西 3-26-1	048-729-0505
桶川西Ⅰ	株式会社ひだまり	〒363-0027 桶川市川田谷 6387-3	048-787-2660
桶川西Ⅱ	ハートサービス 介護用品事業部	〒363-0024 桶川市鴨川 1-19-8	048-788-0008
桶川西Ⅱ	ワンス・プラス	〒363-0022 桶川市若宮 1-7-22	048-778-8549

施設サービス

1) 介護老人福祉施設

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅱ	べに花の郷	〒363-0008 桶川市坂田 516-1	048-729-1177
桶川東Ⅱ	特別養護老人ホーム 花ノ木の郷	〒363-0001 桶川市加納 1824-1	048-729-2222
桶川東Ⅱ	特別養護老人ホーム クイーンズピア桶川	〒363-0008 桶川市坂田 845-1	048-728-8887
桶川西Ⅰ	特別養護老人ホーム はにわの里	〒363-0027 桶川市川田谷 7141-1	048-786-2323
桶川西Ⅰ	特別養護老人ホーム ナーシングコート	〒363-0027 桶川市川田谷 6238	048-786-7777

2) 介護老人保健施設

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	介護老人保健施設 ハートランド桶川	〒363-0008 桶川市坂田 1725	048-777-7011
桶川東Ⅱ	介護老人保健施設 葵の園・桶川	〒363-0006 桶川市倉田 2208-1	048-729-1500
桶川西Ⅰ	介護老人保健施設 ルーエハイム	〒363-0027 桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550

地域密着型サービス

1) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅱ	グループホーム みんなの家 桶川	〒363-0009 桶川市坂田東 1-36-3	048-729-1616
桶川西Ⅰ	桶川ケアセンターそよ風	〒363-0026 桶川市上日出谷 1245-2	048-789-3130
桶川西Ⅱ	愛の家グループホーム桶川	〒363-0023 桶川市朝日 2-10-15	048-778-6603

2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅱ	クイーンズピラ桶川 地域密着型認知症対応型デイ サービスセンター	〒363-0008 桶川市坂田 845-1	048-728-8887

3) 地域密着型通所介護

圏 域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	オカダの学校	〒363-0013 桶川市東 2-12-27	048-776-8900
桶川東Ⅰ	ごらく桶川の里 デイサービスセンター	〒363-0011 桶川市北 2-1-15	048-782-6961
桶川東Ⅰ	オアシス桶川デイサービス	〒363-0011 桶川市北 1-9-4	048-783-5528
桶川東Ⅱ	べに花の郷	〒363-0008 桶川市坂田 516-1	048-729-1241
桶川東Ⅱ	デイサービスセンターかなで	〒363-0018 桶川市坂田西 1-8-3 はーとらいふ桶川 1 階	048-778-9393
桶川西Ⅰ	指定通所介護事業所 ルーエハイム	〒363-0027 桶川市川田谷 4948-1	048-786-5550
桶川西Ⅱ	リハビリデイサービス アクティ桶川	〒363-0023 桶川市朝日 1-23-1	048-871-6720
桶川西Ⅱ	コンパスウォーク桶川	〒363-0025 桶川市下日出谷 930-6	048-871-5858

その他高齢者の住まい

1) 軽費老人ホーム

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川西Ⅰ	安らぎの里	〒363-0027 桶川市川田谷 7141-1	048-787-2077

2) ケアハウス

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅱ	べに花の郷	〒363-0008 桶川市坂田 516-1	048-729-1177

3) サービス付き高齢者向け住宅

圏域	事業所名	所在地	連絡先
桶川東Ⅰ	ハートフル casa 桶川	〒363-0016 桶川市寿 2-16-19	048-778-0012
桶川東Ⅱ	エクラシア桶川	〒363-0018 桶川市坂田西 3-1-2	050-6861-5212
桶川東Ⅱ	ケアガーデン桶川	〒363-0009 桶川市坂田東 1-3-8	048-782-5684
桶川西Ⅱ	ご隠居長屋和楽久桶川	〒363-0024 桶川市鴨川 2-5-8	048-729-5112

出典：厚生労働省介護事業所検索（R3年2月現在、介護サービス情報公表システム）など

3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査データ

※基数：回答者数の構成比を求める母数であり、回答数の合計値とは一致しない場合がある。

回答者について

1 配付数及び回答数（内訳）

項目	合計
配付数	2,000
回答数	1,364
回答率	68.2%

2 性別

項目	合計	構成比
男	674	49.4%
女	690	50.6%
基数	1,364	100.0%

3 年齢

項目	合計	構成比
65～69歳	366	26.8%
70～74歳	344	25.2%
75～79歳	336	24.6%
80～84歳	216	15.8%
85～89歳	79	5.8%
90歳～94歳	19	1.4%
95歳～	4	0.3%
基数	1,364	100.0%

4 要介護状態区分

項目	合計	構成比
要支援1	33	2.4%
要支援2	30	2.2%
一般高齢者	1,301	95.4%
基数	1,364	100.0%

5 調査票記入者

項目	合計	構成比
本人	1,227	90.0%
家族	85	6.2%
その他	52	3.8%
基数	1,364	100.0%

1 家族や生活状況について

6 家族構成をお教えてください

項目	合計	構成比
1人暮らし	212	15.5%
夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）	595	43.6%
夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）	71	5.2%
息子・娘との2世帯	227	16.6%
その他	244	17.9%
無回答	15	1.1%
基数	1,364	100.0%

7 普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

項目	合計	構成比
介護・介助は必要ない	1,142	83.7%
何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	133	9.8%
現在、何らかの介護を受けている	60	4.4%
無回答	29	2.1%
基数	1,364	100.0%

8 主にどなたの介護、介助を受けていますか

項目	合計	構成比
配偶者（夫・妻）	32	27.6%
息子	15	12.9%
娘	28	24.1%
子の配偶者	6	5.2%
孫	3	2.6%
兄弟・姉妹	5	4.3%
介護サービスのヘルパー	16	13.8%
その他	2	1.7%
無回答	9	7.8%
基数	116	100.0%

9 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか

項目	合計	構成比
大変苦しい	91	6.7%
やや苦しい	335	24.6%
ふつう	832	61.0%
ややゆとりがある	78	5.7%
大変ゆとりがある	14	1.0%
無回答	14	1.0%
基数	1,364	100.0%

10 お住まいは一戸建て、または集合住宅のどちらですか

項目	合計	構成比
持家（一戸建て）	1,148	84.2%
持家（集合住宅）	85	6.2%
公営賃貸住宅	24	1.8%
民間賃貸住宅（一戸建て）	12	0.9%
民間賃貸住宅（集合住宅）	57	4.2%
借家	16	1.2%
その他	10	0.7%
無回答	12	0.9%
基数	1,364	100.0%

2 からだを動かすことについて

11 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか

項目	合計	構成比
できるし、している	896	65.7%
できるけどしていない	240	17.6%
できない	201	14.7%
無回答	27	2.0%
基数	1,364	100.0%

12 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか

項目	合計	構成比
できるし、している	1,074	78.7%
できるけどしていない	126	9.2%
できない	137	10.0%
無回答	27	2.0%
基数	1,364	100.0%

13 15分位続けて歩いていますか

項目	合計	構成比
できるし、している	1,075	78.8%
できるけどしていない	176	12.9%
できない	89	6.5%
無回答	24	1.8%
基数	1,364	100.0%

14 過去1年間に転んだ経験がありますか

項目	合計	構成比
何度もある	111	8.1%
1度ある	248	18.2%
ない	988	72.4%
無回答	17	1.2%
基数	1,364	100.0%

15 転倒に対する不安は大きいですか

項目	合計	構成比
とても不安である	160	11.7%
やや不安である	451	33.1%
あまり不安でない	390	28.6%
不安でない	332	24.3%
無回答	31	2.3%
基数	1,364	100.0%

16 週に1回以上は外出していますか

項目	合計	構成比
ほとんど外出しない	39	2.9%
週1回	110	8.1%
週2～4回	574	42.1%
週5回以上	619	45.4%
無回答	22	1.6%
基数	1,364	100.0%

17 去年と比べて外出の回数が減っていますか

項目	合計	構成比
とても減っている	33	2.4%
減っている	288	21.1%
あまり減っていない	389	28.5%
減っていない	634	46.5%
無回答	20	1.5%
基数	1,364	100.0%

18 外出を控えていますか

項目	合計	構成比
はい	191	14.0%
いいえ	1,143	83.8%
無回答	30	2.2%
基数	1,364	100.0%

19 外出を控えている理由は、次のどれですか

項目	合計	構成比
病気	32	9.0%
障害（脳卒中の後遺症など）	9	2.5%
足腰などの痛み	116	32.7%
トイレの心配（失禁など）	41	11.5%
耳の障害（聞こえの問題など）	16	4.5%
目の障害	13	3.7%
外での楽しみがない	32	9.0%
経済的に出られない	17	4.8%
交通手段がない	39	11.0%
その他	25	7.0%
無回答	15	4.2%
基数	355	100.0%

20 外出する際の移動手段は何ですか

項目	合計	構成比
徒歩	873	23.2%
自転車	683	18.2%
バイク	26	0.7%
自動車（自分で運転）	706	18.8%
自動車（人に乗せてもらう）	349	9.3%
電車	547	14.5%
路線バス	356	9.5%
病院と施設のバス	14	0.4%
車いす	3	0.1%
電動車いす（カート）	3	0.1%
歩行器・シルバーカー	32	0.9%
タクシー	142	3.8%
その他	7	0.2%
無回答	19	0.5%
基数	3,760	100.0%

3 食べることについて

21 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

項目	合計	構成比
はい	381	27.9%
いいえ	962	70.5%
無回答	21	1.5%
基数	1,364	100.0%

22 お茶や汁物等でむせることがありますか

項目	合計	構成比
はい	361	26.5%
いいえ	981	71.9%
無回答	22	1.6%
基数	1,364	100.0%

23 歯磨き（人にやってもらう場合も含む）を毎日していますか

項目	合計	構成比
はい	1,261	92.4%
いいえ	81	5.9%
無回答	22	1.6%
基数	1,364	100.0%

24 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください

項目	合計	構成比
自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用	227	16.6%
自分の歯は20本以上、かつ入れ歯の利用なし	452	33.1%
自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用	509	37.3%
自分の歯は19本以下、かつ入れ歯の利用なし	129	9.5%
無回答	47	3.4%
基数	1,364	100.0%

25 6か月で2～3kg以上の体重減少がありましたか

項目	合計	構成比
はい	176	12.9%
いいえ	1,161	85.1%
無回答	27	2.0%
基数	1,364	100.0%

26 どなたかと食事をともにする機会がありますか

項目	合計	構成比
毎日ある	694	50.9%
週に何度かある	147	10.8%
月に何度かある	260	19.1%
年に何度かある	155	11.4%
ほとんどない	85	6.2%
無回答	23	1.7%
基数	1,364	100.0%

4 毎日の生活について

27 物忘れが多いと感じますか

項目	合計	構成比
はい	602	44.1%
いいえ	743	54.5%
無回答	19	1.4%
基数	1,364	100.0%

28 バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）

項目	合計	構成比
できるし、している	1,106	81.1%
できるけどしていない	162	11.9%
できない	82	6.0%
無回答	14	1.0%
基数	1,364	100.0%

29 自分で食品・日用品の買物をしていますか

項目	合計	構成比
できるし、している	1,169	85.7%
できるけどしていない	147	10.8%
できない	36	2.6%
無回答	12	0.9%
基数	1,364	100.0%

30 自分で請求書の支払いをしていますか

項目	合計	構成比
できるし、している	988	72.4%
できるけどしていない	288	21.1%
できない	76	5.6%
無回答	12	0.9%
基数	1,364	100.0%

31 自分で食事の用意をしていますか

項目	合計	構成比
できるし、している	1,144	83.9%
できるけどしていない	175	12.8%
できない	34	2.5%
無回答	11	0.8%
基数	1,364	100.0%

32 自分で預貯金の出し入れをしていますか

項目	合計	構成比
できるし、している	1,115	81.7%
できるけどしていない	196	14.4%
できない	41	3.0%
無回答	12	0.9%
基数	1,364	100.0%

33 年金などの書類が書けますか

項目	合計	構成比
はい	1,257	92.2%
いいえ	91	6.7%
無回答	16	1.2%
基数	1,364	100.0%

34 趣味はありますか

項目	合計	構成比
あり	1,004	73.6%
思いつかない	312	22.9%
無回答	48	3.5%
基数	1,364	100.0%

35 生きがいはありますか

項目	合計	構成比
あり	785	57.6%
思いつかない	503	36.9%
無回答	76	5.6%
基数	1,364	100.0%

5 地域での活動について

36 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

① ボランティアのグループ

項目	合計	構成比
週4回以上	9	0.7%
週2～3回	20	1.5%
週1回	17	1.2%
月1～3回	67	4.9%
年に数回	59	4.3%
参加していない	751	55.1%
無回答	441	32.3%
基数	1,364	100.0%

② スポーツ関係のグループやクラブ

項目	合計	構成比
週4回以上	66	4.8%
週2～3回	116	8.5%
週1回	84	6.2%
月1～3回	64	4.7%
年に数回	39	2.9%
参加していない	626	45.9%
無回答	369	27.1%
基数	1,364	100.0%

③ 趣味関係のグループ

項目	合計	構成比
週4回以上	24	1.8%
週2～3回	83	6.1%
週1回	77	5.6%
月1～3回	183	13.4%
年に数回	76	5.6%
参加していない	583	42.7%
無回答	338	24.8%
基数	1,364	100.0%

④ 学習・教養サークル

項目	合計	構成比
週4回以上	5	0.4%
週2～3回	10	0.7%
週1回	21	1.5%
月1～3回	53	3.9%
年に数回	43	3.2%
参加していない	757	55.5%
無回答	475	34.8%
基数	1,364	100.0%

⑤ 通いの場（100歳体操などの会）

項目	合計	構成比
週4回以上	22	1.6%
週2～3回	16	1.2%
週1回	34	2.5%
月1～3回	39	2.9%
年に数回	7	0.5%
参加していない	787	57.7%
無回答	459	33.7%
基数	1,364	100.0%

⑥ 老人クラブ

項目	合計	構成比
週4回以上	6	0.4%
週2～3回	10	0.7%
週1回	7	0.5%
月1～3回	16	1.2%
年に数回	22	1.6%
参加していない	828	60.7%
無回答	475	34.8%
基数	1,364	100.0%

⑦ 町内会・自治会

項目	合計	構成比
週4回以上	10	0.7%
週2～3回	10	0.7%
週1回	12	0.9%
月1～3回	60	4.4%
年に数回	224	16.4%
参加していない	609	44.6%
無回答	439	32.2%
基数	1,364	100.0%

⑧ 収入のある仕事

項目	合計	構成比
週4回以上	137	10.0%
週2～3回	83	6.1%
週1回	22	1.6%
月1～3回	17	1.2%
年に数回	21	1.5%
参加していない	665	48.8%
無回答	419	30.7%
基数	1,364	100.0%

37 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

項目	合計	構成比
是非参加したい	106	7.8%
参加してもよい	662	48.5%
参加したくない	401	29.4%
既に参加している	100	7.3%
無回答	95	7.0%
基数	1,364	100.0%

38 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

項目	合計	構成比
是非参加したい	47	3.4%
参加してもよい	462	33.9%
参加したくない	684	50.1%
既に参加している	60	4.4%
無回答	111	8.1%
基数	1,364	100.0%

6 たすけあいについて

39 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人

項目	合計	構成比
配偶者	794	27.9%
同居の子ども	270	9.5%
別居の子ども	461	16.2%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	411	14.5%
近隣	173	6.1%
友人	615	21.6%
その他	24	0.8%
そのような人はいない	54	1.9%
無回答	41	1.4%
基数	2,843	100.0%

42 看病や世話をしてくれる人

項目	合計	構成比
配偶者	892	37.8%
同居の子ども	322	13.6%
別居の子ども	398	16.9%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	337	14.3%
近隣	58	2.5%
友人	112	4.7%
その他	15	0.6%
そのような人はいない	168	7.1%
無回答	57	2.4%
基数	2,359	100.0%

40 心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人

項目	合計	構成比
配偶者	744	26.3%
同居の子ども	234	8.3%
別居の子ども	431	15.2%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	446	15.8%
近隣	200	7.1%
友人	622	22.0%
その他	17	0.6%
そのような人はいない	85	3.0%
無回答	51	1.8%
基数	2,830	100.0%

41 病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人

項目	合計	構成比
配偶者	900	42.0%
同居の子ども	355	16.6%
別居の子ども	462	21.6%
兄弟姉妹・親戚・親・孫	194	9.1%
近隣	33	1.5%
友人	68	3.2%
その他	10	0.5%
そのような人はいない	82	3.8%
無回答	37	1.7%
基数	2,141	100.0%

43 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください

項目	合計	構成比
自治会・町内会・老人クラブ	88	5.2%
社会福祉協議会・民生委員	159	9.4%
ケアマネジャー	89	5.3%
医師・歯科医師・看護師	340	20.1%
地域包括支援センター・役所・役場	202	11.9%
その他	85	5.0%
そのような人はいない	611	36.1%
無回答	118	7.0%
基数	1,692	100.0%

45 よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか

項目	合計	構成比
近所・同じ地域の人	543	24.0%
幼なじみ	122	5.4%
学生時代の友人	240	10.6%
仕事での同僚・元同僚	472	20.9%
趣味や関心が同じ友人	532	23.5%
ボランティア等の活動での友人	88	3.9%
その他	73	3.2%
いない	133	5.9%
無回答	58	2.6%
基数	2,261	100.0%

44 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか

項目	合計	構成比
毎日ある	110	8.1%
週に何度かある	379	27.8%
月に何度かある	385	28.2%
年に何度かある	284	20.8%
ほとんどない	161	11.8%
無回答	45	3.3%
基数	1,364	100.0%

7 健康について

46 現在の健康状態はいかがですか

項目	合計	構成比
とてもよい	172	12.6%
まあよい	910	66.7%
あまりよくない	210	15.4%
よくない	35	2.6%
無回答	37	2.7%
基数	1,364	100.0%

48 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか

項目	合計	構成比
はい	463	33.9%
いいえ	864	63.3%
無回答	37	2.7%
基数	1,364	100.0%

47 現在どの程度幸せですか
(とても不幸=0点、とても幸せ=10点)

項目	合計	構成比
0点	1	0.1%
1点	7	0.5%
2点	15	1.1%
3点	29	2.1%
4点	40	2.9%
5点	228	16.7%
6点	125	9.2%
7点	199	14.6%
8点	325	23.8%
9点	147	10.8%
10点	206	15.1%
無回答	42	3.1%
基数	1,364	100.0%

49 この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがありましたか

項目	合計	構成比
はい	284	20.8%
いいえ	1,047	76.8%
無回答	33	2.4%
基数	1,364	100.0%

50 お酒は飲みますか

項目	合計	構成比
ほぼ毎日飲む	334	24.5%
時々飲む	248	18.2%
ほとんど飲まない	394	28.9%
もともと飲まない	362	26.5%
無回答	26	1.9%
基数	1,364	100.0%

5.1 たばこは吸っていますか

項目	合計	構成比
ほぼ毎日吸っている	114	8.4%
時々吸っている	25	1.8%
吸っていたがやめた	434	31.8%
もともと吸っていない	760	55.7%
無回答	31	2.3%
基数	1,364	100.0%

5.2 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか

項目	合計	構成比
ない	227	9.7%
高血圧	552	23.6%
脳卒中（脳出血・脳梗塞等）	44	1.9%
心臓病	135	5.8%
糖尿病	185	7.9%
高脂血症（脂質異常）	168	7.2%
呼吸器の病気（肺炎や気管支炎等）	49	2.1%
胃腸、肝臓、胆のうの病気	79	3.4%
腎臓、前立腺の病気	116	5.0%
筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）	154	6.6%
外傷（転倒・骨折等）	40	1.7%
がん（悪性新生物）	52	2.2%
血液・免疫の病気	17	0.7%
うつ病	11	0.5%
認知症（アルツハイマー病等）	9	0.4%
パーキンソン病	8	0.3%
目の病気	230	9.8%
耳の病気	74	3.2%
その他	117	5.0%
無回答	74	3.2%
基数	2,341	100.0%

8 認知症にかかる相談窓口の把握について

5.3 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

項目	合計	構成比
はい	99	7.3%
いいえ	1,218	89.3%
無回答	47	3.4%
基数	1,364	100.0%

5.4 認知症の相談窓口を知っていますか

項目	合計	構成比
はい	311	22.8%
いいえ	999	73.2%
無回答	54	4.0%
基数	1,364	100.0%

9 在宅医療と介護の連携について

55 病気やけがで長期の治療、療養が必要になった場合、在宅医療を望みますか

項目	合計	構成比
希望するし実現可能だと思う	264	19.4%
希望するが実現は難しいと思う	730	53.5%
希望しない	311	22.8%
無回答	59	4.3%
基数	1,364	100.0%

56 在宅医療について不安に感じることは何ですか

項目	合計	構成比
家族の負担（肉体的・精神的）	1,012	31.0%
経済的な負担	566	17.3%
緊急時や救急時の対応	416	12.7%
みてる人がいない	219	6.7%
みてる医師を知らない	329	10.1%
部屋やトイレ等の住宅環境が整っていない	251	7.7%
訪問看護や介護の体制	319	9.8%
不安はない	63	1.9%
その他	27	0.8%
無回答	64	2.0%
基数	3,266	100.0%

57 将来自分の最期はどこで迎えたいと思いますか

項目	合計	構成比
自宅	725	53.2%
介護施設	102	7.5%
医療機関	412	30.2%
その他	65	4.8%
無回答	60	4.4%
基数	1,364	100.0%

10 認知症支援について

58 正しい知識や認知症の人への接し方を学ぶ「認知症サポーター養成講座」を開催していることを知っていますか

項目	合計	構成比
知っており、参加したことがある	85	6.3%
知っており、今後参加してみたい	144	10.7%
知っているが、参加するつもりはない	185	13.8%
知らないが、今後参加してみたい	544	40.5%
知らないし、今後参加するつもりもない	326	24.3%
無回答	60	4.5%
基数	1,344	100.0%

59 市内7か所で、認知症の人や地域住民が集う「認知症カフェ」（おれんじカフェ）が開催されていることを知っていますか

項目	合計	構成比
知っている	340	24.9%
知らない	970	71.1%
無回答	54	4.0%
基数	1,364	100.0%

60 認知症の人を地域で見守るために、どのようなことなら協力できそうですか

項目	合計	構成比
認知症の知識を身につける	417	16.9%
話し相手	310	12.5%
本人が困っている時に声掛けする	623	25.2%
日常生活の簡単な手伝い	208	8.4%
異変に気づいたら、家族や関係機関に知らせる	580	23.4%
その他	21	0.8%
協力できそうにない	236	9.5%
無回答	79	3.2%
基数	2,474	100.0%

1.1 介護予防について

6.1 介護が必要な状態になることを予防するために、あなたにとって関心のある事業はどれですか

項目	合計	構成比
健康づくりの体操教室	687	26.3%
認知症予防教室	483	18.5%
栄養に関する教室	312	11.9%
口腔機能に関する教室	135	5.2%
地域で通える自主的なサロン等	277	10.6%
健康に関する講演会や研修会	362	13.9%
地域で活動する人材の育成	179	6.9%
無回答	178	6.8%
基数	2,613	100.0%

6.2 桶川市や地域包括支援センターが実施している介護予防教室に参加したことはありますか

項目	合計	構成比
参加したことがある	103	7.6%
参加したことがない	1,213	88.9%
無回答	48	3.5%
基数	1,364	100.0%

6.3 参加したことがない理由は何ですか

項目	合計	構成比
実施していることを知らなかった	762	52.2%
会場が遠い	138	9.5%
介護予防に興味がない	124	8.5%
介護予防の取組は自分自身でできている	194	13.3%
無回答	242	16.6%
基数	1,460	100.0%

6.4 「オケちゃん健康長寿いきいきポイント事業」を実施していることを知っていますか

項目	合計	構成比
知っており、参加している	174	12.8%
知っており、今後参加してみたい	118	8.7%
知っているが、参加するつもりはない	192	14.1%
知らないが、今後参加してみたい	427	31.3%
知らないし、今後参加するつもりもない	376	27.6%
無回答	77	5.6%
基数	1,364	100.0%

6.5 参加した効果を教えてください

項目	合計	構成比
外出する機会が増えた	91	32.6%
健康になった	46	16.5%
生活にはりあいが出た	73	26.2%
特になし	42	15.1%
その他	21	7.5%
無回答	6	2.2%
基数	279	100.0%

12 地域包括ケアシステムについて

66 地域包括支援センターがどんなことを 行っている場所か知っていますか

項目	合計	構成比
知っている	296	21.7%
名前は聞いたことが、何をする場所かは知らない	403	29.5%
知らない	575	42.2%
無回答	90	6.6%
基数	1,364	100.0%

67 地域包括支援センターの事業を利用した ことはありますか

項目	合計	構成比
高齢者の生活や介護の相談をした	102	7.2%
介護予防教室に参加した	31	2.2%
地域の集まりで地域包括支援センター職員に教室を開催してもらった	40	2.8%
介護保険認定の代行申請やケアプランを立ててもらっている	55	3.9%
高齢者虐待の相談や通報をした	1	0.1%
成年後見制度の相談をした	2	0.1%
その他	13	0.9%
利用したことがない	1,024	71.9%
無回答	157	11.0%
基数	1,425	100.0%

68 日常生活でちょっとした支援等がほしい と思うのはどんな時ですか

項目	合計	構成比
ゴミ出し	57	3.4%
病院、郵便局、銀行、市役所などの付き添い	63	3.7%
庭の草むしり	133	7.8%
書類、郵便物の整理	19	1.1%
外出の際の交通手段	107	6.3%
介護に関する相談相手	74	4.4%
買物	63	3.7%
調理	26	1.5%
掃除	94	5.5%
特にない	954	56.1%
その他	23	1.4%
無回答	88	5.2%
基数	1,701	100.0%

69 日常生活であつたらいいなと思うものは ありますか

項目	合計	構成比
他の世代との交流の場	137	10.0%
徒歩圏内で集まれる場所	362	26.5%
元気高齢者が活躍できる場所	408	29.9%
その他	118	8.7%
無回答	339	24.9%
基数	1,364	100.0%

70 地域でお互いを支え合うためにできる ことはありますか

項目	合計	構成比
ゴミ出し	367	13.9%
病院、郵便局、銀行、市役所などの付き添い	141	5.3%
庭の草むしり	265	10.0%
書類、郵便物の整理	104	3.9%
外出の際の送迎	149	5.6%
話し相手	421	15.9%
買物	219	8.3%
調理	81	3.1%
掃除	142	5.4%
自治会活動への参加	284	10.7%
できることはない	281	10.6%
その他	48	1.8%
無回答	141	5.3%
基数	2,643	100.0%

13 暮らしについて

71 自分で金銭管理や、契約行為などが難しくなったときに、誰に頼みたいと思いますか

項目	合計	構成比
子ども	802	58.8%
配偶者	364	26.7%
その他の親族	34	2.5%
成年後見人など家庭裁判所から選任された人	16	1.2%
信頼している地域の人や知人	6	0.4%
考えていない	75	5.5%
その他	6	0.4%
無回答	61	4.5%
基数	1,364	100.0%

72 成年後見制度を知っていますか

項目	合計	構成比
はい	842	61.7%
いいえ	428	31.4%
無回答	94	6.9%
基数	1,364	100.0%

73 自分で金銭管理や、契約行為が難しくなった場合に備え、相談や準備を行っていますか

項目	合計	構成比
はい	384	28.2%
いいえ	945	69.3%
無回答	35	2.6%
基数	1,364	100.0%

74 人から耳の聞こえが悪いと言われたことがありますか

項目	合計	構成比
はい	385	28.2%
いいえ	946	69.4%
無回答	33	2.4%
基数	1,364	100.0%

75 補聴器を利用していますか

項目	合計	構成比
はい	53	3.9%
いいえ	377	27.6%
無回答	934	68.5%
基数	1,364	100.0%

4. 在宅介護実態調査データ

※基数：回答者数の構成比を求める母数であり、回答数の合計値とは一致しない場合がある。

回答について

1 配付数及び回答数（内訳）

項目	合計
配付数	1,150
回答数	564
回答率	49.0%

2 調査票記入者

項目	合計	構成比
調査対象者本人	143	23.6%
主な介護者の家族や親族	385	63.4%
主な介護者以外の家族や親族	37	6.1%
ケアマネージャー	12	2.0%
その他	7	1.2%
無回答	23	3.8%
基数	607	100.0%

1 本人の属性

3 世帯類型

項目	合計	構成比
単身世帯	98	17.4%
夫婦のみ世帯	202	35.8%
その他	250	44.3%
無回答	14	2.5%
基数	564	100.0%

4 性別

項目	合計	構成比
男	184	32.6%
女	291	51.6%
不明	89	15.8%
基数	564	100.0%

5 年齢

項目	合計	構成比
～64歳	5	0.9%
65～69歳	21	3.7%
70～74歳	44	7.8%
75～79歳	83	14.7%
80～84歳	117	20.7%
85～89歳	124	22.0%
90～94歳	63	11.2%
95～99歳	13	2.3%
100歳～	5	0.9%
不明	89	15.8%
基数	564	100.0%

2 本人の心身の状態

6 介護状態

項目	合計	構成比
要支援1	8	1.4%
要支援2	16	2.8%
要介護1	182	32.3%
要介護2	117	20.7%
要介護3	67	11.9%
要介護4	52	9.2%
要介護5	31	5.5%
不明	91	16.1%
基数	564	100.0%

7 障害高齢者の日常生活自立度

項目	合計	構成比
自立	0	0.0%
J1	3	0.5%
J2	64	11.3%
A1	125	22.2%
A2	141	25.0%
B1	53	9.4%
B2	51	9.0%
C1	9	1.6%
C2	25	4.4%
不明	93	16.5%
基数	564	100.0%

8 認知症高齢者の日常生活自立度

項目	合計	構成比
自立	65	11.5%
I	103	18.3%
II a	46	8.2%
II b	133	23.6%
III a	80	14.2%
III b	12	2.1%
IV	21	3.7%
M	1	0.2%
不明	103	18.3%
基数	564	100.0%

9 現在抱えている傷病について

項目	合計	構成比
脳血管疾患（脳卒中）	96	9.4%
心疾患（心臓病）	83	8.1%
悪性新生物（がん）	32	3.1%
呼吸器疾患	35	3.4%
腎疾患（透析）	17	1.7%
筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）	102	9.9%
膠原病（関節リウマチ含む）	17	1.7%
変形性関節疾患	59	5.8%
認知症	204	19.9%
パーキンソン病	27	2.6%
難病（パーキンソン病除く）	14	1.4%
糖尿病	71	6.9%
眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）	119	11.6%
その他	83	8.1%
なし	17	1.7%
わからない	19	1.9%
無回答	31	3.0%
基数	1,026	100.0%

3 支援・サービスの利用実態

10 介護保険サービス以外で利用している支援やサービスについて

項目	合計	構成比
配食	37	5.2%
調理	21	3.0%
掃除・洗濯	42	5.9%
買い物（宅配は含まない）	20	2.8%
ゴミ出し	32	4.5%
外出同行（通院・買い物等）	51	7.2%
移送サービス（介護・福祉タクシー等）	69	9.7%
見守り・声かけ	23	3.2%
定期的な通いの場	13	1.8%
その他	14	2.0%
利用していない	327	46.0%
無回答	62	8.7%
基数	711	100.0%

11 訪問診療の利用の有無

項目	合計	構成比
利用している	92	16.3%
利用していない	437	77.5%
無回答	35	6.2%
基数	564	100.0%

12 介護サービスの利用の有無（住宅改修や福祉用具貸与・購入以外）

項目	合計	構成比
利用している	327	58.0%
利用していない	197	34.9%
無回答	40	7.1%
基数	564	100.0%

13 介護サービスを利用していない理由（住宅改修や福祉用具貸与・購入以外）

項目	合計	構成比
利用するほどの状態でない	76	25.8%
本人に希望がない	41	13.9%
家族が介護するため、必要ない	44	14.9%
以前、利用していたサービスで不満があった	5	1.7%
利用料を支払うのが難しい	14	4.7%
利用したいサービスが利用できない・身近にない	2	0.7%
住宅改修や福祉用具貸与・購入のみを利用するため	16	5.4%
手続きや利用方法がわからない	12	4.1%
その他	35	11.9%
無回答	50	16.9%
基数	295	100.0%

14 サービス利用の組み合わせ

項目	合計	構成比
未利用	230	40.8%
訪問系のみ	39	6.9%
通所系のみ	142	25.2%
短期系のみ	6	1.1%
訪問+通所	40	7.1%
訪問+短期	3	0.5%
通所+短期	12	2.1%
訪問+通所+短期	3	0.5%
不明	89	15.8%
基数	564	100.0%

15 訪問系サービスの合計利用回数

項目	合計	構成比
0回	390	69.1%
1~4回	25	4.4%
5~14回	38	6.7%
15~24回	12	2.1%
25~31回	3	0.5%
32~49回	2	0.4%
50回以上	5	0.9%
不明	89	15.8%
基数	564	100.0%

16 通所系サービスの合計利用回数

項目	合計	構成比
0回	278	49.3%
1~4回	33	5.9%
5~9回	72	12.8%
10~14回	54	9.6%
15~24回	35	6.2%
25回以上	3	0.5%
不明	89	15.8%
基数	564	100.0%

17 短期系サービスの合計利用回数

項目	合計	構成比
0回	451	80.0%
1~4回	6	1.1%
5~9回	3	0.5%
10~14回	5	0.9%
15~24回	6	1.1%
25回以上	4	0.7%
不明	89	15.8%
基数	564	100.0%

4 支援・サービスのニーズ

18 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

項目	合計	構成比
配食	87	8.1%
調理	68	6.3%
掃除・洗濯	101	9.4%
買い物（宅配は含まない）	69	6.4%
ゴミ出し	61	5.7%
外出同行（通院・買い物等）	149	13.8%
移送サービス（介護・福祉タクシー等）	167	15.5%
見守り、声かけ	95	8.8%
定期的な通いの場	41	3.8%
その他	19	1.8%
特になし	158	14.7%
無回答	62	5.8%
基数	1,077	100.0%

19 現時点での施設等への入所・検討状況

項目	合計	構成比
検討していない	300	53.2%
検討している	111	19.7%
入所・入居の申込み中	85	15.1%
無回答	68	12.1%
基数	564	100.0%

20 就労している介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うかについて

項目	合計	構成比
自営業・フリーランス等のため、勤め先はない	17	4.4%
介護休業・介護休暇等の制度の充実	58	15.1%
制度を利用しやすい職場づくり	52	13.6%
労働時間の柔軟な選択（フレックシブル制など）	43	11.2%
働く場所の多様化（住宅勤務・テレワークなど）	21	5.5%
仕事と介護の両立に関する情報の提供	13	3.4%
介護に関する相談窓口・相談担当者の設置	13	3.4%
介護をしている従業員への経済的な支援	41	10.7%
その他	7	1.8%
特になし	33	8.6%
主な介護者に確認しないと、わからない	9	2.3%
無回答	76	19.8%
基数	383	100.0%

5 介護者の属性

21 ご家族やご親族からの介護の頻度

項目	合計	構成比
ない	127	22.5%
週1回よりも少ない	56	9.9%
週に1～2日ある	63	11.2%
週に3～4日ある	34	6.0%
ほぼ毎日ある	247	43.8%
無回答	37	6.6%
基数	564	100.0%

22 主な介護者について

項目	合計	構成比
配偶者	193	40.5%
子	195	41.0%
子の配偶者	38	8.0%
孫	3	0.6%
兄弟・姉妹	9	1.9%
その他	16	3.4%
無回答	22	4.6%
基数	476	100.0%

23 主な介護者の性別

項目	合計	構成比
男性	165	34.7%
女性	287	60.3%
無回答	24	5.0%
基数	476	100.0%

24 主な介護者の年齢

項目	合計	構成比
20歳未満	8	1.7%
20代	5	1.1%
30代	2	0.4%
40代	38	8.0%
50代	90	18.9%
60代	120	25.2%
70代	99	20.8%
80代	92	19.3%
わからない	1	0.2%
無回答	21	4.4%
基数	476	100.0%

25 主な介護者の方が行っている介護等について

項目	合計	構成比
日中の排泄	87	3.4%
夜間の排泄	77	3.0%
食事の介助（食べる時）	94	3.6%
入浴・洗身	121	4.7%
身だしなみ（洗顔・歯みがき等）	105	4.1%
衣服の着脱	167	6.5%
屋内の移乗・移動	110	4.3%
外出の付き添い、送迎等	328	12.7%
服薬	234	9.1%
認知症状への対応	133	5.2%
医療面での対応（経管栄養・ストーマ等）	63	2.4%
食事の準備（調理等）	316	12.3%
その他の家事（掃除・洗濯・買い物等）	349	13.5%
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	323	12.5%
その他	34	1.3%
わからない	8	0.3%
無回答	29	1.1%
基数	2,578	100.0%

26 主な介護者の方が不安に感じる介護等について

項目	合計	構成比
日中の排泄	103	6.5%
夜間の排泄	142	9.0%
食事の介助（食べる時）	40	2.5%
入浴・洗身	139	8.8%
身だしなみ（洗顔・歯みがき等）	30	1.9%
衣服の着脱	53	3.3%
屋内の移乗・移動	74	4.7%
外出の付き添い、送迎等	171	10.8%
服薬	69	4.4%
認知症状への対応	205	12.9%
医療面での対応（経管栄養・ストーマ等）	33	2.1%
食事の準備（調理等）	122	7.7%
その他の家事（掃除・洗濯・買い物等）	125	7.9%
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	102	6.4%
その他	37	2.3%
特になし	49	3.1%
介護者に確認しないとわからない	23	1.5%
無回答	69	4.4%
基数	1,586	100.0%

27 主な介護者の方の一番増えた負担について

項目	合計	構成比
精神的な負担	300	53.2%
肉体的な負担	74	13.1%
経済的な負担	65	11.5%
その他	14	2.5%
主な介護者がいない	14	2.5%
無回答	97	17.2%
基数	564	100.0%

28 主な介護者の精神的負担の具体的内容

項目	合計	構成比
介護全般	153	22.0%
被介護者とのコミュニケーション	104	14.9%
排泄の介護	58	8.3%
介護の方法がわからない	28	4.0%
自分の時間を持ってない	135	19.4%
大変さを理解してもらえない	78	11.2%
相談できる相手がいない	26	3.7%
その他	25	3.6%
無回答	90	12.9%
基数	697	100.0%

29 介護者の支援として拡充を望まれること

項目	合計	構成比
介護方法の講習会の開催	59	7.7%
介護者がつどえる場の提供	40	5.2%
相談先の周知	84	10.9%
経済的支援	163	21.2%
見守り・安否確認サービスの拡充	84	10.9%
徘徊のある方の早期発見しくみづくり	30	3.9%
認知症や介護に対して理解があるまちづくり	139	18.1%
その他	22	2.9%
無回答	147	19.1%
基数	768	100.0%

30 「介護のつどい」の認知度

※介護のつどい＝介護者の情報交換や悩み相談の場

項目	合計	構成比
知っており、参加したことがある	21	3.8%
知っており、今後参加してみたい	54	9.8%
知っているが、参加するつもりはない	105	19.1%
知らないが、今後参加してみたい	146	26.5%
知らないし、今後参加するつもりもない	136	24.7%
無回答	88	16.0%
基数	550	100.0%

31 「介護のつどい」に参加するつもりがない方の理由

項目	合計	構成比
場所が遠い	23	5.8%
開催場所が分からない	30	7.6%
予定が合わない	78	19.7%
知り合いに会ってしまいそう	7	1.8%
自身に得られるものがない	48	12.1%
開催内容が分からない	55	13.9%
その他	61	15.4%
無回答	94	23.7%
基数	396	100.0%

32 「認知症カフェ」

※認知症カフェ＝認知症の人や地域住民の集い

項目	合計	構成比
知っており、参加したことがある	17	3.1%
知っており、今後参加してみたい	54	9.8%
知っているが、参加するつもりはない	112	20.3%
知らないが、今後参加してみたい	101	18.3%
知らないし、今後参加するつもりもない	176	31.9%
無回答	92	16.7%
基数	552	100.0%

33 「認知症カフェ」に参加するつもりがない方の理由

項目	合計	構成比
場所が遠い	23	5.0%
開催場所が分からない	45	9.7%
予定が合わない	92	19.9%
知り合いに会ってしまいそう	8	1.7%
自身に得られるものがない	47	10.2%
開催内容が分からない	77	16.7%
その他	69	14.9%
無回答	101	21.9%
基数	462	100.0%

34 現在の介護保険サービスの利用状況についての満足度

項目	合計	構成比
利用していない	64	11.6%
満足している	292	53.0%
利用限度額以上の利用がしたい	59	10.7%
利用限度額以上利用している	29	5.3%
その他	38	6.9%
無回答	69	12.5%
基数	551	100.0%

35 対象者が長期の治療や療養が必要になった場合、在宅医療を希望するかについて

項目	合計	構成比
既に在宅医療を受けている	51	9.3%
希望するし、実現可能だと思う	99	18.0%
希望するが、実現は難しいと思う	235	42.6%
希望しない	111	20.1%
無回答	55	10.0%
基数	551	100.0%

36 在宅医療に関する不安

項目	合計	構成比
家族の負担（肉体的・精神的）	356	29.6%
経済的な負担	183	15.2%
緊急時や救急時の対応	189	15.7%
みてる人がいない	77	6.4%
みてる医師を知らない	95	7.9%
住環境が整っていない	113	9.4%
訪問看護や介護の体制	93	7.7%
不安はない	27	2.2%
その他	15	1.2%
無回答	56	4.7%
基数	1,204	100.0%

37 看取りたい場所

項目	合計	構成比
自宅	214	38.8%
介護施設	81	14.7%
医療機関	173	31.4%
その他	27	4.9%
無回答	56	10.2%
基数	551	100.0%

38 今後の住まいについての希望

項目	合計	構成比
食事や買い物などの生活支援の提供がある住まい	113	20.5%
医療的処置への対応ができる住まい	140	25.4%
地域や居住者との交流ができる住まい	19	3.4%
現在のままでいい	219	39.7%
無回答	60	10.9%
基数	551	100.0%

6 介護者の就労状況

39 主な介護者の勤務形態

項目	合計	構成比
フルタイムで働いている	92	16.3%
パートタイムで働いている	98	17.4%
働いていない	308	54.6%
確認しないと、分からない	6	1.1%
無回答	60	10.6%
基数	564	100.0%

40 就労している主な介護者の方は、介護をするにあたって何か働き方の調整等をしているかについて

項目	合計	構成比
特に行っていない	71	24.3%
労働時間を調整しながら、働いている	78	26.7%
休暇を取りながら働いている	45	15.4%
在宅勤務を利用しながら、働いている	4	1.4%
それ以外の方法で調整しながら、働いている	27	9.2%
確認しないとわからない	4	1.4%
無回答	63	21.6%
基数	292	100.0%

41 就労している主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうかについて

項目	合計	構成比
問題なく続けていける	37	14.6%
問題はあるが、何とか続けていける	105	41.5%
続けていくのは、やや難しい	16	6.3%
続けていくのは、かなり難しい	10	4.0%
確認しないとわからない	7	2.8%
無回答	78	30.8%
基数	253	100.0%

42 ご家族やご親族の中で、介護が主な理由で過去1年の間に仕事を辞めた方の有無

項目	合計	構成比
主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）	46	10.1%
主な介護者以外の家族や親族が仕事を辞めた（転職除く）	12	2.6%
主な介護者が転職した	11	2.4%
主な介護者以外の家族や親族が転職した	1	0.2%
介護のために仕事を辞めた家族や親族はいない	259	56.7%
わからない	19	4.2%
無回答	109	23.9%
基数	457	100.0%

5. 用語解説

■ あ行

I C T (Information and Communication Technology)

「情報通信技術」の略であり、「IT（情報技術）」に代わる言葉として、日本でも広まりつつある。医療・介護・健康分野については、政府の健康・医療戦略（平成26年7月22日閣議決定）において、「世界最先端の医療の実現のための医療・介護・健康に関するデジタル化・ICT化が柱のひとつに位置付けられており、社会保障費の増大や生産年齢人口の減少等の社会的課題の解決に向けて新たに講ずべき具体的施策として、医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用の推進が掲げられている。関係者によるICTを活用した情報連携により、多職種による迅速な支援が行えるなど、その利点を生かした活用が求められている。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

平成26年の介護保険法の改正により、平成27年度以降、市町村で順次実施することとなった事業のこと。桶川市では平成29年度から実施している。地域支援事業のひとつとして、65歳以上の人を対象に個々の状態に合わせた様々なサービスなどを行う。65歳以上の全ての人が利用できる一般介護予防事業と、要支援に認定された人などが利用できる介護予防・生活支援サービス事業で構成される。

アドバンス・ケア・プランニング（ACP）

P61参照

一般介護予防事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業における事業のひとつである。65歳以上の人全員を対象とし、要介護状態になるリスクを減らしていくため、介護予防教室などの介護予防に向けた取組を行っている。

エンディングノート

P61参照

オケちゃん健康体操

P37参照

N P O（Nonprofit Organization）：特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法に基づき設立された法人をいう。保健、医療又は福祉の増進を図る活動等を通じて、公益の増進に寄与する非営利の活動法人。

■ かけ

介護給付費準備基金（保険給付費支払基金）

介護保険事業会計で第1号被保険者が負担した保険料の余剰金を積み立て、第1号被保険者が負担する保険料に不足が生じた場合に充当が行え、次期保険料の抑制に活用ができるように設置された基金のこと。

介護保険制度

社会保険方式として平成9年12月に公布され、平成12年度から施行された。国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律。介護保険による保険給付の対象となるのは、要支援・要介護と認定された高齢者等の訪問介護、通所介護、短期入所等の利用、特別養護老人ホームや老人保健施設等への入所などである。超高齢社会に備え、①安定した財源の確保、②保険システム導入により各種サービスを利用しやすくする、③介護サービスにおける民間活力の導入、④病院や老人保健施設と特別養護老人ホームとの整合を図る等を目的として、介護保険制度が創設された。

介護予防

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐこと、又は要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。高齢者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するという介護保険法上の考え方。

介護予防・生活支援サービス事業

新しい介護予防・日常生活支援総合事業における事業のひとつである。要支援の認定を受けた人や基本チェックリストにより事業対象者と判定された人が対象となる。自宅にホームヘルパー等が訪問し、調理、掃除、洗濯などの日常生活上の支援を受ける訪問型サービス、通所介護施設で入浴、食事、運動機能向上などの支援を受ける通所型サービス、一人暮らしの見守りなどの支援を受けるその他生活支援サービスがある。

介護ロボット

介護に用いるロボットの総称となるが、「福祉ロボット」、「次世代福祉機器」などとも呼ばれている。介護ロボットは、介護者の作業を代替するためにあるものではなく、あくまでも被介護者のためにあるものであり、経済産業省による「ロボット政策研究会」が提案している「ロボット3条件」が現状に即していると言われている。

①介護支援型（移乗、入浴、排せつなど）、②自立支援型（歩行支援、リハビリ、食事、読書など）、③コミュニケーション・セキュリティ型（癒し、見守りなど）

看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型介護サービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できるサービス。平成27年4月から居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組み合わせとして厚生労働省令で定めた複合型サービスのひとつ。

基本チェックリスト

介護予防・生活支援サービス事業を利用することができる事業対象者を判定するために使用する25項目からなる質問票のこと。この質問票により、生活機能の低下が見られるかどうかを確認する。

居宅介護支援事業所

要介護者等が介護保険制度のサービスを利用する際に、利用者の生活状況、家族環境、利用者の希望などを勘案し、必要なサービスが適切に提供できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、在宅生活を支援する市が指定した事業所のこと。

ケアマネジメント

事業対象者、要支援又は要介護のサービス利用者がその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が居宅介護（予防）サービス計画を作成し、事業者や施設との連絡・調整を行う一連の活動のこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

要支援又は要介護の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、サービス利用に当たりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、居宅介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設との連絡・調整を行う者のこと。

ケアプラン（介護サービス計画）

要介護者等が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類・内容・担当者等を定めた計画。計画には在宅の場合の「居宅介護サービス計画」、施設の場合の「施設サービス計画」の2種類がある。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な者が、様々な局面で不利益を被ることがないように、弁護又は擁護する制度の総称のこと。

後期高齢者・前期高齢者

75歳以上の高齢者のこと。65歳～74歳の高齢者を前期高齢者として区分する。

高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して日常生活、社会生活への適応が困難となる障害のこと。

高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。WHO（世界保健機構）や国連の定義によると、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、65歳以上人口の割合が14%超で「高齢社会」、65歳以上人口の割合が21%超で「超高齢社会」とされている。

高齢化社会	高齢社会	超高齢社会
高齢化率7%～14%未満	高齢化率14%～21%未満	高齢化率21%～

■ さ行

サービス付き高齢者向け住宅

ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯などが、安心して住み慣れた地域で居住できるよう、バリアフリー構造等を備え、安否確認・生活相談サービスなどを提供する賃貸住宅のこと。

若年性認知症

40歳から64歳までに発症した初老期認知症に18歳から39歳までに発症した若年期認知症を加えた認知症の総称となる。

若年性認知症の原因となる疾患については調査対象によって異なるが、アルツハイマー型認知症が最も多くなるが、高齢者と比較すると前頭側頭葉変性症や脳血管性認知症あるいはアルコール性認知症などの比率が高くなっている。

社会福祉協議会

昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づく社会福祉法人のひとつで、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。地域社会において、地域住民が主体となり、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加と協力を得て、社会福祉と保健衛生などの活動を地域の実情に合わせて行っている。

小規模多機能型居宅介護

介護保険の地域密着型サービスのひとつ。中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支える観点から、「通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービスのこと。

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘などを行うとともに地域資源の開発や地域のニーズ把握などを行う専門家のこと。

成年後見制度

判断能力が十分でない場合（認知・記憶等に障害のある高齢者、知的障害者、精神障害者など）、本人を法律的に保護し、支えるための制度のこと。

（例えば、預金の解約、福祉サービス契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買など）

成年後見制度利用促進計画（市町村）

国の成年後見制度利用促進計画に基づき、市町村の成年後見制度の利用の促進に係る施策を定めた計画。

前期高齢者・後期高齢者

65歳～74歳の高齢者のこと。75歳以上の高齢者を後期高齢者として区分する。

■ た行

第1号被保険者

被保険者の分類のひとつ。介護保険では65歳以上の人を対象となる。

第2号被保険者

被保険者の分類のひとつ。介護保険では40～65歳未満の人を対象となる。

団塊ジュニア世代

昭和46年から昭和49年までの第二次ベビーブーム期に生まれた人を指し、今の日本の人口で、団塊の世代に次いで多い世代のこと。

団塊の世代

昭和22年から昭和24年までのベビーブーム期に生まれた人を指し、今の日本の人口で最も多い世代のこと。

地域共生社会

高齢者、障害者、子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを共に創り、高め合う社会のこと。平成29年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正によって、理念が規定された。制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごと繋がることを目指す考え方。

地域ケア会議

多職種の専門職の協働のもとで、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として市町村や地域包括支援センターが開催する会議のこと。

地域支援事業

被保険者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業を行う。

地域包括ケア

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本にした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(生活圏域)で適切に提供できるような地域の体制のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制のこと。

地域包括支援センター

P67参照

地域密着型サービス

住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成18年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービスのこと。事業所や施設がある市区町村にお住まいの方の利用が基本となる。認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームなどがある。

地域資源

自然資源のほかに、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものとして捉え、人的・人文的な資源を含む広義の総称として用いる言葉のこと。

中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関のこと。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う居宅サービスのこと。

特定施設

特定施設入居者生活介護のサービスが提供される施設のこと。有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の人員配置等を行った施設が、入居者に介護サービスを提供する場合には特定施設として介護保険給付の対象となる。施設が介護サービスを提供し、要介護者だけが入居可能な施設が介護専用特定施設であり、同様に施設が介護サービスを提供するが、要介護者だけでなく要介護でない者も入居可能な施設が混合型特定施設である。

■ な行

日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める圏域のこと。桶川市では、中学校地区を基準に4圏域を設定している。

認知症

脳の細胞がさまざまな原因で減少したり、働きが悪くなったりすることによって、記憶や判断力の障害が起こり、生活する上で支障がある状態のこと。

認知症施策推進大綱

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていく根本となるもの。

認知症初期集中支援チーム

P64参照

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症高齢者に対して、1つの共同生活住居で、5人以上9人以下の少人数の家庭的な環境の下、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援や機能訓練を行い、お互いに協力

し合いながら、自立した生活を送る施設のこと。

認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で暮らす認知症の方やその家族が、安心して暮らし続けられるように見守り、できる範囲で手助けする人のこと。

■ は行

パブリックコメント

国民、都道府県民、市町村民など公衆の意見のこと。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見のこと。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。

パブリックコメント手続とは、行政が政策、制度等を決定する際に、国民、都道府県民、市町村民などの意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。

P D C A サイクル

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、事業等を継続的に改善していく手法のこと。

100歳体操

P38参照

避難行動要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々のこと。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児を対象にしている。

避難行動要支援者登録制度

高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方の名簿を整備し、いざという時に地域における助け合いの力で、迅速な安否確認や避難支援が必要な方への支援を行う制度のこと。

ボランティア

自主的に無償で社会活動などに参加し、奉仕活動をする人又は奉仕活動そのものを表す言葉のこと。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。

■ま行

民生委員

民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、担当地域において住民の社会福祉に関する相談や支援、生活支援活動等を住民性、継続性、包括・総合性の3つの原則に沿って活動する。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

もしも手帳

P61参照

■や行

要介護（要支援）認定

被保険者が介護サービスを受けるため、市町村に要介護認定申請を行い、市町村が全国一律の要介護認定基準に基づいて、介護を必要とするかどうかを判定すること。被保険者の心身の状況等を調査する認定調査と、主治医意見書に基づき一次判定を行い、一次判定結果を踏まえて、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容に基づき、介護認定審査会(二次判定)で審査・判定（要介護、要支援、非該当）を行う。

■ら行

ロストジェネレーション世代

バブル経済崩壊後の景気の悪化で就職難の時代に社会に出た世代のこと。昭和40年代後半から50年代前半の生まれで団塊ジュニア世代を含む。

※出典：介護福祉用語辞典（中央法規）、介護保険制度の解説（社会保険研究所）
福祉医療機構WAMNET など



**第九次桶川市高齢者福祉計画及び
第八次桶川市介護保険事業計画**

発行日 令和3年3月
発行 桶川市
住所 〒363-8501 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号
電話 048-786-3211（代表）
F A X 048-787-5409
U R L <https://www.city.okegawa.lg.jp>
編集・製作 桶川市健康福祉部高齢介護課